

令和3年度

包括外部監査の結果報告書

環境部の所管事業に係る財務に関する
事務の執行について

豊中市包括外部監査人
公認会計士 木下 哲

目次

第1 外部監査の概要	5
1. 外部監査の種類.....	5
2. 選定した特定の事件(テーマ).....	5
3. 特定の事件(テーマ)を選定した理由.....	5
4. 監査対象年度.....	5
5. 監査の方法.....	6
6. 監査の実施期間.....	14
7. 補助者.....	14
8. 利害関係.....	14
第2 監査対象の概要	15
1. 環境基本条例に定める基本理念と基本政策.....	15
2. 第3次環境基本計画の概要.....	16
3. 環境部における分掌事務.....	23
第3 監査の総括	27
1. 内部統制制度におけるリスク等の不断の見直しについて(監査の意見).....	27
2. 人権啓発研修の取り扱いについて(監査の意見).....	29
3. 監査の結果及び意見の一覧.....	32
第4-1 監査の結果及び意見(環境政策課関連)	37
I 関連する個別計画の概要等.....	37
II 個別の事業に関する監査の結果及び意見.....	38
1. 地球温暖化防止地域計画の推進.....	38
2. 地球温暖化防止基金事業.....	44
3. 環境交流センター運営管理及び環境交流センター施設管理.....	48
第4-2 監査の結果及び意見(公園みどり推進課関連)	54
I 関連する個別計画の概要等.....	54
II 個別の事業に関する監査の結果及び意見.....	56
1. 自然環境保全事業.....	56
2. 生ごみ・剪定枝堆肥化事業.....	63
3. 緑と食品のリサイクルプラザ施設管理・緑と食品のリサイクルプラザ車両管理・緑と食品のリサイクルプラザ主催事業.....	68
4. 花とみどりの相談所施設管理・花とみどりの相談所車両管理・花とみどりの相談所主催事業.....	77
5. 花いっぱい運動事業.....	85
6. 緑化推進事業.....	91

7. 公園維持管理事業・公園施設維持管理事業・ふれあい緑地施設管理	94
8. 公園等自主管理協定制度事業	112
9. 公園管理事務所施設管理	116
10. 公園安全安心対策事業	119
11. 公園等有効活用事業	122
III 個別の事業以外の監査の意見	131
1. 公園活性化に向けた取組みの推進について(監査の意見)	131
第4-3 監査の結果及び意見(減量計画課・美化推進課・家庭ごみ事業課・事業ご み指導課関連)	133
I 関連する個別計画の概要等	133
1. 第4次一般廃棄物処理基本計画等の概要	133
2. 豊中市におけるごみ処理体系	134
3. ごみ排出量の実績	136
II 個別の事業に関する監査の結果及び意見(減量計画課関連)	137
1. 環境事業所施設管理	137
2. 車両管理(ごみ処理費)	142
3. クリーンランド負担金	148
III 個別の事業以外の監査の意見(減量計画課関連)	155
1. 第4次ごみ減量計画の中間見直しにおけるより実効性のある減量策の提示 等について(監査の意見)	155
IV 個別の事業に関する監査の結果及び意見(美化推進課関連)	158
1. 路上喫煙対策推進事業	158
2. 地域美化活動事業	161
V 個別の事業に関する監査の結果及び意見(家庭ごみ事業課関連)	164
1. ペットボトル分別収集事業	164
2. 分別周知事業	168
3. 分別収集事業	174
4. 再生古紙布売払収入(歳入)	177
5. ごみ収集業務委託事業	180
6. 粗大ごみ関連	188
VI 個別の事業に関する監査の結果及び意見(事業ごみ指導課関連)	192
1. し尿処理・運搬業務	192
2. し尿処理施設基本構想策定業務	197

(本報告書における記載内容の注意事項)

1. 端数処理

報告書中の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の内訳の合計額と総額等とが一致しない場合がある。また、公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。

2. 数値等の出所

報告書に記載する数値・表記等は、原則として豊中市が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いており、その場合には、原則として数値等の出所は記載していないが、明示することが望ましいと判断した場合には、その出所を記載している。また、豊中市が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたものについては、その出所を記載している。

加えて、監査人が独自に集計等を行い作成したものについては、その旨を併せて記載している。

3. 年表示の取扱いについて

年表示については、原則、元号により表示しているが、各種計画等における目標年度等のように比較等の点から有用と判断した場合には、()書きにて西暦を併記している。なお、図表等を引用している場合には、引用元の図表等が作成された時点における元号表示に従っているものがある。

(例)平成 39 年度(2027 年度)等

4. 監査の結果及び意見

監査の結論については、対象となる事業等の単位ごとに「監査の結果」と「監査の意見」とに分け、その旨を明示している。

監査の結果	法令、条例及び規則等に反していると判断される事項や社会通念上著しく適切性を欠き不当と判断される事項
監査の意見	監査の結果以外で、改善・検討を求める事項

(報告書中における記載例)

「① 市内各公園維持管理業務における業務計画書の提出の遅延について
(監査の結果)」

「③ 指名基準の明確化について (監査の意見)」

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(テーマ)

環境部の所管事業に係る財務に関する事務の執行について

3. 特定の事件(テーマ)を選定した理由

地域住民の安全、健康及び福祉を保持することを責務とする地方公共団体には、住民の福祉に深く関係する地域の環境保全に関し重要な役割が期待され、環境問題の解決に大きな責任を負っているものといえる。

豊中市においては、平成 7 年に「豊中市環境基本条例(以下「環境基本条例」という。)」を制定するとともに、平成 30 年度からは 10 年間を計画期間とする「第 3 次豊中市環境基本計画(以下「豊中市環境基本計画」を「環境基本計画」という。)」を策定し、同年 6 月にとよなか市民環境会議が策定した「第 3 次豊中アジェンダ 21」と両輪で、市民・事業者・行政の協働により、地球規模の環境を意識した取り組みを地域で一体となって進めているところである。

環境基本計画の対象範囲には、市内で排出される廃棄物の処理や環境汚染対策、都市のみどりの保全といった快適な都市環境を確保するための施策から、地球温暖化をはじめとする地球レベルの環境問題に対応するための施策まで幅広い分野が含まれているが、環境部がこれらの施策を担う中核となっている。

新型コロナウイルス感染症が収束まで長期化することにより、今後、より一層厳しい財政運営が求められることが想定される中、環境部の所管事業に係る財務に関する事務を対象とし、地域の環境保全及び環境問題の解決のためにいかに対応しているのか監査を行うことは、豊中市の今後の行財政運営にとって有用なものと判断し、特定の事件(テーマ)として選定した。

4. 監査対象年度

令和 2 年度の執行分

必要に応じて、令和元年度以前及び令和 3 年度についても対象とした。

5. 監査の方法

(1) 監査の視点

- ・環境部の所管事業に係る財務事務の執行が、関連する法令及び条例及び規則等に従い、適正に行われているか。
- ・環境部の所管事業に係る財務事務の執行が、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

(2) 主な監査手続

- ・環境部の所管事業の目的及び概要について担当部署より説明を聴取し把握する。
- ・関係書類の閲覧及び担当部署への質問を行う。
- ・環境部の所管事業に関連する施設等のうち、市民が利用する施設等を中心に現地調査を実施する。

(3) 監査の対象

① 監査対象事業(歳出)

環境部の所管事業についての説明聴取の結果を踏まえ、第3次環境基本計画に関連する事業を中心に、金額的な重要性及び事業間の関連性等を勘案の上で具体的な対象事業を選定した。

監査の対象とした事業は以下のとおりである。なお、事務事業欄の()内の課名は所管部署を示す。

ア. (款)総務費、(項)総務管理費、(目)生活環境費

No.	事務事業	細事業	令和2年度 決算額
1	環境交流センター管理事業 (環境政策課)	環境交流センター運営管理	16,301 千円
		環境交流センター施設管理	1,668 千円
2	地球環境保全推進事業 (環境政策課)	地球温暖化防止基金事業	2,457 千円
		地球温暖化防止地域計画の 推進	19,806 千円
3	自然環境保全事業 (公園みどり推進課)	ヒメボタル保全事業	2,065 千円
		自然環境啓発事業	3,227 千円
		自然環境保全事業	32,299 千円

No.	事務事業	細事業	令和2年度 決算額
4	環境保全推進事業 (環境政策課)	雨水貯留タンク設置助成事業	189 千円
5	公害対策事業 (環境政策課)	水質汚濁関係業務	5,599 千円
		騒音・振動関係業務	3,083 千円
		大気汚染関係業務	30,872 千円
		土壌汚染関係業務	112 千円

イ. (款)総務費、(項)総務管理費、(目)生ごみ・剪定枝堆肥化施設費

No.	事務事業	細事業	令和2年度 決算額
1	生ごみ・剪定枝堆肥化事業 (公園みどり推進課)	生ごみ・剪定枝堆肥化事業	5,878 千円
2	緑と食品のリサイクルプラザ運営管理事業 (公園みどり推進課)	緑と食品のリサイクルプラザ施設管理	2,449 千円
		緑と食品のリサイクルプラザ車両管理	477 千円
		緑と食品のリサイクルプラザ主催事業	8,252 千円

ウ. (款)総務費、(項)総務管理費、(目)特別緑地保全地区整備費

No.	事務事業	細事業	令和2年度 決算額
1	自然環境保全事業 (公園みどり推進課)	春日町ヒメボタル特別緑地保全地区整備事業	54,149 千円

エ. (款)衛生費、(項)清掃費、(目)清掃総務費

No.	事務事業	細事業	令和2年度 決算額
1	一般職給与費 (美化推進課) (家庭ごみ事業課)	特殊勤務手当	17,454 千円
		特殊勤務手当(再任用)	307 千円
		特殊勤務手当 (フルタイム再任用)	555 千円

No.	事務事業	細事業	令和2年度 決算額
2	環境事業所運営管理事業 (減量計画課)	環境事業所施設管理	23,635 千円
3	減量計画課一般事務事業 (減量計画課)	車両管理(清掃総務費)	4,453 千円

オ. (款)衛生費、(項)清掃費、(目)ごみ処理費

No.	事務事業	細事業	令和2年度 決算額
1	ごみ減量推進事業 (家庭ごみ事業課)	ペットボトル分別収集事業	25,283 千円
		再生資源集団回収報奨金交付事業	29,010 千円
		粗大ごみ関連	39,966 千円
		分別周知事業	12,491 千円
2	ごみ収集運搬事業 (家庭ごみ事業課)	ひと声ふれあい収集事業	2,211 千円
		ごみ収集業務委託事業	726,386 千円
		臨時ごみ収集事業	14,599 千円
		分別収集事業	22,287 千円
	ごみ収集運搬事業 (減量計画課)	車両管理(ごみ処理費)	69,998 千円

カ. (款)衛生費、(項)清掃費、(目)し尿処理費

No.	事務事業	細事業	令和2年度 決算額
1	ごみ減量推進事業 (事業ごみ指導課)	し尿処理・運搬業務	47,198 千円
		し尿処理施設基本構想策定 業務	2,717 千円

キ. (款)衛生費、(項)清掃費、(目)美化推進費

No.	事務事業	細事業	令和2年度 決算額
1	路上喫煙対策推進事業 (美化推進課)	路上喫煙対策推進事業	4,540 千円
2	美化啓発事業 (減量計画課)	車両管理(美化推進費)	3,390 千円
	美化啓発事業 (美化推進課)	地域美化活動事業	4,829 千円

ク. (款)衛生費、(項)清掃費、(目)クリーンランド負担金

No.	事務事業	細事業	令和2年度 決算額
1	ごみ減量推進事業 (減量計画課)	クリーンランド負担金	1,248,600 千円

ケ. (款)土木費、(項)都市計画費、(目)公園維持費

No.	事務事業	細事業	令和2年度 決算額
1	公園維持管理事業 (公園みどり推進課)	公園みどり総合情報システムの運用	2,697 千円
		公園維持管理事業	385,406 千円
		公園等自主管理協定制度事業	9,769 千円
		公園施設維持管理事業	56,831 千円
		ふれあい緑地施設管理	32,755 千円
2	公園管理事務所運営管理事業 (公園みどり推進課)	公園管理事務所施設管理	2,687 千円
		公園管理事務所車両管理	2,129 千円

コ. (款) 土木費、(項) 都市計画費、(目) 緑化費

No.	事務事業	細事業	令和2年度 決算額
1	花とみどりの相談所運営管理 事業 (公園みどり推進課)	花とみどりの相談所施設管理	1,986 千円
		花とみどりの相談所車両管理	576 千円
		花とみどりの相談所主催事業	8,854 千円
2	緑化推進事業 (公園みどり推進課)	花いっぱい運動事業	35,396 千円
		緑化事業基金事業	3,410 千円
		緑化推進事業	14,558 千円
		みどりの交流会運営事業	922 千円

サ. (款) 土木費、(項) 都市計画費、(目) 公園整備費

No.	事務事業	細事業	令和2年度 決算額
1	公園整備事業 (公園みどり推進課)	公園安全安心対策事業	88,937 千円
		公園整備・小改良事業	10,422 千円
		公園等有効活用事業	147,454 千円

② 監査対象事業(歳入)

「① 監査対象事業(歳出)」に掲げた事業に関連する以下の歳入についても監査対象とした。

ア. 環境政策課所管分

No.	款	項	細々節	令和2年度 決算額
1	使用料及び手数料	使用料	環境交流センター 施設使用料	52 千円
2	財産収入	財産運用収入	地球温暖化防止基 金積立金利息収入	3 千円
3	寄附金	寄附金	生活環境費寄附金	2,450 千円
4	繰入金	基金繰入金	地球温暖化防止基 金繰入金	228 千円
5	諸収入	雑入	ネーミングライツ料	506 千円

イ. 公園みどり推進課所管分

No.	款	項	細々節	令和2年度 決算額
1	使用料及び手数料	使用料	公園使用料	34 千円
			自動販売機電気使用料	290 千円
			自動販売機設置許可 使用料	5,417 千円
			公園駐車場電気使用料	159 千円
			公園駐車場管理許可 使用料	20,447 千円
			電子掲示板設置許可 使用料	3 千円
			公園占用料	18,294 千円
			公園駐車場使用料	14,472 千円
2	国庫支出金	国庫補助金	公園整備費国庫補助金(社会資本整備総合交付金)	24,500 千円
			公園整備費国庫補助金(社会資本整備総合交付金)(明許)	8,000 千円
3	財産収入	財産運用収入	緑化事業基金積立 金利子収入	26 千円
		財産売払収入	土地売払収入	53,540 千円
4	寄附金	寄附金	緑化費寄附金	3,383 千円
5	繰入金	基金繰入金	緑化事業基金繰入金	810 千円
6	諸収入	雑入	緑化教室受講料	317 千円

ウ. 減量計画課所管分

No.	款	項	細々節	令和2年度 決算額
1	使用料及び手数料	使用料	自動販売機設置使用料	1,560 千円
			自動販売機電気使用料	17 千円
			環境事業所使用料	299 千円
			環境事業所使用料 (職員駐車分)	3,100 千円
			環境事業所使用料 (電気使用料)	3 千円
			環境事業所使用料 (屋根貸し分)	279 千円
			電線支持物設置使用料	8 千円

エ. 家庭ごみ事業課所管分

No.	款	項	細々節	令和2年度 決算額
1	使用料及び手数料	手数料	ごみ処理手数料 (臨時ごみ)	15,534 千円
			ごみ処理手数料 (粗大ごみ)	69,836 千円
2	財産収入	財産売払収入	再生古紙布売払収入	1,804 千円
			小型家電リサイクル 売払収入	242 千円

オ. 事業ごみ指導課所管分

No.	款	項	細々節	令和2年度 決算額
1	分担金及び負担金	負担金	し尿処理費負担金	1,358 千円
2	使用料及び手数料	手数料	し尿処理手数料	8,332 千円
			し尿処理手数料 (過年度分)	7 千円

③ 対象部署

資料閲覧及びヒアリング等の対象とした部署は、以下のとおりである。

- ・環境部 環境政策課
- ・環境部 公園みどり推進課
- ・環境部 減量計画課
- ・環境部 美化推進課
- ・環境部 家庭ごみ事業課
- ・環境部 事業ごみ指導課
- ・総務部 行政総務課
- ・総務部 契約検査課
- ・財務部 財政課
- ・人権政策課

④ 現地調査

現地調査を実施した施設は以下のとおりである。

現地調査対象施設	主な関連事業(細事業)
豊中市立環境交流センター	環境交流センター運営管理 環境交流センター施設管理
豊中市緑と食品のリサイクルプラザ	生ごみ・剪定枝堆肥化事業 緑と食品のリサイクルプラザ施設管理 緑と食品のリサイクルプラザ車両管理 緑と食品のリサイクルプラザ主催事業
ヒメボタル特別緑地保全地区	春日町ヒメボタル特別緑地保全地区整備事業
豊中市伊丹市クリーンランド	クリーンランド負担金

現地調査対象施設	主な関連事業(細事業)
花とみどりの相談所	花とみどりの相談所施設管理 花とみどりの相談所車両管理 花とみどりの相談所主催事業
千里南町桃山公園 北町2丁目第1公園	公園安全安心対策事業
野畑南公園	公園等有効活用事業

6. 監査の実施期間

令和3年6月15日から令和4年2月14日まで

7. 補助者

公認会計士	石崎一登
公認会計士	加藤 聡
公認会計士	橘高英治
公認会計士	柳原匠巳
公認会計士	山崎愛子

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査対象の概要

1. 環境基本条例に定める基本理念と基本政策

平成4年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議(地球サミット)」において、21世紀に向けて持続可能な開発を実現するための具体的な行動計画であるアジェンダ21が採択されており、その中において、持続可能な社会の実現に、地方公共団体が重要な役割を有していることから、地方公共団体は市民、民間企業等と対話を行い、「ローカルアジェンダ21」に取り組むべきとされた。

市では、アジェンダ21の策定を受けて、ローカルアジェンダ21を進める仕組みづくりや組織づくりを始めるとともに、平成5年の環境基本法の制定を受けて、平成7年に環境基本条例を制定し公布している。

環境基本条例においては、4つの基本理念とその実現を図るための6つの基本政策を掲げ、環境の保全及び創造に関する施策を推進するものとしている。

【環境基本条例に掲げる4つの基本理念】

1. 環境の保全及び創造は、すべての市民が安全で健康かつ快適な文化的生活を営むことができる良好な環境を維持し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
2. 環境の保全及び創造は、公害の防止並びに環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図り、環境への負荷の少ない持続的発展の可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。
3. 環境の保全及び創造は、生態系及び市域の自然的条件に配慮し、自然と共存する都市の実現を目的として行われなければならない。
4. 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、市、事業者及び市民のすべての活動において、積極的に推進されなければならない。

【環境基本条例に掲げる6つの基本政策】

市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本政策に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を推進するものとする。

① 公害及び新たな環境汚染の防止

公害の防止及び新たな環境汚染物質による環境の保全上の支障の防止

② 都市・生活型公害の防止

航空機、自動車その他の都市活動に伴う騒音、環境の汚染等の都市・生活型公害対策

③ 環境への配慮

自然環境の適正な保全及び管理並びに野生生物の生育環境, 水の循環等の環境への配慮

④ 快適環境の形成

緑化, 都市景観及び歴史的・文化的環境の形成, 福祉のまちづくりの推進等による快適環境の形成

⑤ 資源・エネルギーの有効利用と廃棄物の減量

エネルギーの合理的かつ効率的な利用及び資源の循環的な利用の促進並びに廃棄物の発生抑制及び適正処理

⑥ 地球環境の保全

地球の温暖化の防止, オゾン層の保護等

(出所: 環境基本条例より監査人作成)

2. 第3次環境基本計画の概要

(1) 計画の役割等

① 計画の役割

環境基本計画は、平成7年10月に制定した環境基本条例に掲げる4つの基本理念と6つの基本政策に沿った持続発展可能な社会を実現するため、環境基本条例第8条の規定に基づき、「環境の保全及び創造に関する目標及び基本方針並びに総合的な施策の大綱と、その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」について定めたものである。

市では、平成11年3月に環境基本計画を、平成23年2月に第2次環境基本計画を、平成30年3月に第3次環境基本計画を策定し、環境の保全及び創造に関する様々な施策を展開している。

また、施策の実施状況等については、環境基本条例第10条に基づき、「とよなかの環境(豊中市環境報告書)」によって年次報告を行っている。

環境基本条例 抜粋

(環境基本計画)

第8条 市長は、前条の基本政策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標及び基本方針並びに総合的な施策の大綱

(2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(第3項以下、略)

(実施計画等)

第9条 市長は、前条の環境基本計画を推進するため、必要な実施計画又は指針等(以下「実施計画等」という。)を定めなければならない。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画及び実施計画等との整合を図るものとする。

(年次報告)

第10条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、市域の環境の現状並びに環境の保全及び創造に関する施策の状況について年次報告書を作成し、これを公表するとともに、これに対する市民の意見を聴くため、必要な措置を講じなければならない。

② 豊中アジェンダ 21 との関係

平成7年10月の環境基本条例の制定を踏まえて、市民・事業者・行政等の団体から組織される「とよなか市民環境会議」を発足し、平成11年3月にローカルアジェンダである「豊中アジェンダ 21」が市民・事業者・行政の行動計画として策定されている。

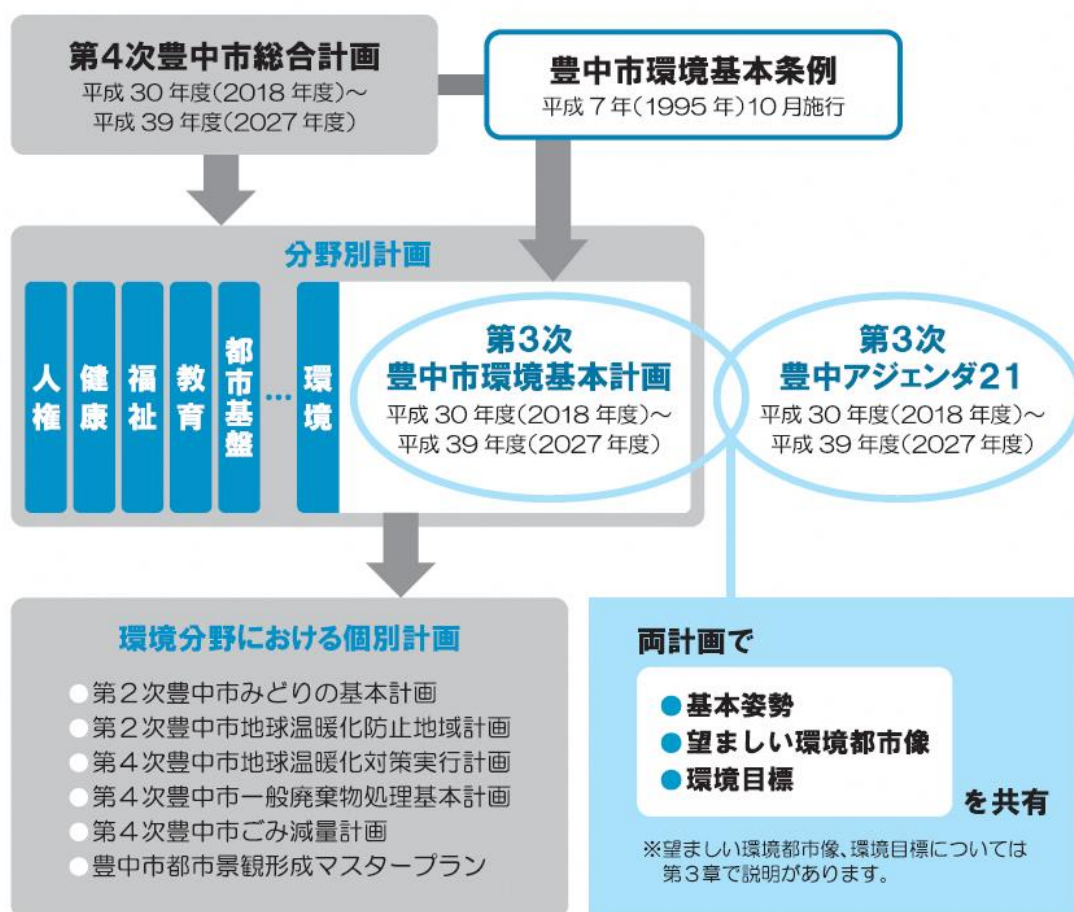
豊中アジェンダ 21 は、環境基本計画と「望ましい環境都市像」、「環境目標」、「基本姿勢」を共有する等、豊中市の環境都市像の実現をめざす車の両輪とされている点が特徴的である。現在の第3次豊中アジェンダ 21 の計画期間は、第3次環境基本計画と同じ令和9年度までであり、望ましい環境都市像、環境目標を達成するため、望ましい環境都市像に応じた80項目の行動提案を定め、取組みを進めている。

③ 第3次環境基本計画の位置付け

第3次環境基本計画は、第4次豊中市総合基本計画(計画期間:平成30年度～令和9年度)(以下「総合計画」という。)の環境分野の計画として、総合計画に掲げる様々な施策と共通の考え方のもと一体的に推進するとともに、市の環境施策を総合的に推進するものであることから、人権や健康、福祉といった分野別計画に示された環境に関する施策との整合を図ると同時に、環境分野における各個別計画との整合も図るものとされている。

環境分野における個別計画としては、第2次豊中市みどりの基本計画(以下「豊中市みどりの基本計画」を「みどりの基本計画」という。)、第2次豊中市地球温暖化防止地域計画(以下「豊中市地球温暖化防止地域計画」を「地球温暖化防止地域計画」という。)、第4次豊中市地球温暖化対策実行計画(以下「豊中市地球温暖化対策実行

計画)を「地球温暖化対策実行計画」という。)、第4次豊中市一般廃棄物処理基本計画(以下「豊中市一般廃棄物処理基本計画」を「一般廃棄物処理基本計画」という。)、第4次豊中市ごみ減量計画(以下「豊中市ごみ減量計画」を「ごみ減量計画」という。)、豊中市都市景観形成マスタープランが挙げられる。



(出所：第3次環境基本計画)

④ 計画の期間

第3次環境基本計画の計画期間は総合計画と同じ平成30年度から令和9年度までの10年間である。

ただし、第2次地球温暖化防止地域計画等といった他の計画で令和32年度(2050年度)を長期的な目標年度としていることを踏まえて、令和32年度(2050年度)までを展望するものとし、市を取り巻く環境や社会経済状況の変化、科学技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとされている。

(2) 望ましい環境都市像・環境目標

① 望ましい環境都市像

第3次環境基本計画と第3次豊中アジェンダ21は「望ましい環境都市像」、「環境目標」、「基本姿勢」を共有し、両輪となって環境への取組みを進めるとし、取組みを推進するにあたっては、「参加・協働」、「地域性・広域性・国際性」、「共存・共生」を基本姿勢としている。

望ましい環境都市像は、市民・事業者・行政の行動計画「第3次豊中アジェンダ21」策定の中で、市民意見をもとにまとめられたものである。

望ましい環境都市像 環境のまち・豊中 ～未来を見すえ 地域みんなで創ろう～	
市民参加・協働	地域の環境活動に市民・事業者が参加し、行政とともに協働で取り組むまち
人にやさしい	多様な世代が地域の中でつながり、安全・安心に住み続けやすいまち
まちづくり	地域活動が活発で、地域の特徴に応じたまちづくりができるまち
環境学習・環境教育	みんなが環境についてともに学び、行動に取り組むまち
⇒環境目標①と対応	
地球環境	地球温暖化を今よりも進めないため、自分にできることから取り組むまち
エネルギー	くらしの中で省エネルギーを意識し、みんなで自然エネルギーの導入に取り組めるまち
交通	歩きやすく、自転車で走りやすく、公共交通の便利なまち
⇒環境目標②と対応	
省資源・循環型社会	ごみになるものを減らし、資源として循環することができるまち
食・農	地産地消で広がる活き活き農業と、「とよびー」を紡いで食育が実感できるまち
⇒環境目標③と対応	
自然との共生	多様な生き物がすみ、みどり豊かで、水辺に親しむことができるまち
歴史・文化	身近なところで、育んできた歴史・文化・景観を感じられるまち
⇒環境目標④と対応	

音・水・大気	騒音や有害な化学物質のない、きれいな水や空気があるまち
⇒環境目標⑤と対応	

(出所：第3次環境基本計画より監査人作成)

② 環境目標及び環境分野

環境目標は、第3次環境基本計画策定の中で、分野別計画と整合を図りながら定められたものであり、望ましい環境都市像の様々な視点から捉えられたまちの像と環境分野の各目標はお互いに関連する形となっている。

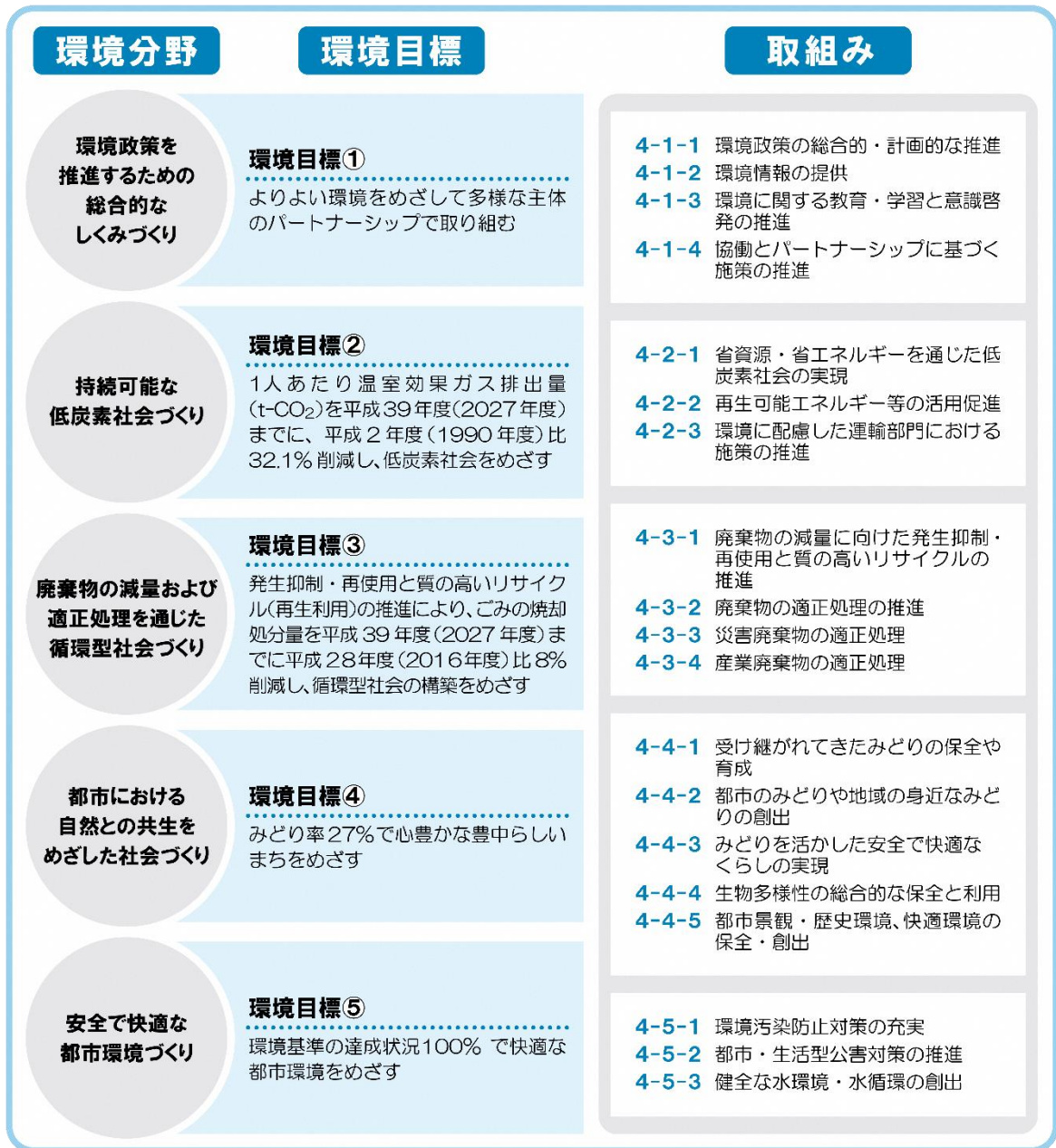
環境目標	環境分野
[環境目標①] よりよい環境をめざして多様な主体のパートナーシップで取り組む	環境政策を推進するための総合的なしくみづくり
[環境目標②] 1人あたり温室効果ガス排出量(t-CO ₂)を令和9年度(2027年度)までに平成2年度(1990年度)比32.1%削減し、低炭素社会をめざす	持続可能な低炭素社会づくり
[環境目標③] 発生抑制・再使用と質の高いリサイクル(再生利用)の推進により、ごみの焼却処理量を令和9年度(2027年度)までに平成28年度(2016年度)比8%削減し、循環型社会の構築をめざす	廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会づくり
[環境目標④] みどり率27% ^(注) で心豊かな豊中らしいまちをめざす	都市における自然と共生をめざした社会づくり
[環境目標⑤] 環境基準の達成状況100%で快適な都市環境をめざす	安全で快適な都市環境づくり

(注) みどり率とは、市域に占める樹林・樹木、草地、農地、水面、屋上緑化の面積の割合を言う。

(出所：第3次環境基本計画より監査人作成)

(3) 施策体系

第3次環境基本計画においては、5つの環境分野ごとの目標の達成に向けて、これまでの市の取り組みと現状、課題を踏まえ具体的に取り組むこと(施策)と、その取り組みの達成状況を測るための指標を設定している。



(出所:第3次環境基本計画)

(4) 令和 2 年度における進捗状況

令和 2 年度における第 3 次環境基本計画に係る施策の進捗状況は以下のとおりである。

環境目標① よりよい環境をめざして多様な主体のパートナーシップで取り組む	
進捗状況	○協働の取組みに関する意見交換会を実施。 [テーマ]「地球温暖化防止に向けた取組みの推進」 [開催概要] 第 1 回目:令和 3 年 6 月 24 日 第 2 回目:令和 3 年 7 月 8 日
環境目標② 1 人あたり温室効果ガス排出量(t-CO ₂)を令和 9 年度(2027 年度)までに平成 2 年度(1990 年度)比 32.1%削減し、低炭素社会をめざす	
進捗状況	○代表指標:温室効果ガス排出量(t-CO ₂ /人) ^(注) ・令和元年度実績:平成 2 年度比 21.8%の減少(3.00t-CO ₂ /人) (参考 平成 2 年度:3.83t-CO ₂ /人) (注)市域の温室効果ガス排出量を人口一人あたりに換算した量。 直近の実績値として算出されているものは、令和元年度分である。
環境目標③ 発生抑制・再使用と質の高いリサイクル(再生利用)の推進により、ごみの焼却処理量を令和 9 年度(2027 年度)までに平成 28 年度(2016 年度)比 8%削減し、循環型社会の実現をめざす	
進捗状況	○代表指標:焼却処理量(t) ^(注) ・令和 2 年度実績:平成 2 年度比 2.5%の減少(100,928t) (参考 平成 2 年度:103,584t) (注)令和 9 年度の目標焼却処理量は 95,000t
環境目標④ みどり率 27%で心豊かな豊中らしいまちをめざす	
進捗状況	○代表指標:みどり率(%) ^(注) ・平成 27 年度実績:25.7% (参考 平成 2 年度:23.2%) (注)みどり率は毎年度の算出は行われておらず、直近の実績値は平成 27 年度分である。
環境目標⑤ 環境基準の達成状況 100%で快適な都市環境をめざす	
進捗状況	○代表指標:環境基準達成状況(%) ^(注) ・令和 2 年度実績: 大気:88.0%、道路騒音:94.5%、ダイオキシン類:100.0%、 航空機騒音:12.5%、水質:97.2% (注)大気、道路騒音、ダイオキシン類、航空機騒音、水質の 5 項目

3. 環境部における分掌事務

環境部は環境政策課、公園みどり推進課、減量計画課、美化推進課、家庭ごみ事業課及び事業ごみ指導課の 6 課から構成されており、部の総括事務等については環境政策課が担っている。

地球温暖化対策の推進や環境部の総括事務等に関しては環境政策課が、都市公園等の維持管理・整備や都市緑化等に関しては公園みどり推進課が、一般廃棄物処理計画や豊中市伊丹市クリーンランドとの連絡調整等に関しては減量計画課が、美化啓発や不法投棄の防止等に関しては美化推進課が、家庭から排出される一般廃棄物(し尿を除く。)の収集並びに処理施設への搬入及び搬送や再生資源集団回収等については家庭ごみ事業課が、事業者から排出される一般廃棄物及び産業廃棄物の減量及び適正処理に係る指導及び啓発やし尿処理に関する事務等については事業ごみ指導課が分掌している。

具体的な各課の事務分掌は以下のとおりである。

課名	分掌事務
環境政策課	(1) 部の総括事務に関すること。 (2) 部の総括事務に係る主管部課との連絡調整に関すること。 (3) 環境に係る総合企画及び調整に関すること。 (4) 地球温暖化対策の推進に関すること。 (5) 環境監査の推進及び調整に関すること。 (6) 環境に係る啓発及び学習に関すること。 (7) 環境配慮対象事業の協議, 指導等に関すること。 (8) 環境影響評価及び事後調査等に関すること。 (9) 騒音に係る環境基準の地域指定に関すること。 (10) 大気汚染, 水質汚濁, 土壌汚染, 騒音及び振動(以下「大気汚染等」という。)に係る届出書類の受付及び審査に関すること。 (11) 大気汚染等及び悪臭の発生施設の検査, 指導に関すること。 (12) 汚染土壌処理業の許可等及び指導監督に関すること。 (13) 公害の発生状況の把握及び常時監視に関すること。 (14) 公害に係る苦情の処理及び調査に関すること。 (15) 公害規制に係る試料の検査分析に関すること。 (16) 豊中市環境審議会及び豊中市環境保全審査会に関すること。 (17) 部の総括安全衛生委員会に関すること。

課名	分掌事務
	(18) 工場立地法(昭和 34 年法律第 24 号)による特定工場の届出に関する こと。 (19) 環境交流センターの管理に関すること。 (20) 部内の他の課に属しないこと。
公園みどり推進課	(1) 都市公園及び児童遊園(以下「公園」という。)事業の計画に関する こと。 (2) 公園事業の調査及び測量に関すること。 (3) 都市計画公園事業の認可申請に関すること。 (4) 公園事業の設計及び施行に関すること。 (5) 公園事業に係る補助の申請(変更申請を含む。)及び完了実績報 告に関すること。 (6) 公園台帳の整備及び保管に関すること。 (7) 公園の維持修繕工事及び改良工事の設計及び施行に関すること。 (8) 公園の維持管理に関すること。 (9) 公園の占用, 使用又は制限行為に係る許可又は承認並びに占有 料又は使用料の調定及び徴収に関すること。 (10) 都市の緑化についての調査, 計画に関すること。 (11) 都市緑化の普及, 指導及び推進に関すること。 (12) 緑化事業の設計及び施行に関すること。 (13) その他都市の緑化に関すること。 (14) 花とみどりの相談所との連絡調整に関すること。 (15) 自然環境の保全及び再生に係る調査研究並びに知識の普及及び 啓発に関すること。 (16) 有害鳥獣等の捕獲等の許可に関すること。 (17) メジロ及びホオジロの登録に関すること。 (18) その他自然環境の保全及び再生に関すること。 (19) 緑と食品のリサイクルプラザの管理運営に関すること。
減量計画課	(1) 一般廃棄物処理計画に関すること。 (2) 一般廃棄物の減量及び再資源化に係る企画及び対策の推進並び にこれらに係る関係機関及び団体等との連絡調整に関すること。 (3) 廃棄物減量等推進審議会に関すること。

課名	分掌事務
	<ul style="list-style-type: none"> (4) 減量計画課, 美化推進課, 家庭ごみ事業課及び事業ごみ指導課の労働安全衛生に関すること。 (5) 豊中市伊丹市クリーンランドとの連絡調整に関すること。 (6) 減量計画課, 美化推進課, 家庭ごみ事業課及び事業ごみ指導課に属する車両の管理及び整備に関すること。 (7) その他廃棄物に関すること(他の所管に属するものを除く。)
美化推進課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 美化推進に係る企画及び調整に関すること。 (2) 美化啓発に関すること。 (3) 美化推進に係る関係機関との連絡調整に関すること。 (4) 空地管理の指導に関すること。 (5) 不法投棄の防止並びにこれに係る関係部課及び関係機関との連絡調整に関すること。 (6) 市の管理地に係る不法投棄物の処理その他の環境美化に関すること。 (7) 美化活動の支援に関すること。 (8) 路上喫煙禁止区域の設定及び整備並びにこれに係る啓発及び処分に関すること。
家庭ごみ事業課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家庭から排出される一般廃棄物(し尿を除く。以下同じ。)の収集並びに処理施設への搬入及び搬送に関すること。 (2) 家庭から排出される一般廃棄物の減量及び適正処理に係る啓発に関すること。 (3) 家庭から排出される一般廃棄物の処理申込みに関すること。 (4) ひと声ふれあい収集に関すること。 (5) 使用済小型電子機器等の収集並びに処理施設への搬入及び搬送に関すること。 (6) 家庭から排出される一般廃棄物の排出量の認定並びに処理手数料の調定及び収納に関すること。 (7) 廃棄物減量等推進員に関すること。 (8) 大規模建築物(事業用建築物を除く。)の廃棄物保管場所等の設置に関すること。 (9) 再生資源集団回収に関すること。

課名	分掌事務
事業ごみ指導課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 一般廃棄物処理業者、産業廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者の許可及び指導監督に関すること。 (2) 事業所から排出される一般廃棄物及び産業廃棄物の減量及び適正処理に係る指導及び啓発に関すること。 (3) 一般廃棄物及び産業廃棄物の処理施設の設置等に係る許可、届出及び指導に関すること。 (4) 産業廃棄物に係る統計、調査及び研究に関すること。 (5) 使用済自動車の再資源化等に係る許可、登録、指導等に関すること。 (6) ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る届出書類の受付等及びその保管等の状況の公表に関すること。 (7) ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る指導、改善命令等に関すること。 (8) し尿の処理申込み、処理委託その他し尿処理に関すること。 (9) し尿の処理手数料の調定及び収納に関すること。 (10) 大規模建築物(事業用建築物に限る。)の廃棄物保管場所等の設置に関すること。 (11) 有害使用済機器の保管等に係る届出等に関すること。

第3 監査の総括

監査対象とした個別の事業等の結果及び意見については、本報告書の第4-1以降に記載するが、その中で共通する事項等について、監査の総括として記載する。

1. 内部統制制度におけるリスク等の不断の見直しについて(監査の意見)

平成 29 年の地方自治法改正に伴い都道府県及び指定都市に対し、内部統制に関する方針の策定及び必要な体制整備が義務付けられ、その他の市町村は努力義務とされている。

市においては、日常業務におけるリスク(組織目的の達成を阻害する事務上の要因)の「見える化」を行い、防止策を講じることで事務の適正な執行の確保を図ることを目的として、努力義務の団体であるが内部統制制度を導入することとし、令和 3 年度から本格運用を開始している。

今般の監査の対象は主に令和 2 年度であるが、監査対象部署において洗い出したリスク及びリスク対応策を事前に把握しておくことは、監査の実施に有用なものと判断し、個別の事業に係るヒアリングや資料等の閲覧を行う前提として、環境部各課において洗い出したリスク及びその対応策等を記載した「リスク一覧・対応策シート」の提示を受け、説明を聴取した。

一方、今般の監査において結果及び意見等として指摘した事項には、表 1 のように、内部統制制度上のリスクに関連する内容が含まれている。なお、いずれもリスクに関連する指摘事項であるものの、実際に内部統制制度において対応するかどうかは、その発生頻度や重要度等を勘案して決定されるものである。

表 1 内部統制制度上のリスクに関連する指摘事項の例

分類	関連するリスク	指摘事項の内容(例)
契約	契約手続きの誤り	○不要な変更契約の締結 ○指名業者選定基準の未文書化 ○競争入札の適用の継続的な検討 ^(注)
	契約書類の不備	○契約書と仕様書等の一体化(袋綴じ)の未実施 ○契約書原本の相手方への交付の失念 ○再委託を禁止する「主たる部分」の不明示 ○契約書に定めのない中間払い

分類	関連するリスク	指摘事項の内容(例)
契約	契約内容と実務との不整合	○契約書等に定めた書類等の提出遅延/未提出/不備 ○委託内容の変更に関わる協議内容の未文書化
	特定随意契約の公表ミス	○特定随意契約に係る契約の締結状況等の公表漏れ
支出	契約内容と異なる支出	○月払いの定めとは異なる時期の支出 ○契約書に定めのない中間払い(再掲)
財産	不十分な資産管理	○耐震基準を満たさない倉庫の残置

(注)「競争入札の適用の継続的な検討」は、現状では特命随意契約とすることが法令等に違反するものではないが、競争入札を採用する余地を継続的に検討していかなければ、将来的に、特命随意契約とすることが不適切となるおそれがあるとして上表に含めている。

現状、環境部各課における「リスク一覧・対応策シート」に記載されたリスクは、内部統制制度の推進部局である行政総務課が提示した各部署の「共通リスク」が中心であるが、内部統制は、一定の時点において重要な不備等が無かったことをもって終わりとするものではなく、常にリスクに対する感度を高め、新たに認識したリスク等に対して適宜に対応していく不断のプロセスである。

監査時点(令和3年12月現在)においては、本格運用開始後における中間自己評価等が行われているところであるが、今回の監査における指摘事項もリスクを洗い出す材料の一つとし、各課において固有に認識するリスク(所属リスク)や対応策に関して、見直すべき点が無いか再確認する機会とし、再発防止に向けた取組みを検討されたい。

[関連する個別の監査結果及び意見]

- リスク「契約手続きの誤り」に関連するもの
 - 「不要な変更契約の締結について(監査の結果)」(P139)
 - 「指名基準の明確化について(監査の意見)」(P101)
 - 「青池公園水草除草業務を受託可能な事業者に関する継続的な情報収集について(監査の意見)」(P59)
 - 「競争入札の適用の継続的な検討について(監査の意見)」(P171)
- リスク「契約書類の不備」に関連するもの
 - 「契約書と仕様書の一体化について(監査の結果)」(P65)
 - (同種の指摘: P73、81、88、92、199)

<p>「豊島公園外噴水設備等清掃点検業務における契約書原本の相手方への交付の失念について(監査の結果)」(P103)</p> <p>「豊島公園外噴水設備等清掃点検業務における再委託の禁止に係る仕様書の記載について(監査の結果)」(P104)</p> <p>「豊島公園外噴水設備等清掃点検業務における委託料の中間払いについて(監査の結果)」(P103)</p>
<p>○ リスク「契約内容と実務との不整合」に関連するもの</p> <p>「業務着手届及び業務責任者届の未提出について(監査の結果)」(P80)</p> <p>「市内各公園遊具等点検業務における業務の履行状況に関する報告書の提出時期について(監査の結果)」(P102)</p> <p>「野畑南公園外防災備蓄倉庫新築工事における施工体制台帳等の確認の徹底について(監査の結果)」(P126)</p> <p>「委託内容の変更に関わる協議内容の記録について(監査の結果)」(P65)</p> <p>(同種の指摘: P75、83)</p>
<p>○ リスク「特定随意契約の公表ミス」に関連するもの</p> <p>「特定随意契約に係る契約の締結状況等の公表について(監査の結果)」(P107)</p>
<p>○ リスク「契約内容と異なる支出」に関連するもの</p> <p>「シルバー人材センターへの委託料の支払時期について(監査の結果)」(P106)</p> <p>「豊島公園外噴水設備等清掃点検業務における委託料の中間払いについて(監査の結果)」(P103)</p>
<p>○ リスク「不十分な資産管理」に関連するもの</p> <p>「耐震基準を満たさない倉庫の速やかな撤去について(監査の意見)」(P117)</p>

(注) 関連する指摘事項の数が多い場合には、代表的な指摘事項を記載している。

2. 人権啓発研修の取り扱いについて(監査の意見)

市においては、人権文化が創造されたまちの実現をめざすことを目的とし、平成 11 年に人権文化のまちづくりをすすめる条例を制定するとともに、全ての部局・職員が人権尊重の視点で業務を遂行し、市民と共に、人権文化が創造されたまちが実現できるよう、人権行政を推進していくため、平成 20 年に「豊中市人権行政基本方針」(以下「人権行政基本方針」という。)を策定している。

人権行政基本方針においては、市職員の意識づくりだけではなく、市が発注する業務の受託業者や指定管理者等に対しても、人権尊重の視点を確保するための方策を講じることを掲げている。

人権行政基本方針 抜粋

(2)受託業者や指定管理者などの意識づくり

近年、業務の民間への委託や指定管理者制度の導入などが進んでいます。しかしながら、受託業者や団体、指定管理者などが遂行している業務は、まぎれもなく公の業務で、これらの業務の遂行に当たっても、人権尊重の視点がなければなりません。

したがって、これらの受託業者や指定管理者などに対し、研修の機会を設けたり、自主的な研修をうながしたりするなど、人権尊重の視点を確保するための方策を講じなければなりません。

また、毎年、人権政策課長名により各部(局)総務担当課長宛てに依頼文を発出し、特に市民と接する機会がある事業者等に対して、基本的人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、業務委託仕様書に「人権啓発研修の実施」を盛り込むとともに、その適切な履行確認を行うことを依頼している。

なお、直近において発出された依頼文の内容は次のとおりである。

令和3年(2021年)2月1日

各部(局)総務担当課長 様

人権政策課長

業務委託契約に係る人権研修の取り扱いについて(お願い)

このことについて、本市においても業務の民間への委託や指定管理者制度の導入などが進んでいます。受託業者や団体、指定管理者などが遂行している業務は公の業務であることから、特に市民と接する機会がある事業者などに対して、人権研修の実施を求め、基本的人権について正しい認識をもって業務を遂行することが必要となります。

つきましては、従来からお願いしておりますとおり、契約手続きの際、業務委託仕様書に「人権啓発研修の実施」を盛り込むとともに、その適切な履行確認をお願いします。

また、事業者が業務の一部を再委託する場合、当該事業者の責任のもとに、再委託先との業務委託仕様書に同様の内容を盛り込むとともに、適切な履行確認を行うことを定めた契約を行っていただきますようお願いいたします。

今般の監査においては、業務委託仕様書に、人権啓発研修の実施と実施結果を記載した報告書の提出を定めているものの、実施結果の報告書自体を徴取していない事案や、報告書を徴取しているものの、実施の予定が記載されているのみで、実施結果が記載されていない事案が複数存在した。これらについては、業務委託仕様書

に定めている事項が適切に履行されていない旨を、各個別事業の監査の結果として指摘している。

同様の指摘が複数検出された要因の一つには、「特に市民と接する機会がある事業者等」を対象に人権啓発研修の実施を求めているものの、当該委託業務の内容に照らして人権啓発研修の実施を義務付ける必要性が高いかどうかについての検討が、委託業務の発注部署において、十分になされていないことがあると考えられる。

また、契約検査課の作成する契約書のひな形である「(標準)業務委託契約書」には、人権啓発研修を実施する旨の条項が設定されているが、各発注部署における検討が十分になされないまま、標準ひな形どおりに当該条項が設定されることで、必ずしも市民と接する機会が多いとは想定されない委託業務に関しても一律に人権啓発研修を求め、結果として、その必要性に対する意識の希薄化を招いた可能性がある。

今後、市として、委託業務を発注する際には、受託業者(以下「受注者」という。)が「特に市民と接する機会がある事業者」か否かを十分に検討するよう、各部署に対して、改めて注意を喚起するとともに、「(標準)業務委託契約書」の人権啓発研修に係る条項について選択可能なひな形を準備する等、発注部署における検討漏れを少なくするような仕組みづくりを検討されたい。

加えて、現状、委託業務の契約期間内に人権啓発研修を実施することが前提となっており、特に、特定の期間内で業務が完了する委託業務等においては、受注者側の負担となっているおそれもある。例えば、受注者側において、継続的に人権啓発研修を実施しているような場合には、契約期間前に実施した人権啓発研修も認める等の実質面を重視した対応の可否についても検討されたい。

いずれにしても、人権啓発研修の意義はどのような受託業務であろうとも減じられるものではないものの、業務の内容から、本来、特に必要とされている業務に焦点を当てた委託契約を対象とすること等で、より実効性のある制度とするとともに、運用面においても、その効率化を図られたい。

[関連する個別の監査結果及び意見]

「人権啓発研修の受講状況の報告について(監査の結果)」(P107)

(同種の指摘: P163、166、185、199)

3. 監査の結果及び意見の一覧

監査の結果及び意見の一覧は表 2 のとおりである。結果が 30 項目、意見が 50 項目あり、合わせて 80 項目である。表 2 には項目のみを記載しているため、詳細は、各頁を参照されたい。

表 2 監査の結果及び意見の一覧

項目		頁	
第3 監査の総括			
①	内部統制制度におけるリスク等の不断の見直しについて	意見	27
②	人権啓発研修の取り扱いについて	意見	29
第4-1 監査の結果及び意見(環境政策課関連)			
II 個別の事業に関する監査の結果及び意見			
1. 地球温暖化防止地域計画の推進			
①	省エネ相談会におけるオンライン開催の拡充について	意見	40
②	とよなか省エネマイスター制度自体の見直しについて	意見	42
2. 地球温暖化防止基金事業			
①	地球温暖化防止基金のより有効な活用について	意見	46
3. 環境交流センター運営管理及び環境交流センター施設管理			
①	指定管理者が確保すべきサービス水準の見直しについて	意見	52
②	事業報告書における自主事業の記載について	意見	53
第4-2 監査の結果及び意見(公園みどり推進課関連)			
II 個別の事業に関する監査の結果及び意見			
1. 自然環境保全事業			
①	青池公園水草除草業務を受託可能な事業者に関する継続的な情報収集について	意見	59
②	保護樹等の現認に関する資料について	意見	61
2. 生ごみ・剪定枝堆肥化事業			
①	契約書と仕様書の一体化について	結果	65
②	委託内容の変更に関わる協議内容の記録について	結果	65
3. 緑と食品のリサイクルプラザ施設管理、緑と食品のリサイクルプラザ車両管理、緑と食品のリサイクルプラザ主催事業			
①	事業の実施体制に関する報告の徴取について	意見	72
②	契約書と仕様書の一体化について	結果	73

項目			頁
	③受注者から徴取する報告内容の網羅性について	結果	74
	④仕様書に対応した報告書様式の設定について	意見	74
	⑤委託内容の変更に関わる協議内容の記録について	結果	75
4. 花とみどりの相談所施設管理、花とみどりの相談所車両管理、花とみどりの相談所主催事業			
	①業務着手届及び業務責任者届の未提出について	結果	80
	②契約書と仕様書別紙の一体化について	結果	81
	③委託内容の変更に関わる協議内容の記録について	結果	83
5. 花いっぱい運動事業			
	①労災保険成立証明願の記載誤りについて	意見	87
	②契約書とフラワーポット・花壇設置一覧表等の一体化について	結果	88
	③花しょうぶ園とバラ園のより良い育成管理に資する運営方法等の検討について	意見	89
6. 緑化推進事業			
	①契約書と仕様書別紙の一体化について	結果	92
	②市営原田苗圃施設改修工事における施工計画書の提出期日について	意見	93
7. 公園維持管理事業・公園施設維持管理事業・ふれあい緑地施設管理			
	①市内各公園維持管理業務における業務計画書の提出の遅延について	結果	100
	②市内各公園維持管理業務における業務着手届の提出期日について	意見	101
	③指名基準の明確化について	意見	101
	④市内各公園遊具等点検業務における業務の履行状況に関する報告書の提出時期について	結果	102
	⑤市内各公園遊具等点検業務の契約書と特記仕様書の一体化について	結果	103
	⑥豊島公園外噴水設備等清掃点検業務における契約書原本の相手方への交付の失念について	結果	103
	⑦豊島公園外噴水設備等清掃点検業務における委託料の中間払いについて	結果	103

項目		結果	頁
	⑧豊島公園外噴水設備等清掃点検業務における再委託の禁止に係る仕様書の記載について	結果	104
	⑨シルバー人材センターとの委託契約におけるマニュアルの提出について	結果	105
	⑩シルバー人材センターへの委託料の支払時期について	結果	106
	⑪特定随意契約に係る契約の締結状況等の公表について	結果	107
	⑫人権啓発研修の受講状況の報告について	結果	107
	⑬公園自動車駐車場管理者に係る公募プロポーザルの審査基準について	意見	108
	⑭自動販売機設置許可に係る公募時の最低使用料の算定について	意見	109
	⑮公園内のスポーツ施設の指定管理者等との緊密な連携について	意見	110
	⑯占用許可が必要となる工作物の範囲の明確化について	意見	110
8. 公園等自主管理協定制事業			
	①活動報告書における活動内容の区分について	意見	114
	②活動報告書に係る審査手続きの簡素化について	意見	115
9. 公園管理事務所施設管理			
	①耐震基準を満たさない倉庫の速やかな撤去について	意見	117
10. 公園安全安心対策事業			
	①積算根拠資料の適切な保管について	意見	121
11. 公園等有効活用事業			
	①野畑南公園外防災公園整備工事における変更契約理由の明確化について	意見	125
	②野畑南公園外防災備蓄倉庫新築工事における施工体制台帳等の確認の徹底について	結果	126
	③野畑南公園外防災備蓄倉庫新築工事における施工体制の的確な把握について	意見	129
	④請負代金内訳書の未提出について	結果	130
Ⅲ 個別の事業以外の監査の意見			
	①公園活性化に向けた取組みの推進について	意見	131

項目	頁
第4-3 監査の結果及び意見(減量計画課・美化推進課・家庭ごみ事業課・事業ごみ指導課関連)	
II 個別の事業に関する監査の結果及び意見(減量計画課関連)	
1. 環境事業所施設管理	
①不要な変更契約の締結について	結果 139
2. 車両管理(ごみ処理費)	
①運行前点検確認表の運用の見直しについて	意見 144
②運行前点検確認表の記載漏れについて	意見 145
③リース料の支払い事務について	意見 146
④請求書のコピーの保管方法の見直しについて	意見 147
3. クリーンランド負担金	
①より実費に近い負担金の交付方法等について	意見 151
III 個別の事業以外の監査の意見	
①第4次ごみ減量計画の中間見直しにおけるより実効性のある減量策の提示等について	意見 155
IV 個別の事業に関する監査の結果及び意見(美化推進課関連)	
1. 路上喫煙対策推進事業	
①届出様式への日付欄の設定について	意見 159
②業務従事者の届出の確認について	結果 159
2. 地域美化活動事業	
①届出様式への日付欄の設定について	意見 162
②搬送業務従事者名簿の確認について	意見 163
③人権啓発研修の受講状況の報告について	結果 163
V 個別の事業に関する監査の結果及び意見(家庭ごみ事業課関連)	
1. ペットボトル分別収集事業	
①運行車両の届出について	意見 165
②人権啓発研修の受講状況の報告について	結果 166
③ペットボトル回収バッグ管理表の記載漏れについて	意見 167
2. 分別周知事業	
①分別冊子の在庫確認表について	意見 170
②複数事業者からの参考見積書の徴取について	意見 171
③競争入札の適用の継続的な検討について	意見 171

項目		意見	頁
	④市民からの再配布依頼時における要因確認等のルール化について	意見	173
3. 分別収集事業			
	①ごみ散乱防止ネットの在庫確認表について	意見	176
4. 再生古紙布売払収入(歳入)			
	①より市場相場を反映した予定価格の算定について	意見	178
	②契約書における単価の記載について	意見	179
5. ごみ収集業務委託事業			
	①過積載への対応について	結果	184
	②委託業務従事者に対する研修について	結果	185
	③車両点検表の確認について	意見	186
6. 粗大ごみ関連			
	①受益者負担水準の見直しについて	意見	191
VI 個別の事業に関する監査の結果及び意見(事業ごみ指導課関連)			
1. し尿処理・運搬業務			
	①手数料の過年度滞納分について	意見	194
	②し尿処理における受益者負担について	意見	195
2. し尿処理施設基本構想策定業務			
	①人権啓発研修の受講状況の報告について	結果	199
	②契約書と仕様書の一体化について	結果	199
	③新たなし尿処理施設に係る具体的な施設整備方針の策定について	意見	200

第4-1 監査の結果及び意見(環境政策課関連)

I 関連する個別計画の概要等

平成 27 年 12 月の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)において、世界的な地球温暖化対策の枠組みとして「パリ協定」が採択され、この協定のもとで我が国が取り組むべき対策が、「地球温暖化対策計画」として平成 28 年 5 月に閣議決定されている。市においては、平成 19 年 11 月に地球温暖化防止地域計画を策定していたが、この流れを受けて、平成 30 年 3 月に第 2 次地球温暖化防止地域計画を策定している。

第 2 次地球温暖化防止地域計画においては、従前の地球温暖化防止地域計画の目標設定の考え方を踏襲し、将来のあるべき持続可能な水準として、令和 32 年度(2050 年度)までに、市民一人あたり温室効果ガス排出量を、基準年度である平成 2 年度(1990 年度)比で 70%削減する長期目標を展望し、それを実現するためのライン上の目標値(マイルストーン)として、令和 9 年度(2027 年度)に 32.1%の削減をめざすものとしている。

また、第 2 次地球温暖化防止地域計画に掲げる目標の達成に向けて着実に温室効果ガス排出量削減に取り組むため、推進体制や市職員への意識啓発等を強化することを目的とした第 4 次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定している。

Ⅱ 個別の事業に関する監査の結果及び意見

1. 地球温暖化防止地域計画の推進

(1) 事業の概要

① 第3次環境基本計画における位置付け

区分	内容		
環境分野	持続可能な低炭素社会づくり		
環境目標	1人あたり温室効果ガス排出量(t-CO ₂)を令和9年度(2027年度)までに平成2年度(1990年度)比32.1%削減し、低炭素社会をめざす		
施策の方針	<p>4-2-1 省資源・省エネルギーを通じた低炭素社会の実現</p> <p>①住宅や機器の更新等による家庭の省エネルギー化の推進</p> <p>[主な施策・事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ相談会、家電や住宅の省エネ診断等の実施 ・補助金等による高効率省エネ機器の購入や買替え促進 ・住宅の省エネ改修や高度な省エネ住宅導入の支援 <p>③環境に優しいライフスタイルへの転換</p> <p>[主な施策・事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーの見える化の推進 ・日常的な省エネ行動の推進 <p>4-2-2 再生可能エネルギー等の活用促進</p> <p>①再生可能エネルギー等導入支援</p> <p>[主な施策・事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム、太陽熱利用システムの普及促進 ・再生可能エネルギーに関する普及・啓発 <p>4-2-3 環境に配慮した運輸部門における施策の推進</p> <p>③エコドライブの推進、次世代自動車の普及促進</p> <p>[主な施策・事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブの啓発 		
関連する指標	項目	目標	令和元年度実績
	市民1人あたり温室効果ガス排出量(t-CO ₂ /人)平成2年度(1990年度)比	令和9年度(2027年度)までに32.1%削減	21.8%削減

② 事業内容

第2次地球温暖化防止地域計画に基づき、市民・事業者に向けた省エネ活動の普及啓発や省エネ機器更新の支援、再生可能エネルギーの導入、住宅の省エネルギー化等を進め、市域の温室効果ガスの排出抑制を図る。

③ 事業実績

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1人あたり温室効果ガス排出量 平成2年度比	—	17.6%削減	21.8%削減	—
家庭部門市民1人あたりエネルギー消費量	GJ/人	12,978	12,024	—

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	20,295	30,128	28,423
決算額	18,148	24,569	19,806

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
報酬	2,591	会計年度任用職員報酬
職員手当等	149	
報償費	228	
旅費	61	
需用費	237	
役務費	25	
委託料	4,046	豊中市市民向け地球温暖化対策省エネ推進事業業務
使用料及び賃借料	447	

節	令和2年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	12,020	豊中市家庭用燃料電池システム設置等補助金
合計	19,806	

(2) 監査の意見

① 省エネ相談会におけるオンライン開催の拡充について(監査の意見)

市は、特定非営利活動法人とよなか市民環境会議アジェンダ 21(以下「(特非)アジェンダ 21」という。)を委託先として、市民向け地球温暖化対策省エネ推進事業を行っているが、この中で市民を対象とした省エネ相談会を実施している。

なお、直近5年間における実施状況は表3及び表4のとおりである。

表3 省エネ相談会の実施状況の推移(実施施設の阪急岡町駅からの距離別)

[実数]

(単位 場所:箇所数、相談人数:人)

区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	場所	人数	場所	人数	場所	人数	場所	人数	場所	人数
1km内	4	266	3	206	4	278	4	311	4	132
1km外	7	454	7	548	7	464	6	609	4	179
オンライン	-	-	-	-	-	-	-	-	2	5
合計	11	720	10	754	11	742	10	920	10	316

[構成割合]

(単位:%)

区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	場所	人数	場所	人数	場所	人数	場所	人数	場所	人数
1km内	36.4	36.9	30.0	27.3	36.4	37.5	40.0	33.8	40.0	41.8
1km外	63.6	63.1	70.0	72.7	63.6	62.5	60.0	66.2	40.0	56.6
オンライン	-	-	-	-	-	-	-	-	20.0	1.6
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

(注) 令和2年度は新型コロナウイルス感染予防のためオンラインでも開催。

(出所: 市提供資料より監査人作成)

表4 省エネ相談会の実施状況の推移(実施施設の運営主体別)

[実数] (単位 場所:箇所数、相談人数:人)

区分	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	場所	人数	場所	人数	場所	人数	場所	人数	場所	人数
市営施設	6	395	6	439	6	464	7	691	6	207
民間施設	5	325	4	315	5	278	3	229	2	104
オンライン	-	-	-	-	-	-	-	-	2	5
合計	11	720	10	754	11	742	10	920	10	316

[構成割合] (単位:%)

区分	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	場所	人数	場所	人数	場所	人数	場所	人数	場所	人数
市営施設	54.5	54.9	60.0	58.2	54.5	62.5	70.0	75.1	60.0	65.5
民間施設	45.5	45.1	40.0	41.8	45.5	37.5	30.0	24.9	20.0	32.9
オンライン	-	-	-	-	-	-	-	-	20.0	1.6
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

(注)令和2年度は新型コロナウイルス感染予防のためオンラインでも開催。

(出所:市提供資料より監査人作成)

省エネ相談会は、仕様書において、市域の様々な地域で10回以上実施することとされているが、いずれの年度においても10回以上実施されており、要件を満たしているものといえる。

省エネ相談会の会場には、豊中市立環境交流センター(以下「環境交流センター」という。)、豊島体育館、千里文化センター、生活情報センター(くらしかん)、文化芸術センター及び市役所庁舎等といった市の施設の他、民間の小売店舗等の商業施設が使用されているが、阪急岡町駅から1km内における施設の割合が全体の40%程度を占めており、比較的この地域に集中している傾向がある。また、直近2年間における新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、民間施設の割合は減少傾向にある。

省エネ相談会は、市民に他の地球温暖化対策省エネ推進事業への参加を誘導する重要なイベントであり、市域の様々な地域で偏りなく行われることが望まれるが、一方において、開催することが可能な施設が必ずしも市域内に均一に存在する訳ではない。令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンラインでも開催されているが、オンラインでの開催は、新型コロナウイルス感染症対策だけではなく、開催場所を確保する際の地理的な制約を解消するとともに、参加者が開催場所に出向くことなく自宅等からでも参加できる利点を有する。

結果的に、令和 2 年度におけるオンラインでの参加人数は少数にとどまっているものの、所管課によれば、市民向け地球温暖化対策省エネ推進事業において、子育て世帯等により焦点を当てることを検討しているとのことである。今後、オンライン開催の課題等を整理し、市民の方が一層参加しやすい開催方法の一つとして、各施設での開催と併せて、オンライン開催の拡充を図られたい。

② とよなか省エネマイスター制度自体の見直しについて(監査の意見)

とよなか省エネマイスター(以下「省エネマイスター」という。)は、市内の電気店、豊中建設業協会の加盟店又は協会が推薦する工務店、本事業の受注者やアドバイザーを対象として、市が省エネマイスターとして登録する制度である。省エネマイスターは、各電気店等の店舗で市民からの省エネ相談に応じる他、本事業で開催する省エネ相談会や省エネ診断等のイベントに参加することとされており、地球温暖化防止地域計画における各種の取組みにおいて、活動を積極的に支援し、活性化させる貴重な協力者といえる。

なお、直近 5 年間における省エネマイスターの登録者数等の状況は表 5 のとおりである。

表 5 省エネマイスターの登録者数等の推移

[登録者数]		(単位:人)				
区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
電気店	22	10	7	4	0	
工務店	2	1	1	1	1	
受注者等 ^(注 1)	0	4	4	4	5	
合計	24	15	12	9	6	

[延べ活動人数]

(単位:人)

イベント区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
省エネ相談会	14	8	5	2	0
家電診断	10	7	0	0	0
見える化/住宅 ^(注 2)	10	7	7	8	7
小計	34	22	12	10	7
活動なし	4	3	3	2	0

(注 1)「受注者等」は、豊中市市民向け地球温暖化対策省エネ推進事業業務の受注者及びアドバイザーを言う。

(注 2)「見える化/住宅」は、エネルギー「見える化」モニター及び住宅の省エネ診断を言う。

(出所:市提供資料より監査人作成)

省エネマイスターの登録者数は毎年減少し続けており、令和 2 年度における登録者数は、受注者等を除くと 1 人にとどまっている。また、延べ活動人数も減少し続けており、令和 2 年度においては 7 人にとどまっている。このように省エネマイスターの活動が停滞している原因には、省エネマイスターの活動が経済的な恩恵につながりにくいと考えられていること等も想定されるが、そもそも現状において、省エネマイスター制度という手法が事業目的に合致しているのか改めて検討し、制度の廃止も含めた抜本的な見直しを図られたい。

2. 地球温暖化防止基金事業

(1) 事業の概要

① 第3次環境基本計画における位置付け

区分	内容
環境分野	持続可能な低炭素社会づくり
環境目標	1人あたり温室効果ガス排出量(t-CO ₂)を令和9年度(2027年度)までに平成2年度(1990年度)比32.1%削減し、低炭素社会をめざす
施策の方針	4-2-1 省資源・省エネルギーを通じた低炭素社会の実現 ③環境に優しいライフスタイルへの転換 [主な施策・事業] ・地球温暖化防止基金の活用
関連する指標	特有の指標は設定されていない。

② 事業内容

第2次地球温暖化防止地域計画の取組みを一層進めるため、地球温暖化防止基金積立条例に基づき、地球温暖化防止の推進に関する事業に充てることを指定された寄附金や公共施設等に設置した太陽光発電設備による売電収入等を積み立て、地球温暖化防止の推進に関する事業に要する費用に充当する事業である。

地球温暖化防止基金積立条例 抜粋

(設置)

第1条 地球温暖化防止の推進に関する事業に要する費用に充てるため、地球温暖化防止基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、次に掲げる金銭をもって積み立てるものとする。

- (1) 予算で定める額
- (2) 地球温暖化防止の推進に関する事業に充てることを指定した寄附金
- (3) 公共施設等に設置した太陽光発電設備による売電収入金
- (4) 基金から生ずる収益の全額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

③ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額	946	917	785
決算額	128	2,894	2,457

④ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 2 年度 決算額	主な内容
積立金	2,457	生活環境費寄附金としての基金積立

⑤ 関連する歳入項目

(単位:千円)

項	細々節	令和 2 年度 決算額	主な内容
繰入金	地球温暖化防止基金繰入金	228	基金の取崩し
財産運用収入	地球温暖化防止基金積立金利子収入	3	

(2) 監査の意見

① 地球温暖化防止基金のより有効な活用について(監査の意見)

地球温暖化防止基金の積立額、取崩額及び年度末残高の推移は表 6 のとおりである。

表 6 地球温暖化防止基金の積立額、取崩額及び年度末残高の推移

(単位:千円)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
積立額	99	136	128	2,894	2,457
取崩額	351	389	557	684	228
年度末残高	7,597	7,344	6,915	9,125	11,354

(出所:市提供資料より監査人作成)

地球温暖化防止基金は地球温暖化防止地域計画の推進事業に要する費用に充当されることで取崩され減少するが、令和元年度及び令和 2 年度においては、寄附金の増加により基金の年度末残高は増加している。結果として、令和 2 年度末における基金の年度末残高 11,354 千円は、過去 5 年における取崩額の年間平均額 442 千円の 25 年分に相当する水準となっている。

地球温暖化防止地域計画の推進事業への充当は、市民向け地球温暖化対策省エネ推進事業で実施されるイベントの参加者に対して配付されるエコポイントチケット「とよか」の発行に限定されているが、現状、「とよか」の発行が増加傾向には無いことが、基金からの充当額が伸びない要因である。

第 2 次地球温暖化防止地域計画を推進し、市民・事業者・行政が協働で実効性のある取組みを実施するために設置されている豊中市チャレンジマイナス 70 推進協議会においても、「とよか」の活性化及び新たな仕組み等について検討を行っているとのことであるが、寄附金等で集めた地球温暖化防止基金を有効に活用するためにも、「とよか」の電子化等も含めて、「とよか」を市民がより利用しやすいものとする事で地域での省エネ推進の一層の後押しとなるよう検討されたい。

(参考)

○エコポイントチケット「とよか」の概要

実施目的:省エネルギー対策の推進の各取組みに参加した市民に対し、内容に応じてエコポイントを付与することで、家庭での省エネ対策を促進する。商店街等でエコポイントを使用できるようにすることで、地域での省エネの推進につなげていく。

- ・使用期間:毎年7月1日から翌年の2月末日
- ・使用条件:豊中市に登録された指定店のみ使用可能。
100 ポイント=100 円に換算。

○「とよか」の過去5年度の状況

(単位:千ポイント)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
配付ポイント	393	438	611	746	254
使用ポイント	351	389	557	684	228
使用率	89.4%	88.9%	91.2%	91.7%	89.8%

(出所:市提供資料より監査人作成)

3. 環境交流センター運営管理及び環境交流センター施設管理

(1) 事業の概要

① 第3次環境基本計画における位置付け

区分	内容		
環境分野	環境政策を推進するための総合的なしくみづくり		
環境目標	よりよい環境をめざして多様な主体のパートナーシップで取り組む		
施策の方針	<p>4-1-2 環境情報の提供</p> <p>①環境情報の収集・整備および効果的な提供</p> <p>[主な施策・事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌、市ホームページ、ケーブルテレビ、SNSなどを活用した情報発信と意識啓発 ・環境交流センターの運営 ・環境フォーラムなど環境関連イベントの開催 ・とよなかの環境(豊中市環境報告書)による情報提供 <p>4-1-3 環境に関する教育・学習と意識啓発の推進</p> <p>②環境教育・環境学習の推進</p> <p>[主な施策・事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境交流センターをはじめとした環境関連施設の運用 <p>4-1-4 協働とパートナーシップに基づく施策の推進</p> <p>②市民やNPOなどの自主的な公益活動の支援・促進</p> <p>[主な施策・事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境交流センターの運営 <p>③多様な活動主体の協働による事業の推進</p> <p>[主な施策・事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境交流センターにおける他団体との事業連携 		
関連する指標	項目	目標	令和2年度実績
	環境交流センターの来館者数	12,000人	9,822人

② 事業内容

ア. 環境交流センターの概要

区分	内容												
根拠条例	豊中市立環境交流センター条例												
設置目的	地球環境の保全、環境への配慮、資源・エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関し、活動のための交流の場や情報の提供等を行い、環境に配慮した生活又は行動を促進し、地球温暖化の防止に資するとともに、循環型社会の形成を図ることを目的とする。												
設置場所	豊中市中桜塚1丁目24番20号												
施設の内容	交流フロア(展示スペース:床面積 53.36 m ²) キッズコーナー 会議室 1 (1A:床面積 67 m ² 、定員 30 人) (1B:床面積 41 m ² 、定員 24 人) (1C:床面積 42 m ² 、定員 24 人) 会議室 2(床面積 30 m ² 、定員 18 人)												
開館時間・休館日	9:00～17:00 休館日:月曜日(月曜日が祝日の場合は、翌日以降の最初の平日)、年末年始												
利用料金等	<p>使用料は無料。</p> <p>ただし、豊中市立環境交流センター条例第 3 条に掲げられた事業の実施に支障のない限りにおいて認められた、センターの施設の利用(一般の利用)については、次の使用料を徴収する。</p> <table border="1" data-bbox="582 1585 1353 1895"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>使用料(1日につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室 1A</td> <td>4,200 円</td> </tr> <tr> <td>会議室 1B</td> <td>2,600 円</td> </tr> <tr> <td>会議室 1C</td> <td>2,600 円</td> </tr> <tr> <td>会議室 2</td> <td>2,100 円</td> </tr> <tr> <td>展示スペース</td> <td>3,600 円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用料(1日につき)	会議室 1A	4,200 円	会議室 1B	2,600 円	会議室 1C	2,600 円	会議室 2	2,100 円	展示スペース	3,600 円
施設名	使用料(1日につき)												
会議室 1A	4,200 円												
会議室 1B	2,600 円												
会議室 1C	2,600 円												
会議室 2	2,100 円												
展示スペース	3,600 円												

イ. 環境交流センターにおける実施事業

豊中市立環境交流センター条例第3条により、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地球環境の保全等に関する活動のための交流の場の提供
- (2) 地球環境の保全等に関する情報の収集及び提供
- (3) 地球環境の保全等に関する講座等の開催及び啓発の実施
- (4) 地球環境の保全等に関する会議, 研修, 催し等へのセンターの施設の提供
- (5) その他市長が必要と認める事業

ウ. 施設の運営方法等

環境交流センターは平成17年4月に開設されており、平成25年4月から指定管理制度に移行している。また、現指定期間(平成30年4月1日～令和5年3月31日)は二期目にあたり、運営事業者は表7のとおりである。

表7 環境交流センターの運営事業者

区分	内容
施設の所有者	豊中市
運営事業者	(特非)アジェンダ 21
運営形態	指定管理
指定管理の期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日(5年間)
委託費	指定管理料:15,895千円(令和2年度)
運営事業者の選定方法	公募(プロポーザル方式)

(出所:市提供資料より監査人作成)

③ 事業費の推移及び事業費の主な内訳

ア. 環境交流センター運営管理

(単位:千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	15,826	16,166	16,305
決算額	15,767	16,116	16,301

(単位:千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
報酬	213	指定管理者選定評価委員会委員報酬

節	令和2年度 決算額	主な内容
報償費	38	
需用費	19	
役務費	8	
委託料	15,895	環境交流センター指定管理料
使用料及び賃借料	42	
備品購入費	83	
合計	16,301	

イ. 環境交流センター施設管理

(単位:千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	1,473	2,193	1,672
決算額	1,472	2,099	1,668

(単位:千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
需用費	153	
役務費	19	
委託料	1	
使用料及び賃借料	1,453	土地借上料
備品購入費	41	
合計	1,668	

④ 関連する歳入項目

(単位:千円)

項	細々節	令和2年度 決算額	主な内容
使用料及び手数料	環境交流センター 施設使用料	52	一般の利用による使用料

(2) 監査の意見

① 指定管理者が確保すべきサービス水準の見直しについて(監査の意見)

市と指定管理者との間においては、「豊中市立環境交流センター管理運営業務サービス水準合意書(SLA)」にて、指定管理者が確保すべきサービス水準として、来館者数と施設稼働率に係る水準が次のとおり定められている。

[確保すべきサービス水準]
・来館者数:12,000 人／年度
・施設稼働率:44%

一方、環境交流センターにおける来館者数及び施設稼働率の推移は表 8 のとおりである。

表 8 環境交流センターにおける来館者数及び施設稼働率の推移

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
来館者数 (人)	19,083	17,306	18,458	18,354	9,822
施設稼働率 (%)	64.3	68.6	67.4	66.3	65.0

(出所:市提供資料より監査人作成)

指定管理者の管理運営業務状況については、市が、指定管理者が提出する事業報告書やモニタリング結果の集積等をもとに、毎年度、総括評価を実施することとなっているが、総括評価項目の 1 つに「サービス水準・施設効用の発揮」があり、「確保すべきサービス水準の達成状況」が評価の対象となっている。

現指定期間におけるサービス水準は、平成 29 年度に指定管理者を選定する際に設定されたものであるが、平成 25 年度の実績値(来館者数:12,644 人、施設稼働率 44.0%)に近い水準とされている。令和 2 年度に来館者数は、新型コロナウイルス感染症の影響で大きく減少しているが、前年度までの来館者数は確保すべきサービス水準を上回る水準にあり、令和元年度に来館者数は、平成 25 年度実績と比べて 45% 程度増加している。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、環境交流センターにおいても、必ずしも施設への来館を前提としない、ウェブサイト等を利用した情報提供や講座の配信等が行われている。これらは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の面だ

けではなく、情報提供や参加手段の多様化という点で、利用者の利便性の向上をもたらすものであり、利用者の来館を前提とする事業等を補完する重要な手法といえる。

今後、次期指定期間に係る指定管理者の選定に向けて、環境交流センターの目的を達成する上での、ウェブサイト等を利用した情報提供や講座の開催等の適否や業務全体に占める割合等を改めて整理し、ウェブサイト上での情報提供量やアクセス数、ウェブ講座の開催件数や参加者数等といった新たな指標の採用も含めて、より環境交流センターの現状に即した「確保すべきサービス水準」とするよう検討されたい。

② 事業報告書における自主事業の記載について(監査の意見)

指定管理者は、豊中市立環境交流センター条例第3条で定められた事業について必ず実施する必要があるが、それに加えて、市と指定管理者とで締結した基本協定書第40条において、市の承認の上で指定管理者の自主財源で実施する自主事業を行うことが認められている。

令和2年度においては、自主事業として、「1. 施設の活用や事業への参加、2. 全体事業、3. 部会・プロジェクト活動」が承認されており、指定管理者が提出する事業報告書には、自主事業の実績が、「1. 施設の活用や事業への参加」(①飲食物の販売、②常設での物品販売、③物品の回収、④リユースバザーへの参加、⑤地域こだわりマルシェ&野菜市場への参加)、「2. 全体事業」(①学習会の開催、②環境展の展示、③関西大学との連携)、「3. 部会、プロジェクト活動」の区分ごとに記載されている。

しかし、平成30年度から令和2年度の3ヶ年度分の事業報告書を比較したところ、「1. 施設の活動や事業への参加」と「2. 全体事業」に関しては、毎年度の記載内容がほぼ同一であった。実際には、年度ごとに異なった内容の自主事業を実施しているとのことであり、事業報告書における自主事業の記載を、実態に即したより詳しい記載とするよう指定管理者に指導されたい。

ただし、自主事業については、あくまでも指定管理者の自主財源で実施する事業であることから、指定管理業務の記載とは峻別した記載とすることに留意されたい。

第4-2 監査の結果及び意見(公園みどり推進課関連)

I 関連する個別計画の概要等

市では、平成 11 年 5 月に、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に行うため、みどりの確保目標や将来のあるべき姿、また、それらを実現するための施策等を定めたみどりの基本計画を策定している。その後、社会情勢や自然環境の変化、法制度の変更等に対応した新しい視点によるみどりのまちづくりを推進するとして、平成 30 年 3 月に第 2 次みどりの基本計画を策定している。

なお、みどりの基本計画は、都市緑地法第 4 条に基づき、市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する取組みを総合的かつ計画的に行うために定める基本計画(「緑のマスタープラン」となるものである。また、計画区間は平成 30 年度(2018 年度)からの 10 年間であり、目標年次は令和 9 年度(2027 年度)とされている。

第 2 次みどりの基本計画においては、みどりの将来像の実現に向けた目標値を掲げるとともに、計画の達成状況等を評価するため、目標年次である令和 9 年度(2027 年度)の計画目標を設定するとともに、計画目標とは別に施策に関するモニター指標を設定している。この計画目標及びモニター指標を用いて、毎年度、施策に基づく事業の状況把握と評価を行うとともに、令和 4 年度には中間総括を、令和 9 年度には計画改定を予定している。

ただし、計画目標における評価のうち、みどり率、緑被率、みどりや公園・緑地に対する満足度については毎年度の評価は行わず、令和 2 年度に関しては、市民一人当たりの公園・緑地面積、みどりに関するイベント参加者数による評価を行うこととされている。

表 9 第 2 次みどりの基本計画における計画目標及び実績値

項目	目標値 (令和 9 年度)	実績値 (令和 2 年度)	長期目標値
みどり率	27.0%	—	28.0%
緑被率 ^(注 1)	15.7%	—	17.0%
みどりに対する満足度	70.0%	—	—
市民一人当たりの公園・緑地面積	7.17 m ²	7.09 m ²	—
公園・緑地に対する満足度	60.0%	—	—
みどりに関するイベント参加者数 ^(注 2)	150,000 人	30,314 人	—

(注 1) 緑被率は、樹林・樹木が市域に占める割合。

(注 2) みどりに関するイベント参加者数は、平成 30 年度から令和 9 年度までの累計参加者数。

(出所: 第 2 次みどりの基本計画、とよなかの環境 2020 年度速報版より監査人作成)

Ⅱ 個別の事業に関する監査の結果及び意見

1. 自然環境保全事業

(1) 事業の概要

① 第3次環境基本計画における位置付け

区分	内容		
環境分野	都市における自然との共生をめざした社会づくり		
環境目標	みどり率 27%で心豊かな豊中らしいまちをめざす		
施策の方針	4-4-1 受け継がれてきたみどりの保全や育成 ①まとまりのあるみどりの保全や育成 [主な施策・事業] ・風致保安林の保全や育成(森林整備計画に基づく森林の保全や育成) ・民有地の樹林・樹木の保全に対する支援 ②生物多様性の保全 [主な施策・事業] ・島熊山緑地の保全 ③連続性や水面のあるみどりの保全や育成 [主な施策・事業] ・ため池のみどりの保全		
関連する指標	項目	目標 (令和9年度)	実績 (令和2年度)
	みどり率	27%	(注)

(注)みどり率:樹林・樹木、草地、農地、水面、屋上緑化が市域面積に占める割合。

直近の実績データは平成27年度の25.7%である。

② 事業内容

自然環境保全事業は、①森林整備計画の策定及び運用、②市民との協働による島熊山緑地の保全及び自然環境学習、③保護樹・樹林の指定及び解除、保護樹・樹林所有者に対する助成、④森林病虫害等防除事業、⑤青池の保全等の保全事業を行う事業である。また、平成29年度に台風の被害を受けた春日神社風致保安林の倒木等の撤去と森林機能回復のための復旧計画の検討等も行っている。

これらは、第2次みどりの基本計画における次の具体施策に関連する事業である。

区分	内容
基本方針	1.「みどりを守り育てる」受け継がれてきたみどりの保全や育成
基本施策	1.まとまりのあるみどりの保全や育成
具体施策	<p>3.風致保安林の保全や育成(森林整備計画に基づく森林の保全や育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・春日神社裏山にある風致保安林を計画的に保全するため、「豊中市森林整備計画」にもとづき、森林病虫害の防除などの維持管理を推進します。 ・風致保安林内にある「宮山つつじ園」などのコバノミツバツツジが多くの花をつける明るい林とするため、市民との協働により、剪定や枝打ちなどの適正な維持管理を推進します。 <p>4.民有地の樹林・樹木の保全に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅地などの貴重な樹林・樹木を保全するため、「保護樹等助成金交付制度」による支援を行うとともに、同制度の積極的な普及啓発に努めます。 ・森林病虫害のまん延防止を図るため、「松くい虫防除事業助成金等交付制度」などにより、樹林・樹木の健全な保全と育成を推進するとともに、同制度の積極的な普及啓発に努めます。

区分	内容
基本方針	1.「みどりを守り育てる」受け継がれてきたみどりの保全や育成
基本施策	2.生物多様性の保全
具体施策	<p>7.島熊山緑地の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島熊山緑地の雑木林や竹林、緑地内の古池(千里センター池)などを良好な状態に保つため、市民との協働により、森林病虫害の駆除や竹間伐などによる適正な維持管理を行います。 ・同緑地を活用して自然観察会などを開催し、自然環境の保全に対する意識の向上を図ります。

区分	内容
基本方針	1.「みどりを守り育てる」受け継がれてきたみどりの保全や育成
基本施策	3.連続性や水面のあるみどりの保全や育成
具体施策	11.ため池のみどりの保全 ・公園・緑のため池について、生き物の生息・生育環境、景観に配慮した樹木の剪定や草刈りなどの適正な維持管理を行うとともに、その他のため池についても、周辺環境に配慮した適正な維持管理を推進します。

③ 事業実績

保護樹の指定は概ね年間 138 本前後、保護樹林指定箇所は年間 10 ヶ所程度で推移している。島熊山緑地維持管理活動参加者数は、平成 29 年度以降減少傾向にあったが、特に令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症への対応もあり 120 名にとどまっている。

区分	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
保護樹指定本数	本	138	139	137
保護樹林指定箇所	箇所	10	10	10
島熊山緑地維持管理活動参加者数	人	440	383	120

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額	3,316	18,010	35,711
決算額	1,948	16,927	32,299

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 2 年度 決算額	主な内容
需用費	66	
委託料	30,291	風致保安林再整備業務

節	令和2年度 決算額	主な内容
備品購入費	46	
負担金補助及び交付金	1,895	保護樹等助成金
合計	32,299	

(2) 監査の意見

① 青池公園水草除草業務を受託可能な事業者に関する継続的な情報収集について(監査の意見)

青池公園内の青池にて、除草面積 12 千平方メートルの水草の刈り取りを行う委託契約を、ノダック株式会社と特命随意契約にて締結している。

表 10 青池公園水草除草業務委託契約の概要

区分	内容
契約名	青池公園水草除草業務
委託先	ノダック株式会社
委託期間	令和2年10月19日から令和2年12月28日
契約の方法	特命随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
随意契約理由	<p>青池公園内の青池は、毎年、水草(藻)が多量に発生しており、これを刈取らず放置すると水草が水中で枯れて腐敗し、水質の悪化を招いて悪臭が発生する原因となるとともに景観を損ね周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすことが予想されます。</p> <p>この水草を除去するには、作業面積が広いことから特殊作業船で刈取り・撤去する方法が最善であると考えられ、青池においては、平成4年度よりこの方法にて作業をしております。</p> <p>本作業を行うための特殊作業船を所有し、このような業務を行なっている登録業者は、ノダック株式会社1社しかなく、また、同社は滋賀県の琵琶湖においても、作業船を使用して同様の水草除去作業を行っている実績を有しています。</p>
委託金額	2,453,000 円

区分	内容
主な業務内容	①作業船搬入搬出作業 ②水草刈取り作業 ③水草積込み作業 ④水草運搬作業 ⑤水質分析作業 ⑥その他

(出所:市提供資料より監査人作成)

<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 抜粋 (随意契約) 第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。 2 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p>

随意契約理由によれば、特殊作業船で水草を刈取り・撤去する方法が最善であるとし、本作業を行うための特殊作業船を所有し、このような業務を行なっている登録業者がノダック株式会社 1 社しかないことを理由として挙げている。しかし、他市における水草除去業務に関する入札情報をみると、同様の業務を受託している業者が存在しており、ノダック株式会社以外の登録業者を募集することも不可能ではないと思われる。

競争性の観点だけではなく、他に同様の業務を委託できる事業者が存在しない場合、当該事業者が受託できない状況となれば、事業が適切に遂行できなくなるおそれもある。引き続き本件業務を受託可能な事業者に関する情報収集を継続的行われたい。

② 保護樹等の現認に関する資料について(監査の意見)

市は、豊中市環境の保全等の推進に関する条例第 36 条に基づき、保護樹又は保護樹林(以下「保護樹等」という。)の所有者又は占有者に対して助成金を交付している。

表 11 保護樹等に対する助成金の概要

区分	内容																										
根拠	豊中市保護樹等助成金交付要綱																										
助成対象保護樹等	助成を受けようとする年度の 4 月 1 日現在において保護樹等の指定を受けているもの。ただし、同日以降に指定した保護樹等であって市長が必要と認めるものについては、助成対象とすることができる。																										
助成金の額	<p>①保護樹 1 本につき 100,000 円</p> <p>ただし、同一の所有者等が複数の保護樹を所有又は占有している場合については、当該所有者等については 50,000 円を限度とする。</p> <p>②保護樹林(生け垣を除く。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保護樹林面積</th> <th>助成の額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500 以上 ~ 1,000 未満</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>1,000 以上 ~ 2,000 未満</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>2,000 以上 ~ 5,000 未満</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>5,000 以上 ~ 6,000 未満</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>6,000 以上 ~ 7,000 未満</td> <td>70,000</td> </tr> <tr> <td>7,000 以上 ~ 8,000 未満</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td>8,000 以上 ~ 9,000 未満</td> <td>90,000</td> </tr> <tr> <td>9,000 以上 ~ 10,000 未満</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>10,000 以上</td> <td>120,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>③保護樹林(生け垣)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>生垣延長(m)</th> <th>助成の額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30 以上 ~ 100 未満</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>100 以上</td> <td>40,000</td> </tr> </tbody> </table>	保護樹林面積	助成の額(円)	500 以上 ~ 1,000 未満	20,000	1,000 以上 ~ 2,000 未満	40,000	2,000 以上 ~ 5,000 未満	50,000	5,000 以上 ~ 6,000 未満	60,000	6,000 以上 ~ 7,000 未満	70,000	7,000 以上 ~ 8,000 未満	80,000	8,000 以上 ~ 9,000 未満	90,000	9,000 以上 ~ 10,000 未満	100,000	10,000 以上	120,000	生垣延長(m)	助成の額(円)	30 以上 ~ 100 未満	20,000	100 以上	40,000
保護樹林面積	助成の額(円)																										
500 以上 ~ 1,000 未満	20,000																										
1,000 以上 ~ 2,000 未満	40,000																										
2,000 以上 ~ 5,000 未満	50,000																										
5,000 以上 ~ 6,000 未満	60,000																										
6,000 以上 ~ 7,000 未満	70,000																										
7,000 以上 ~ 8,000 未満	80,000																										
8,000 以上 ~ 9,000 未満	90,000																										
9,000 以上 ~ 10,000 未満	100,000																										
10,000 以上	120,000																										
生垣延長(m)	助成の額(円)																										
30 以上 ~ 100 未満	20,000																										
100 以上	40,000																										

豊中市環境の保全等の推進に関する条例 抜粋

(助言、指導又は助成)

第 36 条 市長は、保護樹等の枯損の防止その他その保存に関し必要があると認めるときは、保護樹等の所有者等に対し、必要な助言、指導又は助成をすることができる。

助成対象となる保護樹等は、助成を受けようとする年度の 4 月 1 日現在において保護樹等の指定を受けている必要があり、助成金の交付を受けようとする者は、保護樹等助成金交付申込書により申込む。市は、当該申込みに係る保護樹等を現認の上で、助成金の交付決定を行うが、当該現認は、夏季と冬季とに分けて実施している。

今般、保護樹等の指定を受けたものを記載した「令和 2 年度保護樹等一覧表」(以下「一覧表」という。)と保護樹等を現認した際の資料である「令和 2 年度調査用紙」(以下「現認資料」という。)とを照合したところ、一覧表には記載があるものの、現認資料に記載がない保護樹等が 1 件存在した。また、一覧表に記載がある保護樹等のうち、現認資料には夏季と冬季の両方に記載があるものが 1 件存在した。

所管課によれば、前者は現認資料への記載漏れであり、後者は現認資料への二重記載とのことであった。保護樹等の現認漏れは無かったが、現認資料は助成金の根拠となる重要な資料であり、その記載には十分に注意を払われない。

2. 生ごみ・剪定枝堆肥化事業

(1) 事業の概要

① 第3次環境基本計画における位置付け

区分	内容
環境分野	都市における自然との共生をめざした社会づくり
環境目標	みどり率 27%で心豊かな豊中らしいまちをめざす
施策の方針	4-4-3 みどりを活かした安全で快適な暮らしの実現 ③みどりの保全や緑化活動に対する支援 [主な施策・事業] ・みどりに関する活動を広げる交流の場の活用 ・花とみどりの相談所の活用 ・緑化リーダーの養成 ・生ごみ・剪定枝の堆肥化及び堆肥の活用 ・緑化樹木見本園および記念樹の森の活用 ・みどりに関する活動発表の場や表彰制度の活用
関連する指標	特有の指標は設定されていない。

② 事業内容

生ごみ・剪定枝堆肥化事業は、学校給食センターで発生する給食残渣及び公園の樹木・街路樹等の剪定によって発生する剪定枝をチップ化したものを堆肥化施設「豊中市緑と食品のリサイクルプラザ(以下「緑と食品のリサイクルプラザ」という。)」に搬入し、堆肥「とよっぴー」を製造する事業である。

また、(特非)アジェンダ 21 との協働により、製造した堆肥の有効活用を図るとともに、とよっぴーフェスタやとよっぴー展等のイベントの開催、堆肥を使用して栽培した野菜等の頒布及び学校給食への納入等の資源循環啓発事業を実施している。

これらは、第2次みどりの基本計画における次の具体施策に関連する事業である。

区分	内容
基本方針	3.みどりを活かした安全で快適な暮らしの実現
基本施策	10.みどりの保全や緑化活動に対する支援
具体施策	40.生ごみ・剪定枝の堆肥化及び堆肥の活用 ・「緑と食品のリサイクルプラザ」において、生ごみや剪定枝のリサイクルを目的として、学校給食から排出される調理くずや食べ残しなど

区分	内容
	<p>に街路樹などの剪定枝チップを混合し、堆肥「とよっぴー」の製造を行います。</p> <p>・市民との協働により、農家や学校、「花いっぱい運動」に参加する団体などに堆肥「とよっぴー」を配布するとともに、定期的若しくはイベントなどで頒布することにより緑化を推進します。</p>

③ 事業実績

令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、とよっぴーフェスタは中止とし、とよっぴー展はパネル展示のみとしている。

また、令和 2 年度における緑と食品のリサイクルプラザへの生ごみ(給食残渣)及び剪定枝チップの搬入量は 248,551kg である。

区分	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
とよっぴーフェスタ 参加者数	人	707	750	(中止) ^(注 1)
とよっぴー展参加者数	人	232	(中止) ^(注 1)	56 ^(注 2)

(注 1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

(注 2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、パネル展示のみ実施。

区分	単位	生ごみ (給食残渣)	剪定枝チップ	合計
緑と食品のリサイクルプラザ への搬入量(令和 2 年度)	kg	128,631	119,920	248,551

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額	7,706	8,059	7,318
決算額	6,365	6,783	5,878

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
需用費	91	
役務費	795	剪定枝処理手数料
委託料	4,992	剪定枝チップ化業務、生ごみ運搬業務、 パン粉砕業務
合計	5,878	

(2) 監査の結果

① 契約書と仕様書の一体化について(監査の結果)

学校給食センター生ごみ運搬業務は、緑と食品のリサイクルプラザで製造する堆肥「とよっぴー」の原材料となる学校給食の調理くずと食べ残し等の生ごみを、学校給食センターから緑と食品のリサイクルプラザに運搬する業務である。市は本業務を委託により実施しており、指名競争入札によって委託先を選定している。

契約書類を閲覧したところ、本件委託業務の契約書には、仕様書が袋綴じされていなかった。仕様書には、契約の重要な部分である業務内容や留意すべき事項が詳細に定められており、委託先が業務を適切に実施するために不可欠な書類であることから、袋綴じにより契約書等と一体化しておく必要がある。

なお、本業務の契約時点では、未発出であったが、その後、「契約書と仕様書等の袋綴じについて(通知)」(令和3年(2021年)9月13日付け契約検査課長)により、原則、共通仕様書や個別仕様書等については契約書本文と袋綴じにより一体化する旨の通知が発出されている。

② 委託内容の変更に関わる協議内容の記録について(監査の結果)

剪定枝チップ化業務は、公園、街路樹等の維持管理に伴って発生する剪定枝葉を剪定枝チップ化施設(豊中市伊丹市クリーンランド、池田グリーンリサイクル)に運搬するとともに、池田グリーンリサイクルにてチップ化された剪定枝葉を受け取り、これを緑と食品のリサイクルプラザに搬入するものである。なお、池田グリーンリサイクルは池田市にある木材リサイクル業者であり、豊中市伊丹市クリーンランドでは処理できない規格の剪定枝の受入や緑化用パーク堆肥製造の原材料としてのチップの搬出等を行っ

ている。なお、市は本業務を委託により実施しており、指名競争入札によって委託先を選定している。

今般、仕様書に記載された業務量と、受注者から提出された出来高報告書に記載された内訳明細数量とを比較すると、表 12 のとおり乖離が見られた。

表 12 仕様書における業務量と出来高報告書における内訳明細数量の比較

作業項目	仕様書 (業務量)	出来高報告書 (内訳明細数量)
剪定枝集積業務:A	概ね 5 回	10 回
剪定枝運搬業務:B (原田苗圃⇒豊中市伊丹市クリーンランド)	概ね 100 トン (概ね 500 m ³)	91 トン (282 m ³)
剪定枝・チップ運搬業務:C (原田苗圃⇒池田グリーンリサイクル)	剪定枝運搬量、 チップ運搬量とも 概ね 10 m ³	0 m ³
チップ運搬業務:D (池田グリーンリサイクル⇒原田苗圃)	概ね 10 m ³	56 m ³

(出所:市提供資料より監査人作成)

一方、契約の変更に関しては、本件委託契約書第 15 条において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者で協議して書面によりこれを定めるものとしているが、実際には、契約金額や履行期間を変更しなかったことから、契約金額出来高報告書に次のような文章を手書きで記載し、委託先の代表者と市の担当者の押印を行う形を採っている。

令和 3 年 3 月 31 日をもって全業務を終了。当初の仕様書項目内容に変更が生じたが、協議の結果精算及び設計変更は行わない。

契約書 抜粋
(契約の変更)
第 15 条 発注者は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更又は中止することができる。この場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者で協議して書面によりこれを定めるものとする。

所管課によれば、公園や街路樹等からの豊中市伊丹市クリーンランドにてチップ化可能な剪定枝葉の発生が少なかったことから、剪定枝運搬業務 B 及び剪定枝・チップ運搬業務 C の業務量が減少したが、チップ運搬業務 D の業務量を増加させることで調整を行い、精算及び設計変更は行わないこととしたとのことである。

しかし、受注者との協議の内容等が文書で残されていないため、業務量の調整の具体的な過程や、その結果として精算及び設計変更を不要と判断した根拠が明確ではない。

確かに、本事案においては契約金額や履行期間を変更していないため、契約書第 15 条に基づく書面の作成は不要であるが、業務実施内容に変更が生じた以上、行政事務の透明性を確保するためには、業務実施内容の変更に関わる受注者との協議内容及び契約金額等の変更を不要と判断した理由等について、文書で記録を残すことが必要である。

3. 緑と食品のリサイクルプラザ施設管理・緑と食品のリサイクルプラザ車両管理・緑と食品のリサイクルプラザ主催事業

(1) 事業の概要

① 第3次環境基本計画における位置付け

区分	内容		
環境分野	都市における自然との共生をめざした社会づくり		
環境目標	みどり率 27%で心豊かな豊中らしいまちをめざす		
施策の方針	4-4-3 みどりを活かした安全で快適な暮らしの実現 ③みどりの保全や緑化活動に対する支援 [主な施策・事業] ・みどりに関する活動を広げる交流の場の活用 ・花とみどりの相談所の活用 ・緑化リーダーの養成 ・生ごみ・剪定枝の堆肥化及び堆肥の活用 ・緑化樹木見本園および記念樹の森の活用 ・みどりに関する活動発表の場や表彰制度の活用		
関連する指標	項目	目標 (令和9年度)	実績 (令和2年度)
	みどり率	27%	(注)

(注)みどり率:樹林・樹木、草地、農地、水面、屋上緑化が市域面積に占める割合。
直近の実績データは平成27年度の25.7%である。

② 事業内容

ア. 豊中市緑と食品のリサイクルプラザの概要

区分	内容
根拠条例	豊中市緑と食品のリサイクルプラザ設置要綱
設置目的	学校給食の調理くず・食べ残し等と公園等の樹木や街路樹の剪定枝を使って土壌改良剤(堆肥)を製造し、これを活用して地球温暖化防止や循環型社会形成の必要性を啓発していくことを目的とする。
設置場所	豊中市原田中2丁目68番
施設の内容	敷地面積 1,409.31 m ²

区分	内容
	通路面積 557.35 m ² 全体敷地面積 1,966.66 m ² 堆肥製造工場・事務所棟(軽量鉄骨造平屋建) 熟成槽棟(鉄骨造平屋建)
開所時間・休日	8:00～15:00 休日:日曜日・月曜日(月曜日が祝日の場合は、月曜日・火曜日)、祝日(その日が学校給食実施日の翌日に当たるときは、その日の翌日)、5月6日、年末年始
利用料金等	なし

イ. 緑と食品のリサイクルプラザにおける実施事業

緑と食品のリサイクルプラザにおいては、食品リサイクル法等、循環型社会形成に資する様々な法律等の主旨に則り、地球環境問題に対する行政の率先垂範として、学校給食から排出される生ごみと街路樹等の剪定枝の堆肥化(再資源化)及び焼却量の減少(減量化)を図るとともに、製造した堆肥の配布・頒布、市の事業等への活用及び堆肥を活用した資源循環啓発により、循環型社会づくりを推進している。

製造した堆肥「とよっぴー」の一部は市内農業者に無償で配布し、その協力のもとに、堆肥「とよっぴー」を使って育てた野菜や米を学校給食等の食材として提供している。令和2年度は2種類の野菜と豊中産米(ヒノヒカリ等)を計136回提供している。

ウ. 施設の運営方法等

緑と食品のリサイクルプラザの運営は市の直営によっている。

③ 事業実績

直近3年間における事業実績は次のとおりである。

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
堆肥「とよっぴー」の配布・頒布量 ^(注)	トン	106	89	76
農体験学習	人	1,522	2,727	479
講座型環境学習参加者数	人	406	1,982	177

(注)生産された堆肥「とよっぴー」は第二次熟成槽で保管し、保管中も熟成・発酵による水分量の变化により重量が变化するため、生産量として把握はされていない。ただし、所管課によれば、概ね配布量と同量となっているとのことである。

(出所:市提供資料より監査人作成)

表 13 令和 2 年度における堆肥「とよっぴー」の主な配布先

区分	無料配布					有料配布	合計
	市事業	協力農家	花いっぱい運動	イベント等	堆肥化講習会	個人	
重量(kg)	1,380	17,140	1,700	1,116	78	54,806	76,220
比率(%)	1.8	22.5	2.2	1.4	0.1	71.9	100

(注)令和 2 年度の堆肥「とよっぴー」の有料配布による売却収入は 1,449,500 円である。

(出所:市提供資料より監査人作成)

また、本事業においては、堆肥「とよっぴー」の他に緑化用バーク堆肥の製造も行っており、製造した緑化用バーク堆肥は、豊中市緑化樹等配付要領に基づき、公共施設や市内の団体等に全て無償配布されている。

緑化用バーク堆肥の主な資材である木質チップは、長期間(2年以上)熟成することで効果が高まることから、一定の在庫を保有しているため、近年、製造量を抑えており、製造量と配布量の間には差が生じているとのことである。ちなみに、令和 3 年 8 月末現在においては、製造量 20,700kg、配布量 12,660kgであった。

表 14 緑化用バーク堆肥の製造・配布量

(単位:kg)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
製造量	16,100	12,880	9,200
配布量	33,740	37,290	47,760

(出所:市提供資料より監査人作成)

表 15 令和 2 年度における緑化用パーク堆肥の主な配布先

配布先	配布回数(回)	配布量(kg)
教育施設	22	8,500
公園みどり推進課	51	38,460
その他	1	800
合計	74	47,760

(出所:市提供資料より監査人作成)

④ 事業費の推移及び事業費の主な内訳

ア. 緑と食品のリサイクルプラザ施設管理

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額	3,392	2,592	2,795
決算額	2,736	2,405	2,449

(単位:千円)

節	令和 2 年度 決算額	主な内容
需用費	2,228	光熱水費、堆肥攪拌機修繕
役務費	94	電話代
委託料	125	堆肥攪拌機定期点検
合計	2,449	

イ. 緑と食品のリサイクルプラザ車両管理

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額	1,007	1,128	623
決算額	755	927	477

(単位:千円)

節	令和 2 年度 決算額	主な内容
需用費	446	ショベルローダー定期自主検査
役務費	30	
合計	477	

ウ. 緑と食品のリサイクルプラザ主催事業

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額	8,730	8,622	8,701
決算額	7,810	7,905	8,252

(単位:千円)

節	令和 2 年度 決算額	主な内容
報酬	1,551	会計年度任用職員への報酬
職員手当等	116	会計年度任用職員期末勤勉手当
旅費	50	
需用費	730	堆肥用ポリ袋他消耗品
役務費	115	堆肥袋詰め作業
委託料	5,687	生ごみ・剪定枝堆肥成分分析業務、堆肥「とよっぴー」製造及び資源循環啓発業務
合計	8,252	

(2) 監査の結果及び意見

① 事業の実施体制に関する報告の徴取について(監査の意見)

市は、(特非)アジェンダ 21 との間で覚書(平成 19 年 12 月 26 日付)を交わしている。

これに基づき、市は、緑と食品のリサイクルプラザにおいて製造した堆肥「とよっぴー」を(特非)アジェンダ 21 に無償で譲渡し、(特非)アジェンダ 21 はその売却収入を循環型社会形成推進活動に活用している。

覚書 抜粋

(活用方法)

第 3 条 とよっぴーの活用方法は、次のとおりとする。

(1) 要綱第 2 条に定める循環型社会形成推進活動

(中略)

(2) 循環型社会形成推進活動以外の活用(個人使用など)

2 前項第 1 号の活用については無料配布とし、前項第 2 号の活用については有料頒布とする。

(委任)

第 4 条 甲は、地方自治法及び豊中市財産条例に基づき乙にとよっぴーを無償譲渡し、第 3 条による活用を乙に委任する。

(報告)

第 10 条 乙は、とよっぴーの活用に関する状況の報告書を毎月甲に提出するものとし、合わせて年次報告書を提出する。

(注 1) 甲：豊中市、乙：(特非)アジェンダ 21

(注 2) 要綱：「緑と食品のリサイクルプラザ土壌改良剤「豊肥(とよっぴー)」活用要綱」

一方、令和 2 年度における堆肥「とよっぴー」の売却収入 1,449,500 円は特定非営利法人花と緑のネットワークとよなか(以下「(特非)花と緑のネットワーク」という。)の活動計算書に計上されており、(特非)アジェンダ 21 には計上されていない。

所管課によれば、市から堆肥「とよっぴー」の無償譲渡を受け、その売却収入を循環型社会形成推進活動に活用する事業は、(特非)アジェンダ 21 から(特非)花と緑のネットワークに委任されて行われているとのことである。

これは、本件事業が本格的に開始される以前においては、(特非)アジェンダ 21 の内部のプロジェクトとして生ごみ堆肥化事業等の検討が行われてきたが、本件事業の本格的な開始に合わせて、(特非)花と緑のネットワークとして新たに法人化したことに起因するものである。

しかし、市と覚書を締結しているのは、あくまで(特非)アジェンダ 21 である。本件は委託業務ではないことから、「再委託に関するガイドライン」の対象とはならないが、(特非)アジェンダ 21 がどのような体制で本件事業を実施しているのか市が明確に把握できるよう、(特非)アジェンダ 21 から(特非)花と緑のネットワークへの委任の方法や管理体制等も含めた報告を受けられたい。

② 契約書と仕様書の一体化について(監査の結果)

堆肥「とよっぴー」製造及び資源循環啓発業務は、学校給食センターから排出される生ごみと公園や街路樹等の剪定枝をリサイクルするため、緑と食品のリサイクルプラザにおいて、堆肥「とよっぴー」の製造を行うとともに、市民・児童等が環境への理解を深め、環境に配慮した生活行動を行うために効果的な啓発活動を行うものである。市は本業務を、(特非)花と緑のネットワークに委託し、委託料 5,599,000 円(税込)/年を

支払っている。委託先の選定は公募型プロポーザル方式によっており、契約期間は平成30年4月1日から令和3年3月31日である。

契約書類を閲覧したところ、本件委託業務の契約書には、仕様書が袋綴じされていなかった。仕様書には、契約の重要な部分である業務内容が詳細に定められており、委託先が業務を適切に実施するために不可欠な書類であることから、袋綴じにより契約書等と一体化しておく必要がある。

③ 受注者から徴取する報告内容の網羅性について(監査の結果)

堆肥「とよっぴー」製造及び資源循環啓発業務に係る仕様書においては、業務内容として次の3点が記載されている。

- | |
|-----------------|
| a 堆肥「とよっぴー」等の製造 |
| b 施設等の維持管理 |
| c 資源循環啓発業務 |

一方、当該仕様書においては、委託先から提出すべき書類として、a(堆肥「とよっぴー」等の製造)に対応する「製造業務報告書」とc(資源循環啓発業務)に対応する「資源循環啓発業務報告書」は定められているものの、b(施設等の維持管理)に対応する報告書についての定めがない。

施設等の維持管理には、堆肥化機械の点検及び清掃、工場及び施設周辺の点検及び清掃、備品等の点検及び清掃、車両・重機の維持管理等、日常的な維持管理が含まれるが、現状、施設等の維持管理について委託先が実施した業務の報告を書面で受けていないことになる。

市は、仕様書に定める業務内容について漏れなく報告を受けるよう、受注者から報告を求める事項を見直す必要がある。

④ 仕様書に対応した報告書様式の設定について(監査の意見)

堆肥「とよっぴー」製造及び資源循環啓発業務に関して、(特非)花と緑のネットワークから市に提出された資源循環啓発業務報告書においては、実施した業務内容が仕様書に示された項目と対比できる様式となっておらず、業務の履行確認の点から非常にわかりづらい内容となっている。

これは、資源循環啓発業務報告書に、仕様書に示された項目だけではなく、受注者が創意工夫した点や努力した内容を盛り込んでいることが要因の一つと考えられる。そのような内容を報告書に盛り込むことは一概に否定されるものではないが、市からの

委託業務に係る報告書である以上、仕様書において委託業務として示した事項に対応した様式・内容とするよう、受注者を指導されたい。

⑤ 委託内容の変更に関わる協議内容の記録について(監査の結果)

(特非)花と緑のネットワークに委託している資源循環啓発業務は、市民・児童等に対し、学習や体験を通して、環境への理解を深め、環境に配慮した生活行動を行うために効果的な啓発活動を行い、持続的な循環型社会づくりの推進に向けた資源循環啓発を行うものであり、具体的には、講座型環境学習・体験型環境学習の開催、緑と食品のリサイクルプラザ見学者対応等を行っている。

令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、業務の一部について中止又は縮小等を余儀なくされており、資源循環啓発業務報告書により報告された実績と、仕様書に記載された業務量との間に乖離が生じている。

表 16 仕様書における業務量と実績の比較

実施項目	仕様書に示す業務量	報告された実績
堆肥化講習会	概ね月 1 回以上	年 8 回
小学校等での講習会	概ね年 15 回以上	年 6 回
学校菜園等での農体験学習	概ね年 30 回以上	年 1 回
とよっぴー農園での農体験学習	概ね年 50 回以上	年 23 回
見学者対応	概ね年 20 回程度 (申込状況により増減あり)	年 38 回

(出所:市提出資料より監査人作成)

所管課によれば、新型コロナウイルス感染症対策のために仕様書どおりに実施できなかった項目はあるものの、サツマイモ収穫体験イベント等といった仕様書では想定していなかった事業が代替的に実施されており、資源循環啓発業務としては履行されたものと認識しているとのことである。ちなみに、サツマイモ収穫体験は、(特非)花と緑のネットワークの主催イベントである「とよっぴーフェスタ」において実施予定であったが、「とよっぴーフェスタ」の中止に伴い、本件委託業務の一つとして実施したとのことである。

このような業務内容の変更について、所管課は(特非)花と緑のネットワークとの間で協議を行っているとのことであるが、協議の内容等が文書で残されていないため、最終的に、仕様書で求めている水準の資源循環啓発業務が履行され、委託料の変更の可否をどのように判断したのか明確ではない。

確かに、令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、契約当初に想定した事業等がそのとおりに実施できないことは十分あり得るとともに、その状況に応じた柔軟な対応を図ることも重要である。一方、行政事務の透明性を確保するためには、業務実施内容の変更に関わる受注者との協議内容及び契約金額等の変更を不要と判断した理由等について、文書で記録を残すことが必要である。

仕様書 抜粋

10. その他

また、「仕様書」に記載の無い事項については、委託者と協議のうえ決定するものとする。

4. 花とみどりの相談所施設管理・花とみどりの相談所車両管理・花とみどりの相談所主催事業

(1) 事業の概要

① 第3次環境基本計画における位置付け

区分	内容		
環境分野	都市における自然との共生をめざした社会づくり		
環境目標	みどり率 27%で心豊かな豊中らしいまちをめざす		
施策の方針	4-4-3 みどりを活かした安全で快適な暮らしの実現 ③みどりの保全や緑化活動に対する支援 [主な施策・事業] ・みどりに関する活動を広げる交流の場の活用 ・花とみどりの相談所の活用 ・緑化リーダーの養成 ・生ごみ・剪定枝の堆肥化及び堆肥の活用 ・緑化樹木見本園および記念樹の森の活用 ・みどりに関する活動発表の場や表彰制度の活用		
関連する指標	項目	目標 (令和9年度)	実績 (令和2年度)
	みどり率	27%	(注)

(注)みどり率:樹林・樹木、草地、農地、水面、屋上緑化が市域面積に占める割合。

直近の実績データは平成27年度の25.7%である。

② 事業内容

ア. 花とみどりの相談所の概要

区分	内容
根拠規則等	花とみどりの相談所設置規則 花とみどりの相談所運営要綱
設置目的	市民の花とみどりの相談に応じるとともに、都市緑化の普及、指導及び推進に必要な業務を行う。
設置場所	豊中市曾根南町1丁目4番1号(豊島公園内)
施設の内容	建築面積 420 m ² 講習室 88 m ² 、ホール 101 m ² 、事務室 64 m ² 学習園・見本園 520 m ²

区分	内容
	果樹園・ハーブ園・宿根草園・温室 等
開所時間・休所日	9:00～17:00 休所日：日曜日・月曜日（月曜日が祝日・休日の場合は、翌火曜日も休み）、国民の祝日・休日（土曜日を除く）、年末年始（12月29日～翌年の1月3日）
相談時間	火曜日・木曜日の13:00～16:30
利用料金等	施設の使用、花とみどりの相談：無料 花とみどりの講習会：有料 図書・情報コーナーで植物関連の図書を自由に閲覧できる（貸出なし）

イ. 花とみどりの相談所における実施事業

都市緑化の意識を高めるため、「花とみどりの相談」、「花とみどりの講習会」を実施・開催している。また、地域で緑化を推進する人材の育成のため、「緑化リーダー養成講座」を開催し、技術や知識の普及に努めている。加えて、市民や事業者と市が協働して都市緑化を推進するため、緑化リーダーの活動等への支援を行い、地域での緑化の充実を図っている。

ウ. 施設の運営方法等

花とみどりの相談所の運営は市の直営によっている。

③ 事業実績

花とみどりの相談所の、直近3年間における主な事業実績は次のとおりである。

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
花とみどりの講習会	回	74	36	13 ^(注)
豊中緑化リーダー会会員数	人	121	119	124
花とみどりの相談件数	件	627	574	499

(注)：新型コロナウイルス感染症対策のため減少

(出所：市提供資料より監査人作成)

④ 事業費の推移及び事業費の主な内訳

ア. 花とみどりの相談所施設管理

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額	1,782	2,661	2,234
決算額	1,546	2,263	1,986

(単位:千円)

節	令和 2 年度 決算額	主な内容
需用費	791	相談所建物等修繕
役務費	95	ごみ処理施設使用料
委託料	1,100	清掃、警備、植物等育成管理業務
合計	1,986	

イ. 花とみどりの相談所車両管理

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額	1,888	1,653	834
決算額	1,567	1,450	576

(単位:千円)

節	令和 2 年度 決算額	主な内容
需用費	49	
役務費	57	
使用料及び賃借料	470	車両リース代
合計	576	

ウ. 花とみどりの相談所主催事業

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額	14,042	13,069	11,272
決算額	11,091	8,635	8,854

(単位:千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
報酬	4,530	会計年度任用職員への報酬
職員手当等	340	会計年度任用職員期末勤勉手当
報償費	135	講師謝礼
旅費	356	会計年度任用職員通勤手当
需用費	2,242	園芸用資材、種子、苗等
役務費	25	
委託料	1,200	緑化リーダー養成講座及び子ども体験学習 等支援業務
備品購入費	24	
合計	8,854	

⑤ 関連する歳入項目

(単位:千円)

項	細々節	令和2年度 決算額	主な内容
諸収入	緑化教室受講料	317	花とみどりの講習会受講料

(単位:千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	575	595	600
決算額	541	460	317

(2) 監査の結果

① 業務着手届及び業務責任者届の未提出について(監査の結果)

花とみどりの相談所施設管理事業において、豊中緑化リーダー会に対し植物等育成管理業務を委託している。委託業務の内容は、花とみどりの相談所及び周辺における植物等の育成管理作業、除草・清掃作業、草花植替え作業、観葉植物の植替え作業、情報の共有等であり、令和2年度における委託料は490千円である。

また、花とみどりの相談所主催事業において、同じ豊中緑化リーダー会に対し緑化リーダー養成講座及び子ども体験学習等支援業務を委託している。委託業務の内容は、緑化リーダー養成講座の支援、花壇管理の支援・補助他、子ども体験学習の支援、展示会の設営、イベントの支援、情報の共有等であり、令和 2 年度における委託額は 1,200 千円である。

なお、豊中緑化リーダー会は、緑化リーダー養成講座(受講期間:3 年間。ただし、令和 2 年度以降は 2 年間)の修了者により結成した任意団体である。花とみどりの相談所を拠点に常日頃から自らのスキルの向上を図りながら 10 年以上活動を続けており、植物をめぐる様々な分野で知識・技術を十分に修得し、花とみどりの相談所を熟知している団体であること、これまでも市との協働により相談所施設の維持管理に携わっていることから、これらの委託契約について、市は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号により随意契約としている。

両契約について、受注者である豊中緑化リーダー会から提出された書類等を閲覧したところ、仕様書第 9 条において受注者からの提出書類として定められた「業務着手届」及び「業務責任者届」が提出されていなかった。いずれも提出期日は契約時であり、「業務着手届」は「業務完了届」と一対となって受注者の業務開始及び終了を明らかにする書類であり、「業務責任者届」は委託業務に関する受注者側の責任者を明らかにする書類である。

市は、仕様書に定める提出書類の徴取を徹底するとともに、必要に応じて、受注者から受領すべき書類をリスト化する等、再発防止を図る必要がある。

② 契約書と仕様書別紙の一体化について(監査の結果)

花とみどりの相談所車両管理事業において、市は軽トラック 2 台、軽貨物車 1 台をリース契約している。賃貸借契約書によると契約条件は下記のとおりである。

なお、リース契約としては 1 件だが、予算執行は公園管理事務所と花とみどりの相談所とで分けられている。

賃貸借物件 軽トラック 2 台(別紙仕様書のとおり)

軽貨物車 1 台(別紙仕様書のとおり)

契約金額 月額(税抜) 軽トラック 12,200 円、軽貨物車 12,900 円

賃貸借期間 令和 2 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日まで(長期継続契約)

物件の納入場所

・豊中市公園管理事務所 軽トラック 1 台

・花とみどりの相談所 軽トラック 1 台、軽貨物車 1 台

仕様書に記載された賃貸借物件は以下の軽トラック 2 台と軽貨物車 1 台であり、別紙①は賃貸借契約書及び仕様書とともに袋綴じされているが、別紙②は袋綴じされていなかった。

○軽トラック 2 台(別紙①明細書の内1車種)

○軽貨物車 1 台(別紙②明細書の内1車種)

別紙①には車種・グレードとして 3 種類、別紙②には同様に 2 種類が示されており、いずれか 1 車種が賃貸借物件となる。その上で、賃貸借契約書と同日付(令和 2 年 6 月 1 日)で覚書が別途締結されており、当該覚書に、契約番号、車種、登録番号、車台番号が記載されている。

車両のリース契約において車種は重要な条件であるが、現状では契約書、仕様書だけでなく覚書も参照しないと車種が特定できない状態となっている。このため、車種についても別紙に明記し、契約書及び仕様書と袋綴じにより一体化しておく必要がある。

また、豊中緑化リーダー会に委託している花とみどりの相談所主催事業の業務内容については仕様書に定められており、「(2)花壇管理の支援・補助他(花壇灌水・花がら摘み等)」の内容の一つとして、「別紙「令和 2 年度(2020 年度)養成講座支援業務【資料】」に基づき、4 月から 11 月までは、1 週間に 4 回、午前中 2 時間、2 人が従事する」旨が記載されている。しかし、別紙「令和 2 年度(2020 年度)養成講座支援業務【資料】」は作成されてはいるものの、契約書及び仕様書とともに袋綴じされていない。

当該別紙は仕様書の一部をなす重要なものであり、紛失や改変を防止するために、袋綴じにより契約書及び仕様書と一体化しておく必要がある。

第 3 条 業務内容

本業務は、下記の項目を実施する。

(1) 緑化リーダー養成講座の支援

(省略)

(2) 花壇管理の支援・補助他(花壇灌水・花がら摘み等)

(中略)

・別紙「令和 2 年度(2020 年度)養成講座支援業務【資料】」に基づき、4 月から 11 月までは、1 週間に 4 回、午前中 2 時間、2 人が従事すること。

・12 月から 3 月までは、1 週間に 3 回、午前中 2 時間、2 人が従事すること。

(中略)

(3) 子ども体験学習の支援

(以下省略)

③ 委託内容の変更に関わる協議内容の記録について(監査の結果)

花とみどりの相談所主催事業においても、令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、業務の一部について中止又は縮小等を余儀なくされている。このため、受注者である豊中緑化リーダー会が令和 2 年 4 月 1 日付で市長あてに作成した見積書の内訳表の内容と、年度末に提出された報告書の内容との間には差異が生じており、子ども体験学習支援・展示会設営・イベント支援が減少した一方で、花壇管理の支援・補助他については増加している。

表 17 緑化リーダー養成講座及び子ども体験学習等支援業務の見積・実績比較

(単位:回)

区分	緑化リーダー養成講座の支援	花壇管理の支援・補助他	子ども体験学習	展示会設営	イベント支援
見積書の 内訳表	12	200	5	2	2
年度末の 報告書	11	320	0	1	0.5

(出所:市提出資料より監査人作成)

所管課によれば、業務量が減少した事業もあるが、一方において、新型コロナウイルス感染症対策のため緑化リーダー養成講座の参加者が花壇管理に参加できない期間においても、花壇管理は継続的に行う必要があることから、豊中緑化リーダー会の「花壇管理の支援・補助他」の業務量は増加しており、結果として、契約金額の変更は不要と判断したとのことである。

「花壇管理の支援・補助他」の実績 320 回は、仕様書に基づく見積書における年間支援回数 200 回の 1.6 倍にのぼり、見積書における 1 回あたり単価 4,000 円を用いた場合には、200 回の場合 800 千円であったものが、320 回の場合は 1,280 千円と算定され、これだけで契約金額 1,200 千円を超過することとなる。業務量が減少した事業もあるため、これだけで委託料の適否を判断することはできないが、現状、どのような根拠で契約金額等の変更を不要と判断し、委託契約が適正に履行されたと判断したかが明確ではない。

確かに、令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、契約当初に想定した事業等がそのとおりに実施できないことは十分あり得るとともに、その状況に応じた柔軟な対応を図ることも重要である。一方、行政事務の透明性を確保する

ためには、業務実施内容の変更に関わる受注者との協議内容及び契約金額等の変更を不要と判断した理由等について、文書で記録を残すことが必要である。

仕様書 抜粋

第 7 条 本業務を実施することについて、疑義が生じたとき、または本書に記載のない事項については、協議の上決めるものとする。

5. 花いっぱい運動事業

(1) 事業の概要

① 第3次環境基本計画における位置付け

区分	内容		
環境分野	都市における自然との共生をめざした社会づくり		
環境目標	みどり率 27%で心豊かな豊中らしいまちをめざす		
施策の方針	4-4-1 受け継がれてきたみどりの保全や育成 ①まとまりのあるみどりの保全や育成 [主な施策・事業] ・公園・緑地のみどりの保全や育成 ・歴史や文化を伝えるみどりの保全や育成 ・風致保安林の保全や育成 ・民有地の樹林・樹木の保全に対する支援		
関連する指標	項目	目標 (令和9年度)	実績 (令和2年度)
	みどり率	27%	(注)

(注)みどり率:樹林・樹木、草地、農地、水面、屋上緑化が市域面積に占める割合。

直近の実績データは平成27年度の25.7%である。

② 事業内容

花いっぱい運動事業は、市民参加による花壇活用や地域での草花あふれるまちづくりを推進し、癒しや安らぎ、潤いや季節感を感じることができる空間の創出と都市景観の形成を図ることを目的としており、次のような事業を実施している。

- ・駅前や道路等におけるフラワーポットや花壇などの草花、バラ園や花しょうぶ園などの育成管理
- ・イベント等における種子や球根の提供
- ・花いっぱい運動写真展の開催

③ 事業実績

直近3年間における主な事業実績は次のとおりである。

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
草花管理花壇面積	m ²	612	591	591
草花管理等フラワーポット設置数	基	1,615	1,567	1,569
花いっぱい運動写真展応募点数	点	168	266	(中止)

(出所:市提供資料より監査人作成)

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	38,689	40,300	40,521
決算額	34,505	35,531	35,396

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
需用費	237	消耗品、提供用種子等
役務費	35	
委託料	35,124	駅前等草花管理業務、バラ園管理業務、花しょうぶ園育成管理業務
合計	35,396	

(2) 監査の結果及び意見

① 労災保険成立証明願の記載誤りについて(監査の意見)

駅前等草花管理業務委託、花しょうぶ園育成管理業務委託及びバラ園管理業務委託の委託先は表 18 のとおりであり、いずれの事業者も指名競争入札により選定されている。

表 18 委託料の内訳

件名	A 駅前等草花 管理業務 (第 1 区)	B 駅前等草花 管理業務 (第 2 区)	C 花しょうぶ園 育成管理業務	D バラ園 管理業務
金額	9,427,000 円	8,376,500 円	3,680,600 円	13,640,000 円
契約期間	令和 2 年 4 月 27 日 ～ 令和 3 年 3 月 31 日	令和 2 年 4 月 27 日 ～ 令和 3 年 3 月 31 日	令和 2 年 4 月 28 日 ～ 令和 3 年 3 月 31 日	令和 2 年 4 月 27 日 ～ 令和 3 年 3 月 31 日
業務目的	駅前広場等における草花の植付け、育成管理	駅前広場等における草花の植付け、育成管理	市内 2 カ所の花しょうぶ園の育成管理	市内 4 カ所のバラ園の管理・育成
委託先	株式会社グリーン テック	株式会社山田造 園	ミナミ庭園有限会 社	株式会社奈須造 園

(出所:市提供資料より監査人作成)

本件業務委託契約 4 件ともに、仕様書において、業務着手時に「労災保険成立証明願」を市へ提出することとされている。なお、「労災保険成立証明願」は、受注者が、労働基準監督署長あてに、工事名を明記して労災保険の成立の証明を依頼する書類である。

この提出を求める趣旨は、未加入災害の防止と労働保険料の自主納付の促進であり、労働基準監督署が、公共事業等を発注する地方公共団体等に対し、受注者の労災保険関係成立の有無や保険料の納入状況についての確認を依頼していることから、市は受注者に対して提出を求めているものである。

このうち、「A 駅前等草花管理業務(第 1 区)」の契約について受注者から提出された「労災保険成立証明願」を閲覧したところ、下記の文言となっていた。

「下記工事について、豊中市上下水道事業管理者に着手届提出の際、併せて労災保険成立済であることの報告をする必要がありますので、証明願います。」

本件委託業務の発注者は豊中市上下水道事業管理者でなく豊中市長であり、着手届の提出先は豊中市長である。このため、「豊中市上下水道事業管理者に着手届提出の際・・・」ではなく、「豊中市長に着手届提出の際・・・」と記載されるべきであった。

受注者の労災保険関係成立の有無や保険料の納入状況は確認できているとは言え、委託先から提出書類を受領した際には、市は誤りがないか十分に確認作業を行うことを徹底されたい。

② 契約書とフラワーポット・花壇設置一覧表等の一体化について(監査の結果)

「A 駅前等草花管理業務(第1区)」、「B 駅前等草花管理業務(第2区)」、「D バラ園管理業務」の委託契約について、表 19 の「書類名」欄に示す書類が存在するが、契約書及び仕様書とともに袋綴じされていない。

表 19 袋綴じされていない書類

件名	A 駅前等草花管理業務 (第1区)	B 駅前等草花管理業務 (第2区)	D バラ園管理業務
仕様書の定め	第4条	第4条	第4条
書類名	フラワーポット・花壇 設置一覧表	フラワーポット・花壇 設置一覧表	年間管理表
仕様書の定め	第5条	第5条	-
書類名	別紙 草花材料明細書	別紙 草花材料明細書	-

(出所:市提供資料より監査人作成)

A 及び B の委託契約における「フラワーポット・花壇設置一覧表」は、フラワーポットと花壇の設置場所と数量、花壇の設置場所と面積を記載した一覧表であり、委託業務の実施場所を明確化するものである。「草花材料明細書」は、植え付ける植物名と規格を記載した表で、委託業務の実施内容を規定するものである。また、D における「年間管理表」は、バラの特性に応じて適時に業務を実施するために不可欠な書類である。

いずれも委託業務を具体的に示すものであり、仕様書と内容的に一体のものである。このため、紛失や改変を防止するために、契約書及び仕様書と袋綴じにより一体化しておく必要がある。

③ 花しょうぶ園とバラ園のより良い育成管理に資する運営方法等の検討について (監査の意見)

「A 駅前等草花管理業務(第1区)」及び「B 駅前等草花管理業務(第2区)」においては、一年草を年2回、春と秋に植え替えることとしており、季節によって入れ替わる草花がまちの潤いをもたらしている。これと異なり、花しょうぶは多年草、バラは低木または木本性のつる植物であって、植替えは通常、想定されていない。

一方で市が発注する委託業務が毎年度ごとの契約であることは、一年草を扱い、年度ごとに業務が完結する駅前等草花管理業務とはなじみが良いと考えられる。毎年度委託先が交代しても、育成管理上大きな問題とはならないであろう。

ただし、花しょうぶとバラについては、毎年度委託先の交代があり得ることは、育成管理の面で必ずしも理想的とは言えない。ある年度における灌水、剪定、除草、施肥、薬剤散布等の効果が翌シーズンに現れることは十分に想定される。例えば、ある年度の育成管理が良好であったかどうか、委託先が交代した後に判明することもあり得る。

所管課では指名競争入札の実施にあたり、委託先の業務評価を行って、その結果に基づき指名基準を定めており、指名競争入札により選定された委託先については、一定の業務水準を満たす事業者が選定されているものと考えられる。監査人は花しょうぶ・バラの育成管理について専門性を有しないが、それでもなお、花しょうぶとバラについては数年をかけて育成管理に携わることで、樹形を整えたり、花のつきを良くしたりといった工夫が欠かせないと思われる。

花しょうぶ園育成管理業務、バラ園管理業務とも、何らかの形で委託先にフィードバックする仕組みを検討する余地があると考えられる。例として、複数年にわたる契約を前提にプロポーザル方式を導入することも一案であり、事業者の参加意欲を引き出せる可能性がある。

逆に、委託先の交代を前提に、所管課の職員に対して知識技能、専門性を高めるような研修を行うことも一法である。これにより、委託先が交代しても継続的に花しょうぶ・バラを常に良好な状態を保てるよう、職員が委託先に適宜、指示や協議を行うことが可能になると期待される。この場合には、職員の異動に伴ってノウハウが散逸しないよう工夫することが併せて必要となる。

全国には、花しょうぶ・バラを自治体の花に決めて大切に育成管理している自治体がある。そのような自治体に、より効果的な育成管理の手法を問い合わせることも有用と考えられる。市が加入している「都市緑化基金等連絡協議会」を通じて、より効果的な育成管理の手法等に関する情報の収集に努められたい。

表 20 花しょうぶ・バラを自治体の花に決めている自治体(近県)

区分	自治体名
花しょうぶ	堺市、彦根市、城陽市
バラ	岸和田市、茨木市、寝屋川市、松原市

(出所:各地方公共団体のウェブサイトより監査人作成)

6. 緑化推進事業

(1) 事業の概要

① 第3次環境基本計画における位置付け

区分	内容		
環境分野	都市における自然との共生をめざした社会づくり		
環境目標	みどり率 27%で心豊かな豊中らしいまちをめざす		
施策の方針	4-4-2 都市のみどりや地域の身近なみどりの創出 ②民有地の緑化 [主な施策・事業] ・環境配慮指針に基づく緑化 ・住宅地における緑化 ・商業地における緑化 ・工業地における緑化 ・道路沿線における緑化		
関連する指標	項目	目標 (令和9年度)	実績 (令和2年度)
	みどり率	27%	(注)

(注)みどり率:樹林・樹木、草地、農地、水面、屋上緑化が市域面積に占める割合。

直近の実績データは平成27年度の25.7%である。

② 事業内容

緑化推進事業は、みどりによる潤いのある街並みの維持を図るとともに、市内の身近なみどりの保全や緑化活動を推進することにより、住環境の充実を図るものであり、次のような事業を実施している。

- ・緑化樹の配付
- ・道路沿いに設置する生垣の助成
- ・市民緑地設置管理計画の認定
- ・緑地協定の認可 等

③ 事業実績

直近3年間における主な事業実績は次のとおりである。

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
緑化樹配付本数	本	5,536	6,274	2,303
生垣緑化助成件数	件	2	5	5
緑化事業植栽本数	本	632	1,049	885

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	27,006	18,645	16,509
決算額	20,062	15,736	14,558

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
需用費	2,030	配付用緑化樹の購入
委託料	10,450	市民協同緑化業務委託
工事請負費	1,683	市営原田苗圃施設改修工事
負担金補助及び交付金	395	生垣緑化助成金
合計	14,558	

(2) 監査の結果

① 契約書と仕様書別紙の一体化について(監査の結果)

市は、市民協同緑化業務を委託により実施している。

当該委託契約は、樹木の苗床となっている市営原田苗圃の管理作業を行うとともに、市民が協同で緑化事業を行う団体等に対する緑化樹の配付に伴う作業を行うものである。市営原田苗圃には記念樹の森と樹木見本園が含まれており、業務内容は緑化樹配付業務、除草等管理業務からなる。なお、事業者は指名競争入札により選定されている。

また、仕様書に、作業数量として次のとおり定められている。

仕様書 抜粋

第7条 作業数量

別紙内訳表のとおりとする。

しかし、契約書には仕様書は袋綴じされているものの、別紙内訳表については袋綴じされていなかった。作業数量は除草面積、灌水の回数等、委託業務の実施に不可欠な内容であることから、紛失や改変を防止する意味でも、袋綴じにより契約書及び仕様書と一体化しておく必要がある。

② 市営原田苗圃施設改修工事における施工計画書の提出期日について
(監査の意見)

市営原田苗圃施設改修工事として、令和2年度に原田苗圃のフェンスの修繕が行われている。令和2年11月24日付けにて締結された建設工事請負契約書によると、契約期間は令和3年2月15日までであり、特記仕様書において、施工計画書の提出期限は「工事着手前まで(工事着手は工事始期日以降30日以内)」とされている。

一方、工事着手届において、「着手年月日」は、契約日と同日の令和2年11月24日とされているが、施工計画書は、着手年月日後の令和2年12月15日に受注者から市に提出されている。

書類名	特記仕様書上の提出期限	実際の提出日
施工計画書	工事着手前まで(工事着手は工事始期日以降30日以内)	令和2年12月15日

所管課によれば、工事着手には、実際の土木作業だけではなく書類作成等の準備作業も含むことから、本件工事契約においては、契約日を工事始期日かつ工事着手日と判断し、施工計画書は、実際の土木作業等に着手する前まで(契約日以降30日以内)の提出を想定しているとのことである。

現状、特記仕様書における記載と所管課の想定するスケジュールとの間に齟齬が生じていることから、特記仕様書等における市への提出書類の提出期日の記載方法等を見直されたい。

7. 公園維持管理事業・公園施設維持管理事業・ふれあい緑地施設管理

(1) 事業の概要

① 第3次環境基本計画における位置付け

区分	内容		
環境分野	都市における自然との共生をめざした社会づくり		
環境目標	みどり率 27%で心豊かな豊中らしいまちをめざす		
施策の方針	4-4-3 みどりを活かした安全で快適な暮らしの実現 ①魅力的で利便性の高い公園づくり [主な施策・事業] ・長期未整備の都市計画公園・緑地の見直し ・安全で特色のある公園づくり ・開発許可制度および土地区画整理事業による身近な公園づくり ・地域住民との連携による愛着が持てる公園づくり		
関連する指標	項目	目標 (令和9年度)	実績 (令和2年度)
	市民1人あたりの公園・緑地面積	7.17 m ² /人	7.09 m ² /人

② 事業内容

公園維持管理事業、公園施設維持管理事業及びふれあい緑地施設管理は、第2次みどりの基本計画における次の具体施策に関連する事業である。

区分	内容
基本方針	1.「みどりを守り育てる」受け継がれてきたみどりの保全や育成
基本施策	1.まとまりのあるみどりの保全や育成
具体施策	1.公園・緑地のみどりの保全や育成 ・千里中央公園やふれあい緑地など、公園・緑地のみどりを良好な状態に保つため、枯損木の撤去や枯れ枝の除去、剪定、草刈りなどの適正な維持管理を行うとともに、千里緑地や島熊山緑地の千里丘陵などの雑木林や竹林の健全な育成を推進するため、市民との協働により、森林病虫害の防除や竹間伐などの適正な維持管理を行います。

また、豊中市内の公園・緑地の状況は、表 21 のとおりである。

表 21 豊中市内の公園・緑地の状況(令和 3 年 3 月末現在)

	開設箇所	開設面積 (㎡)	1人あたり 面積(㎡)
都市計画公園	114	767,800	1.91
都市計画公園以外の都市公園	313	212,326	0.53
児童遊園	52	56,908	0.14
都市計画緑地	2	598,800	1.49
千里緑地		300,300	
大阪空港周辺緑地		298,500	
緩衝緑地		169,000	
ふれあい緑地		129,500	
小計(豊中市が管理する公園等)	481	1,635,834	4.08
大阪府営服部緑地	1	1,174,000	2.93
尼崎市猪名川公園 ^(注)	1	31,017	0.08
合計	483	2,840,851	7.09

(注)尼崎市猪名川公園は豊中市域にも跨って開設されているが、尼崎市により管理されている。

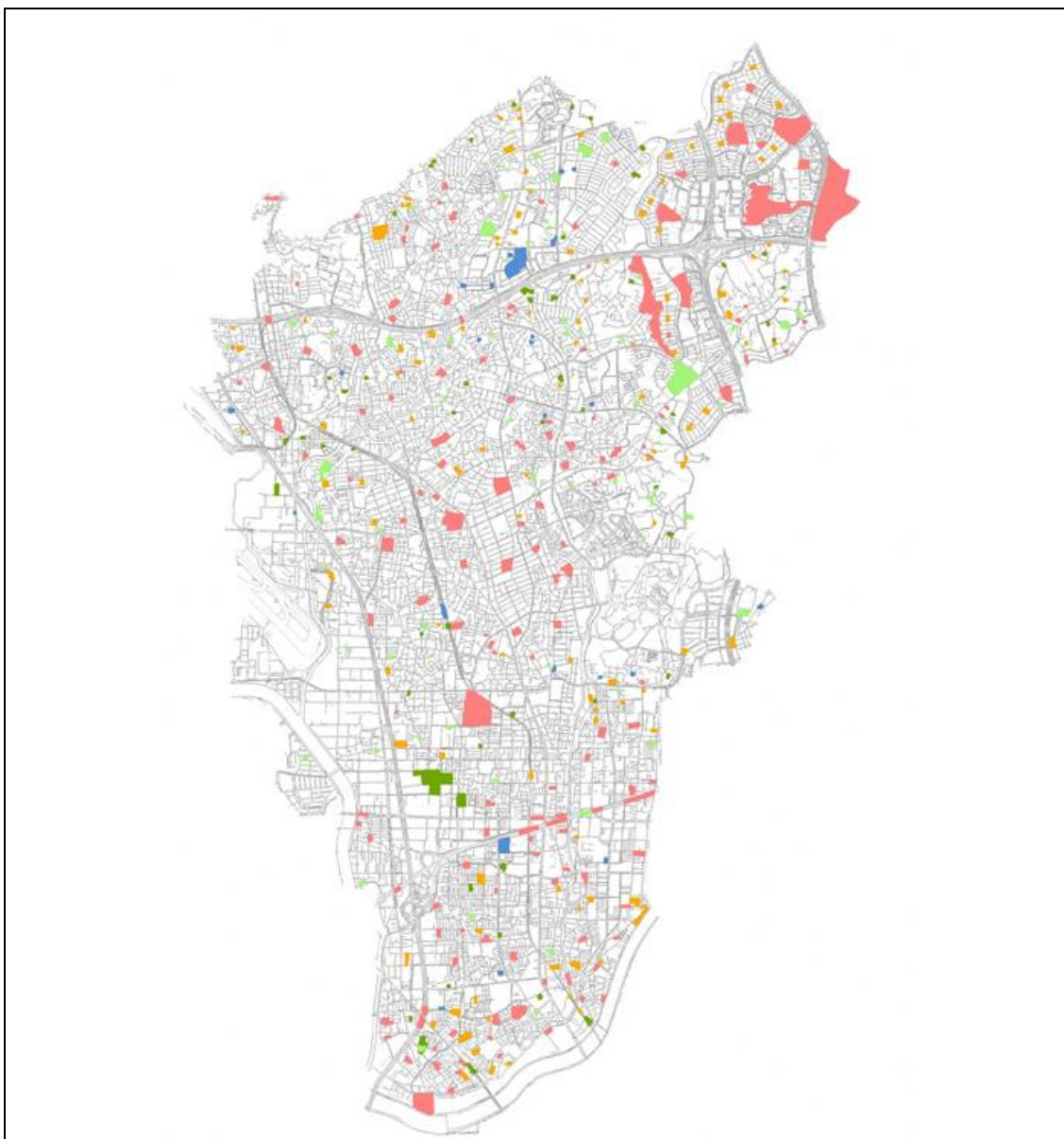
上記の市が管理する公園等のうち、遊具施設の設置されている公園の位置は、図 1 のとおりである。

公園維持管理事業では、上記の市が管理する公園等の適正な管理運営を行い、快適な環境を維持するため、公園等の植栽管理、施設修繕、許認可、光熱費等の支払い、土地の借上げ等を行っている。

公園施設維持管理事業では、市民が公園等を安全で快適に利用できるよう維持するため、公園等にある電気設備や遊具の点検の実施、砂場の殺菌等を行っている。

また、ふれあい緑地は、大阪国際空港周辺地域における航空機の騒音、排気ガス等を軽減緩和するため、一般市民も利用できる公園として整備された経緯があることから、ふれあい緑地における上記の公園維持管理事業及び公園施設維持管理事業に相当する事業について、ふれあい緑地施設管理が独立した細事業として設定されている。

図1 市が管理する公園の位置図



(出所:豊中市公園施設長寿命化計画概要版)

③ 事業実績

第3次環境基本計画において指標として設定されている市民1人あたりの公園・緑地面積の推移は次のとおりである。公園面積は増加しているものの、人口も増加している影響で市民1人あたりの公園・緑地面積は微減となっている。

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
市民1人あたりの公園・緑地面積	m ² /人	7.13	7.08	7.09

④ 事業費の推移

<公園維持管理事業>

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額	384,106	360,378	388,759
決算額	392,829	359,093	385,406

<公園施設維持管理事業>

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額	55,498	59,455	60,244
決算額	54,135	57,707	56,831

<ふれあい緑地施設管理>

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額	39,074	34,143	34,662
決算額	38,850	29,989	32,755

⑤ 事業費の主な内訳

<公園維持管理事業>

(単位:千円)

節	令和 2 年度 決算額	主な内容
需用費	110,876	光熱水費、建物等修繕料
役務費	35,614	伐採作業、清掃作業等手数料
委託料	229,200	公園維持管理業務
使用料及び賃借料	9,328	児童遊園の土地賃借料
原材料費	296	
負担金補助及び交付金	89	
合計	385,406	

<公園施設維持管理事業>

(単位:千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
需用費	264	
委託料	53,587	公園管理業務、遊具等点検業務
使用料及び賃借料	2,980	公園駐車場の土地賃借料
合計	56,831	

<ふれあい緑地施設管理>

(単位:千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
需用費	3,965	光熱水費、建物等修繕料
役務費	41	
委託料	28,704	維持管理業務、清掃管理業務
備品購入費	43	
合計	32,755	

⑥ 委託料の主な内訳

公園維持管理事業、公園施設維持管理事業及びふれあい緑地施設管理において執行される委託料のうち、支出額が100万円以上の契約の内訳は、表22のとおりである。

表 22 令和 2 年度における 100 万円以上の委託料

(公園維持管理事業、公園施設維持管理事業及びふれあい緑地施設管理)

細事業	契約名	受注者	契約金額 (千円)
公園維持管理事業	市内各公園維持管理業務(第 1 区)	(株)奈須造園	12,949
	市内各公園維持管理業務(第 2 区)	(株)矢口グリーン	18,063
	市内各公園維持管理業務(第 3 区)	エースグリーン(株)	22,408
	市内各公園維持管理業務(第 4 区)	(株)グリーンテック	25,927
	市内各公園維持管理業務(第 5 区)	(株)伊原造園石材	16,280
	市内各公園維持管理業務(第 6 区)	(株)グレース	20,350
	市内各公園維持管理業務(第 7 区)	(株)西垣造園土木	24,114
	市内各公園維持管理業務(第 8 区)	(株)日本グリーンサービス	17,682
	市内各公園維持管理業務(第 9 区)	(株)日本海緑化	24,714
	市内各公園維持管理業務(第 10 区)	(株)久保造園土木	13,736
	市内各公園維持管理業務(第 11 区)	(株)グレース	11,067
	市内各公園維持管理業務(第 12 区)	エースグリーン(株)	8,327
	空港周辺環境基盤整備施設児童遊園維持管理業務	(株)日本グリーンサービス	6,152
	豊中市公園施設長寿命化計画改定業務	(株)パスコ大阪支店	7,001
公園施設維持管理事業	千里中央公園管理業務	シルバー人材センター	11,080
	久保公園外 36 公園多機能便所清掃管理業務及び久保公園外 7 公園便所清掃管理業務		26,215
	豊島公園清掃等管理業務		2,373
	豊島公園外噴水設備等清掃点検業務	関西トースイ(株)	4,455
	市内各公園遊具等点検業務(第 1 区)	(株)運動施設	1,280
	市内各公園遊具等点検業務(第 2 区)	旭体育施設(株)	1,980
	市内各公園遊具等点検業務(第 3 区)	(株)運動施設	1,925
	市内各公園砂場殺菌業務	(株)岡畑	2,370
ふれあい緑地施設管理	ふれあい緑地維持管理業務	(株)樽井造園	16,844
	ふれあい緑地清掃管理業務	シルバー人材センター	11,322

(注) 市内各公園遊具等点検業務(第 4 区)については、契約金額が 100 万円未満であるため、上表には掲載していない。

⑦ 関連する歳入項目

駐車場、飲料自動販売機等の公園施設の設置許可使用料や占用物件に係る占用使用料等の歳入項目の概要は、表 23 のとおりである。

表 23 公園に関連する歳入項目の概要(令和 2 年度)

項	細々節	金額	備考
使用料及び手数料	公園使用料	34	スチール、テレビ撮影
	自動販売機電気使用料	290	設置許可に係る自動販売機の電気代(実費)
	自動販売機設置許可使用料	5,417	
	公園駐車場電気使用料	159	設置許可に係る駐車場の電気代(実費)
	公園駐車場管理許可使用料	20,447	
	電子掲示板設置許可使用料	3	
	公園占用料	18,294	
	公園駐車場使用料	14,472	千里中央公園駐車場(直営)の使用料

(2) 監査の結果及び意見

① 市内各公園維持管理業務における業務計画書の提出の遅延について (監査の結果)

市内各公園維持管理業務は、豊中市が所管する公園の清掃、除草、剪定等を実施し、良好な維持管理に資することを目的とするものであり、14 の工区に分けて発注するものである。

そして、本業務の仕様書第 14 条において、業務計画書を契約後 15 日以内に提出すべきものとされている。

この点、各工区における業務計画書の提出日を確認したところ、表 24 のようになっていた。

表 24 市内各公園維持管理業務の契約日及び業務計画書提出日

工区名	契約日	業務計画書提出日
第 1 区	令和 2 年 3 月 5 日	令和 2 年 3 月 18 日
第 2 区		令和 2 年 3 月 18 日
第 3 区		令和 2 年 3 月 17 日
第 4 区		令和 2 年 3 月 23 日
第 5 区		令和 2 年 3 月 18 日
第 6 区		令和 2 年 3 月 18 日
第 7 区		令和 2 年 3 月 18 日
第 8 区		令和 2 年 3 月 18 日
第 9 区		令和 2 年 3 月 18 日
第 10 区		令和 2 年 3 月 18 日
第 11 区		令和 2 年 3 月 18 日
第 12 区		令和 2 年 3 月 18 日
空港周辺		令和 2 年 4 月 1 日
ふれあい緑地		令和 2 年 3 月 17 日

表 24 のとおり、第 4 区と空港周辺において、業務計画書の提出日が契約日から 15 日超経過している状況となっていた。

よって、仕様書に定められた提出期日の遵守を徹底する必要がある。

② 市内各公園維持管理業務における業務着手届の提出期日について (監査の意見)

市内各公園維持管理業務の仕様書第 14 条において、業務着手届の提出期日は「契約時」とされている。

しかし、本業務の履行期間は令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日となっているが、債務負担により前年度中(令和 2 年 3 月 5 日)に契約が締結されており、契約時においては未だ業務に着手されていない。

また、実際の着手届の提出状況を見ると、令和 2 年 3 月 5 日に提出された 1 件を除き、他は令和 2 年 4 月 1 日付けで提出されている。

よって、業務着手届の提出期日について、業務の実態に合わせて、「着手時」とすべきである。

③ 指名基準の明確化について(監査の意見)

市内各公園維持管理業務については、「業者選定の基準等について」に基づき、指名業者の選定を行い、決裁を経て、指名を行っているが、市内各公園遊具等点検

業務及び豊島公園外噴水設備等清掃点検業務については、そのような選定の根拠が残されていない。

両業務についても、市内各公園維持管理業務と同様、毎年度定例的に発生する業務であり、起案文書において指名業者の選定の根拠を明確化しておく必要がある。

④ 市内各公園遊具等点検業務における業務の履行状況に関する報告書の提出時期について(監査の結果)

市内各公園遊具等点検業務は、市が所管する公園における遊具及び一般公園施設の安全性を確保し、利用者が安心して使用できるよう、専門技術的な観点から点検を実施し、修繕等が必要な遊具及び一般公園施設の抽出を目的とするものであり、4つの工区に分けて発注するものである。

そして、本業務は契約書において、年2回、前期分及び後期分として業務の履行状況に関する報告書の提出を受け、2回に分割して委託料を支払うこととされている。

しかし、第1区及び第3区について、受注者から前期分の報告書及び請求書の提出がなく、年度末のみの提出であったため、委託料の支払いも年1回となっていた。

また、本業務は、遊具及び一般公園施設について、AからDまでの4段階で判定するものとされているが、表25のとおり、第1区及び第3区の判定は、他の工区と異なり、全遊具についてB評価となっており、信憑性に疑問が残る状況となっている。

表 25 令和2年度市内各公園遊具等点検業務の評価結果

	A	B	C	D	計
第1区	0	421	0	0	421
第2区	702	20	2	1	725
第3区	0	773	0	0	773
第4区	149	122	66	0	337

【備考】 A:部分的に異常がある。
 B:部分的に異常があり、対策が必要。
 C:重要な部分に異常があり、近々に対策が必要
 D:重要な部分に異常があり、即座に対策が必要

本件においては、受注者に対し、前期分の報告書について、再三にわたり提出の指示を行ったものの受注者がこれに応じず、年度末の提出となったが、有資格者による点検結果であるとして報告書を受領している。

本来、年2回、報告書の提出を受けることにより、受注者の業務の履行状況を早期に確認し、是正すべき事項がある場合には必要な措置を講じさせることが可能となるものである。このため、契約条項に準拠して報告書を提出させるとともに、履行状況に不

備がある場合には、速やかに是正の指示を行い、その修正状況等を確認した上で報告書を検収する必要がある。

**⑤ 市内各公園遊具等点検業務の契約書と特記仕様書別紙の一体化について
(監査の結果)**

市内各公園遊具等点検業務の契約書には、特記仕様書は袋綴じされているが、特記仕様書に付随する別紙については袋綴じされていなかった。

別紙には、点検対象公園一覧表、施設点検シート、施設点検表、点検集計表が含まれており、業務の対象となる公園や点検の仕様といった本業務において重要な項目が含まれているため、袋綴じにより契約書等と一体化しておく必要がある。

⑥ 豊島公園外噴水設備等清掃点検業務における契約書原本の相手方への交付の失念について(監査の結果)

豊島公園外噴水設備等清掃点検業務に係る契約書は2通作成の上、発注者及び受注者が各自1通保有することとされているが、1通を受注者に交付することを失念しており、両者押印後の契約書が2通、公園みどり推進課に保管されていた。

契約書に袋綴じされた仕様書には、本業務の内容についての詳細な定めがあり、受注者への交付の失念により、履行に影響を及ぼす可能性もあるため、漏れなく交付する必要がある。

**⑦ 豊島公園外噴水設備等清掃点検業務における委託料の中間払いについて
(監査の結果)**

豊島公園外噴水設備等清掃点検業務の委託料については、令和2年10月16日及び令和3年4月16日の2回に分割して支払っている。

この点、入札時の現場説明書には、前期分、後期分に分割して支払う旨の記載があったが、契約書には委託料の中間払いについての規定は無く、次のように、委託業務の完了後の検査、引渡し後に委託料の支払いを行うこととされていた。

業務委託契約書(抜粋)

(処理結果の報告等)

第4条 受注者は、委託業務が完了したときは、遅滞なくその処理結果に関する報告書(以下報告書という)を発注者に提出しなければならない。

(第2項から第6項 略)

(報告書の引渡し)

第5条 発注者は検査の結果、報告書の内容がこの契約の目的を達成していると判断したときは、当該報告書の引渡しを受けるものとする。

(委託料の支払)

第6条 受注者は、発注者が報告書の引渡しを受けたときは、発注者に対して委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(注) 下線は監査人が追加した。

分割して支払うのであれば、受注者から半期ごとに報告書の提出を受け、業務の履行状況を確認し、委託料の支払いをする旨の規定を盛り込んでおく必要がある。

⑧ 豊島公園外噴水設備等清掃点検業務における再委託の禁止に係る仕様書の記載について(監査の結果)

豊島公園外噴水設備等清掃点検業務の契約書第10条において、再委託の禁止について、次のように規定されている。

業務委託契約書(抜粋)

(一括再委託等の禁止)

第10条 受注者は、委託業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

一方、本業務の仕様書においては、次のように規定されている。

仕様書(抜粋)

13. 一括再委託等の禁止

(1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- (2) 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。
- (3) 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
- (市ウェブサイト:「再委託に関するガイドライン(平成 29 年 2 月改正)」を参照すること。)

このように、契約書と仕様書の記載がほぼ同一であり、何が再委託の禁止の対象となる「主たる部分」であるのか不明な状況である。

この点、他の業務の仕様書においては、「主たる部分」について、次のように記載されていた。

市内各公園維持管理業務 仕様書(抜粋)

第 11 条 一括再委託等の禁止

本業務の全部または主たる部分を第三者に委託し、または請け負わせないこと。

なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断をいうものとする。

したがって、豊島公園外噴水設備等清掃点検業務においても、他の業務の仕様書を参考に、「主たる部分」を明記しておく必要がある。

⑨ シルバー人材センターとの委託契約におけるマニュアルの提出について
(監査の結果)

久保公園外 36 公園多機能便所清掃管理業務及び久保公園外 7 公園便所清掃管理業務(以下「久保公園外清掃管理業務」という。)は市内 37 公園の多機能便所と 8 公園の多機能以外の便所の清掃業務や解錠、施錠を行うものであるが、多機能便所は、外部から施錠すると内部からは開けることができない構造となっていることから、仕様書においても、内部に使用者が残っていないかについて、業務従事者が十分確認すべきことが強調されている。

さらに、仕様書には、「受託者は手順を示すマニュアルを作成し契約日から 2 週間以内に従事者および本市へ提出すること。」との規定が置かれている。

この点、実際のマニュアルの作成、提出の状況を確認したところ、業務従事者には多機能便所内部の作業の手順を示した掲示物により伝達しているが、公園みどり推進課へのマニュアルの提出は行われていないとのことであった。

また、千里中央公園管理業務は、久保公園外清掃管理業務と同様の便所の清掃業務等に加え、千里中央公園内の有料駐車場の管理業務も含まれる業務である。し

かし、久保公園外清掃管理業務と同様の多機能便所の清掃作業等の手順を示した掲示物は作成されているものの、有料駐車場の管理業務に係るマニュアルは作成されていないとのことであった。

有料駐車場管理業務には、市の歳入となる駐車場使用料の徴収業務が含まれ、駐車場使用者から徴収した現金の盗難・紛失等のリスクもあることから、マニュアル作成の必要性は高いと考えられる。実際、令和2年度の駐車場使用料に係る公園みどり推進課への報告資料を確認したところ、使用料減免申込書に使用料を徴収した領収書(レシート)が添付され、何らかの処理誤りがあったように思われる事例も見受けられた。

したがって、必要な業務について網羅的にマニュアルの作成を求めるとともに、仕様書の規定に基づき、公園みどり推進課への提出を求める必要がある。

⑩ シルバー人材センターへの委託料の支払時期について(監査の結果)

シルバー人材センターとの委託契約においては、次のとおり、契約書第5条において、委託料の支払いは月払いとすることになっている。

業務委託契約書(抜粋)

(委託料の支払)

第5条 委託料の支払いは月払いとする。

2 受注者は、発注者が報告書の引渡しを受けたときは、発注者に対して委託料の支払を請求するものとする。

3 発注者は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

しかし、例えば、千里中央公園管理業務における委託料の支払いは、令和2年9月と令和3年3月は月2回、令和2年10月は月3回、令和2年11月から令和3年2月と令和3年4月は月1回となっており、合計では12回に分割されているものの、月払いにはなっていない状況にあった。また、他のシルバー人材センターとの契約3件についても同様の状況が見受けられた。

公園みどり推進課によると、このような支払時期となっているのは、令和2年度特有の事情として、コロナ禍における公園駐車場閉鎖やそれに伴う作業日数の見直しにより、シルバー人材センターとの契約変更の協議に時間を要したことがあったが、シルバー人材センターからの請求書の提出が遅れたことと、公園みどり推進課における事務処理の遅延が重なったことも一つの要因だったとのことである。

今後は、公園みどり推進課及びシルバー人材センターの双方において、契約条項と実際の支払時期が乖離しないよう、請求書の提出時期等について、十分に確認しておく必要がある。

⑪ 特定随意契約に係る契約の締結状況等の公表について(監査の結果)

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき、シルバー人材センターとの間で随意契約(特定随意契約)を締結する場合には、豊中市財務規則第 104 条の 2 の規定により、あらかじめ契約の発注見通しを公表するとともに、契約締結前後において所定の事項を公表することが求められている。

しかし、令和 2 年度のシルバー人材センターとの契約について、これらの公表が行われていなかった。

令和 3 年度については公表されているが、今後とも、必要な公表を適時適切に行うよう、留意する必要がある。

地方自治法施行令(抜粋)

(随意契約)

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

3 (略) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)第 37 条第 1 項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第 2 項に規定するシルバー人材センター(略)から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、(略)

豊中市財務規則(抜粋)

第 104 条の 2 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する規則で定める手続は、次に定めるとおりとする。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法、選定基準、申込方法等を公表すること。
- (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等契約の締結状況を公表すること。

⑫ 人権啓発研修の受講状況の報告について(監査の結果)

市においては、「豊中市人権行政基本方針」において、受託業者や指定管理者等の意識づくりとして、「受託業者や指定管理者などに対し、研修の機会を設けたり、自

主的な研修をうながしたりする等、人権尊重の視点を確保するための方策を講じなければなりません。」と記載している。

これを受け、公園みどり推進課における委託契約についても、仕様書において、受注者は人権啓発に係る研修を行い、その内容を発注者(公園みどり推進課)に報告しなければならないものとしている。

この点、表 26 の契約において、人権啓発研修の受講状況の報告が行われていなかった。

表 26 人権啓発研修の受講状況の報告が行われていなかった契約

契約名	受注者
千里中央公園管理業務	シルバー人材センター
久保公園外 36 公園多機能便所清掃管理業務 及び久保公園外 7 公園便所清掃管理業務	
豊島公園清掃等管理業務	
ふれあい緑地清掃管理業務	
豊島公園外噴水設備等清掃点検業務	関西トースイ(株)

公園みどり推進課において、改めて受注者に確認を取ったところ、いずれも、令和 2 年度中に人権啓発研修を実施していたものの、その報告が漏れていたとのことであったが、仕様書に基づき、漏れなく報告を受ける必要がある。

⑬ 公園自動車駐車場管理者に係る公募プロポーザルの審査基準について (監査の意見)

公園自動車駐車場のうち、二ノ切池公園自動車駐車場、豊島公園自動車駐車場、ふれあい緑地(北)自動車駐車場、ふれあい緑地(中央)自動車駐車場、ふれあい緑地(南)自動車駐車場の 5 箇所については、都市公園法第 5 条の規定に基づく公園施設の管理許可を受け、駐車場の管理運営を行う民間事業者を公募型プロポーザル方式により選定することとしている。

そして、平成 27 年度に平成 28 年度から令和 2 年度までの 5 年間の駐車場管理者の公募を行った際の審査項目は表 27 のとおりとなっている。

表 27 公園自動車駐車場管理者に係る公募プロポーザルの審査基準

審査項目		配点
事業主体	事業実績 財務状況	10
事業計画	事業実施体制 事業計画の妥当性 法令等の遵守 収支の確実性	90
使用条件	使用料	100
合計		200

表 27 のように、「事業主体」及び「事業計画」（以下「品質面」という。）と「使用条件」（以下「価格面」という。）の審査項目が設定されており、品質面、価格面についてそれぞれ 100 点の合計 200 点で評価することとしている。

また、審査点数が 65%未満の場合、1 位であっても事業予定者を定めないとしている。

しかし、仮に価格面で突出して高い使用料を提示した提案者が存在した場合、品質面の評価が相当低い場合であっても、当該提案者を選定せざるを得なくなることも否定できない。

現実には、平成 27 年度のプロポーザルにおいて、このような事態は発生していないが、品質面のみで足切り点を設定することにより、予め一定の品質を確保できない事業者を選定の対象から除外する方法も考えられる。今後、一定の品質を確保し得る審査基準の設定方法等について検討されたい。

⑭ 自動販売機設置許可に係る公募時の最低使用料の算定について （監査の意見）

公園内に設置された清涼飲料水自動販売機について、平成 29 年度及び平成 30 年度に設置許可に係る公募を実施している。なお、いずれの年度の公募についても、設置許可の期間の終期は、令和 4 年 3 月 31 日までとしており、令和 3 年度において、令和 4 年度以降の設置許可に係る公募を実施する予定である。

そして、公募においては、応募者の中から市が設定する最低使用料以上かつ提案価格について最も高い金額を提示した応募者を選定することとしている。

この点、最低使用料の設定についての明確な根拠資料が残されていない。

また、立地にかかわらず、一律の最低使用料が設定されているが、令和2年度における実際の自動販売機の年間売上額は最高1,031,400円から最低125,000円まで幅が大きい状況となっている。

よって、最低使用料の設定根拠を明確化するとともに、過去の売上額の実績を加味した設定を検討する必要がある。

⑮ 公園内のスポーツ施設の指定管理者等との緊密な連携について(監査の意見)

都市公園内のスポーツ施設について、他都市では、公園の一般園地と合わせて指定管理者による管理運営が行われている事例もみられるが、市では、都市公園内のスポーツ施設については、スポーツ振興課が所管し、指定管理者制度を導入している。この結果、同一の公園の管理運営に公園みどり推進課、スポーツ振興課、スポーツ施設の指定管理者の3者が携わる場合が発生することになる。

この点、ふれあい緑地については、「ふれあい緑地管理運営調整会議設置要綱」に基づき、公園みどり推進課、スポーツ振興課及びスポーツ施設の指定管理者により組織するふれあい緑地管理運営調整会議(以下「ふれあい緑地調整会議」という。)が設置されているが、他のスポーツ施設が併存する公園(二ノ切公園、豊島公園)については、これらの公園の関係者とふれあい緑地調整会議の構成員とで重複する部分があることから、特に要綱に基づく調整会議等は設置せず、ふれあい緑地調整会議の場で情報交換等を行っている。

しかし、「Ⅲ 個別の事業以外の監査の意見 1. 公園活性化に向けた取組みの推進について(監査の意見)」にて後述するとおり、千里中央公園のように民間活力の導入が検討されている公園もあることから、今後、複数の団体が関係する公園の管理運営については、関係団体と積極的な情報交換を行い、緊密な連携を図るため、要綱等により調整会議等の協議の場を設置することを明確化されたい。

また、「⑬公園自動車駐車場管理者に係る公募プロポーザルの審査基準について(監査の意見)」で述べた駐車場の管理運営事業者もふれあい緑地調整会議に出席しているが、要綱上、組織に参画していない。については、要綱上の組織に参画する位置づけとするか、オブザーバーとして位置づけるかのいずれかにより、調整会議に出席する根拠を明確化しておくべきである。

⑯ 占用許可が必要となる工作物の範囲の明確化について(監査の意見)

公園内のイベントの開催において、仮設ステージを設置する場合には、占用許可を行っているが、仮設テントや盆踊りのやぐらについては占用許可を行わず、制限行為の許可のみで対応しているとのことである。

占有許可が必要となる工作物の範囲については、各自治体における取扱いが様々となっているのが現状であるが、市として統一的な判断が可能となるよう、一定の基準を設けておくべきである。

8. 公園等自主管理協定制度事業

(1) 事業の概要

① 第3次環境基本計画における位置付け

区分	内容		
環境分野	都市における自然との共生をめざした社会づくり		
環境目標	みどり率 27%で心豊かな豊中らしいまちをめざす		
施策の方針	4-4-3 みどりを活かした安全で快適な暮らしの実現 ①魅力的で利便性の高い公園づくり [主な施策・事業] ・長期未整備の都市計画公園・緑地の見直し ・安全で特色のある公園づくり ・開発許可制度および土地区画整理事業による身近な公園づくり ・地域住民との連携による愛着が持てる公園づくり		
関連する指標	項目	目標 (令和9年度)	実績 (令和2年度)
	市民1人あたりの公園・緑地面積	7.17 m ² /人	7.09 m ² /人

② 事業内容

公園等自主管理協定制度事業は、第2次みどりの基本計画における次の具体施策に関連する事業である。

区分	内容
基本方針	3.「みどりを活かす」みどりを活かした安全で快適な暮らしの実現
基本施策	8.魅力的で利便性の高い公園づくり
具体施策	32.地域住民との連携による愛着が持てる公園づくり ・地域住民が公園・緑地などの維持管理に参加する「自主管理協定制度」、地元の自治会や事業者などの団体が行う清掃活動などを支援する「豊中市アダプトシステム」などにより、地域に根ざした良好な公園づくりを推進するとともに、参加団体の広がりをめざして積極的な制度の普及啓発に努めます。

公園等自主管理協定制度事業の目的は、市民との協働とパートナーシップを進め、住民が主体となって公園等の管理運営を行うことにより、公園等に愛着を持ち、コミュニティ醸成の場としての利用を促進することである。

具体的には、市と自主管理団体との間で公園等での清掃活動等に関する協定を締結し、活動内容について役割分担をしながら、団体の活動に対して交付金を支払うものであり、交付金の額は、「地域住民団体による公園等の自主管理協定に関する要綱」（以下「自主管理要綱」という。）に基づき、協定の対象となる公園等の面積や活動の数によって、次のとおり算定するものとされている。

交付金の額＝基準額×{1+(割増 A)+(割増 B)}	
(基準額)	
協定面積 (㎡)	基準額 (円/年)
500 未満	20,000
500～1,000 未満	30,000
1,000～3,000 未満	40,000
3,000 以上	50,000
(割増 A)	
公園等の除草、公園等の樹木へのかん水、公園等における花だん活動、公園等利用並びに苦情、要望の調整、その他協定で定める活動	
上記のうち団体が選択する活動の数	割増 A
1	0.2
2	0.4
3	0.6
4	0.8
5 以上	1.0
(割増 B)	
公園等における竹林整備	
上記の活動の面積 (㎡)	割増 B
3,000 未満	0.2
3,000～10,000 未満	0.5
10,000～20,000 未満	1.0
20,000～30,000 未満	1.5
30,000～40,000 未満	2.0
40,000～50,000 未満	2.5
50,000 以上	3.0

③ 事業実績

過去3年間の自主管理協定箇所数の推移は次のとおりである。

区分	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自主管理協定箇所数	ヶ所	215	223	217

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	11,972	11,492	11,238
決算額	10,623	10,667	9,769

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
需用費	1,267	清掃用具
役員費	115	
負担金補助及び交付金	8,386	自主管理協定に基づく交付金
合計	9,769	

(2) 監査の意見

① 活動報告書における活動内容の区分について(監査の意見)

自主管理団体に支払われる交付金の額は、協定の対象となる公園等の面積や活動の数によって算定するものとされており、対象となる活動については、自主管理要綱第5条第4項に規定されている。

一方、自主管理要綱第5条第5項に基づき、各自主管理団体は、毎月、活動報告書を提出するものとされている。

この点、自主管理要綱第5条第4項に列挙された活動と活動報告書において選択することとなっている活動内容を比較すると、表28のとおりとなっており、両者の区分が整合しない状況となっている。

表 28 交付金の対象となる活動と活動報告書の比較

交付金の対象となる活動 (自主管理要綱第 5 条第 4 項)	活動報告書
公園等の除草	清掃
公園等の樹木へのかん水	除草
公園等における花だん活動	市への連絡
公園等利用並びに苦情、要望の調整	その他
公園等における竹林整備	
その他協定で定める活動	

自主管理要綱第 5 条第 4 項に列挙された活動は、交付金の額を決定する基礎となることから、活動報告書において選択することとなっている活動内容をこれと同一の区分とすることにより、交付金の対象となる事業を明確化することが望ましい。

② 活動報告書に係る審査手続きの簡素化について(監査の意見)

「① 活動報告書における活動内容の区分について(監査の意見)」で述べたとおり、各自主管理団体は、毎月、活動報告書を提出することとされている。

この点、自主管理団体は 217 箇所、172 団体あり、公園みどり推進課において、毎月提出される活動報告書の確認を行うことにかかなりの労力がかかっている状況が見受けられた。また、実際に提出された活動報告書を確認したところ、数ヶ月分まとめて提出している自主管理団体も見受けられた。

このように、公園みどり推進課、自主管理団体の双方にとって、毎月の活動報告書の提出が負担となっていることは否定できない。

近隣の箕面市や西宮市における同種制度においては、報告は年 2 回とされていることもあり、市においても、他団体における運用も検討した上で、活動報告書の提出・審査の手続きを簡素化する余地がないか、検討する必要がある。

9. 公園管理事務所施設管理

(1) 事業の概要

① 第3次環境基本計画における位置付け

区分	内容		
環境分野	都市における自然との共生をめざした社会づくり		
環境目標	みどり率 27%で心豊かな豊中らしいまちをめざす		
施策の方針	4-4-3 みどりを活かした安全で快適な暮らしの実現 ①魅力的で利便性の高い公園づくり [主な施策・事業] ・長期未整備の都市計画公園・緑地の見直し ・安全で特色のある公園づくり ・開発許可制度および土地区画整理事業による身近な公園づくり ・地域住民との連携による愛着が持てる公園づくり		
関連する指標	項目	目標 (令和9年度)	実績 (令和2年度)
	市民1人あたりの公園・緑地面積	7.17 m ² /人	7.09 m ² /人

② 事業内容

公園の維持管理に係る要望や苦情対応、委託業務の作業確認、また、緊急時の作業や必要な資機材置き場等、これらを行う拠点としての施設を維持管理するものである。

③ 事業実績

大門公園内に設置された公園管理事務所の維持管理を行っている。

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	2,390	1,684	1,909
決算額	2,110	1,284	2,687

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)


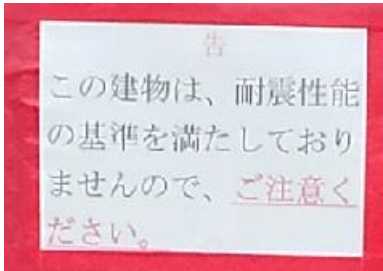
節	令和2年度 決算額	主な内容
需用費	979	光熱水費、建物等修繕料
役務費	12	
委託料	947	清掃管理業務、設備点検業務
備品購入費	747	物品棚購入
合計	2,687	

(2) 監査の意見

① 耐震基準を満たさない倉庫の速やかな撤去について(監査の意見)

大門公園内にある公園管理事務所には、3棟の建物があるが、このうち、倉庫(表29参照)について、耐震基準を満たしていない状況となっている。

表29 大門公園内 倉庫の概要

施設名	大門公園 倉庫	
住所	豊中市北桜塚 1-31-1	
竣工年月	1979年3月	
構造	鉄骨	
地上階	2階	
延べ面積	152.28 m ²	
構造耐震指標	0.17 *0.3を下回る場合、「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。」とされている。	
写真	 	

市が令和 3 年 6 月に公表した「豊中市の市有施設の耐震性能について」によると、昭和 56 年の「新耐震基準」施行以前の建物について、耐震化率 100%を達成したとされているが、大門公園の倉庫を含む、「建替や売却等が決まっている棟数」(19 棟)は、耐震化率の算定からは除外されている。

現在、倉庫としては使用しておらず、建物内に立ち入ることはないとのことであるが、上記の写真のとおり、注意を促す貼り紙はされているものの、使用中の建物 2 棟に挟まれるような立地であり、公園利用者が容易に建物に近づける状況となっている。

大門公園は普段から多くの利用者があり、地震や大火災時における指定緊急避難所となっていることから、速やかに解体撤去するよう、対応を進められたい。

10. 公園安全安心対策事業

(1) 事業の概要

① 第3次環境基本計画における位置付け

区分	内容		
環境分野	都市における自然との共生をめざした社会づくり		
環境目標	みどり率 27%で心豊かな豊中らしいまちをめざす		
施策の方針	4-4-3 みどりを活かした安全で快適な暮らしの実現 ①魅力的で利便性の高い公園づくり [主な施策・事業] ・長期未整備の都市計画公園・緑地の見直し ・安全で特色のある公園づくり ・開発許可制度および土地区画整理事業による身近な公園づくり ・地域住民との連携による愛着が持てる公園づくり		
関連する指標	項目	目標 (令和9年度)	実績 (令和2年度)
	市民1人あたりの公園・緑地面積	7.17 m ² /人	7.09 m ² /人

② 事業内容

公園安全安心対策事業は、第2次みどりの基本計画における次の具体施策に関連する事業である。

区分	内容
基本方針	3.「みどりを活かす」みどりを活かした安全で快適な暮らしの実現
基本施策	8.魅力的で利便性の高い公園づくり
具体施策	30.安全で特色のある公園づくり ・「豊中市公園施設長寿命化計画」や「都市公園移動等円滑化基準」などに基づき、老朽化が進んだ公園・緑地の施設の更新やバリアフリー化などを推進します。 ・公園・緑地の活性化を図るため、公園スペースの有効活用に努めるとともに、再整備や施設の改修の際は、地域住民の意見を取り入れるなど、利用者のニーズや少子高齢化、健康志向などの社会背景などを踏まえた公園づくりを推進します。

③ 事業実績

国の社会資本整備総合交付金(令和2年度補正からは防災・安全交付金に移行)を活用し、「豊中市公園施設長寿命化計画」に基づき、既設公園の老朽化した遊具等の更新を行うほか、単独事業として、「都市公園移動等円滑化基準」に基づくバリアフリー化を実施している。

公園安全安心対策事業において、令和2年度に執行された工事の概要は、表30のとおりである。

表30 令和2年度における工事の概要

案件名	受注者	契約金額(千円)	内容
島江北公園外施設再整備工事	(株)山中造園 コンサルタント	24,864	遊具改修 (社会資本整備総合交付金(令和元年度補正)対象)
北町2丁目第1公園外施設再整備工事	(株)グリーンテック	18,756	遊具改修 (社会資本整備総合交付金(令和2年度)対象)
島田西公園外施設再整備工事	(株)山田造園	17,935	遊具改修 (社会資本整備総合交付金(令和2年度)対象)
千里南町桃山公園施設再整備工事	(株)八福	7,396	バリアフリー化 (市単独事業)

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	117,200	66,600	116,000
決算額	82,684	56,788	88,937

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
委託料	19,984	設計業務
工事請負費	68,952	遊具改修・バリアフリー化工事
合計	88,937	

(2) 監査の意見

① 積算根拠資料の適切な保管について(監査の意見)

本事業における遊具改修については、既存遊具の撤去と新規遊具の設置により行われている。新たに設置する遊具については、複数の遊具メーカーからの提案を受け、採用する遊具を選定しているが、予定価格の積算時には、再度、採用した遊具について3者(遊具メーカー及び代理店2者)から参考見積書の提出を受け、そのうち最も低い見積価格を使用して予定価格を積算しているとのことであった。この際、最も低い見積価格をそのまま積算額とするのではなく、一般財団法人建設物価調査会による建設物価の見積額に対する割合を算定し、採用した遊具の見積額にこの割合を乗じた額としているとのことであった。

この点、北町2丁目第1公園外施設再整備工事における北町2丁目第1公園の複合遊具本体に係る積算は表31のとおりとなっていた。

表31 複合遊具本体(北町2丁目第1公園)の積算内訳

設計書(代価表(第50号))		積算の過程		
名称・規格	金額	最低見積額	建設物価の割合	積算額
複合遊具 本体	1,595,700 円	1,970,000 円	0.81 ^(注)	1,595,700 円
複合遊具 搬入費	97,200 円	120,000 円		97,200 円
複合遊具 据付・組立費	97,440 円	120,300 円		97,440 円
計	1,790,340 円	2,210,300 円		1,790,340 円

(注)回転滑台の建設物価 1,880,000 円 ÷ 見積額 2,312,000 円 = 0.81

このように、遊具本体に係る積算は適切に行われていたことが確認できたが、積算の根拠資料として、参考見積書のみがファイリングされている状況となっており、積算の過程を示す「単価決定資料」については、別途、電子データのみで保存されている状況となっていた。

見積書と「単価決定資料」が揃うことにより始めて積算額の算定根拠が明らかになるのであるから、両者の関連性が明確となるような形で保管しておく必要がある。

11. 公園等有効活用事業

(1) 事業の概要

① 第3次環境基本計画における位置付け

区分	内容		
環境分野	都市における自然との共生をめざした社会づくり		
環境目標	みどり率 27%で心豊かな豊中らしいまちをめざす		
施策の方針	4-4-3 みどりを活かした安全で快適な暮らしの実現 ①魅力的で利便性の高い公園づくり [主な施策・事業] ・長期未整備の都市計画公園・緑地の見直し ・安全で特色のある公園づくり ・開発許可制度および土地区画整理事業による身近な公園づくり ・地域住民との連携による愛着が持てる公園づくり		
関連する指標	項目	目標 (令和9年度)	実績 (令和2年度)
	市民1人あたりの公園・緑地面積	7.17 m ² /人	7.09 m ² /人

② 事業内容

公園等有効活用事業は、第2次みどりの基本計画における次の具体施策に関連する事業である。

区分	内容
基本方針	3.「みどりを活かす」みどりを活かした安全で快適な暮らしの実現
基本施策	9.防災・減災に資するみどりづくり
具体施策	33.公園・緑地における防災機能の強化 ・公園・緑地における防災機能を維持するため、災害発生時の避難場所や復旧活動の拠点などとして利用できるオープンスペースの確保に努めるとともに、耐震性貯水槽(防火水槽)や雨水貯留施設、マンホールトイレなどの防災施設の適正な維持管理を行います。

③ 事業実績

令和2年度においては、防災公園として既に整備済みの野畑中央公園に加え、野畑南公園とふれあい緑地において、新たに、マンホールトイレ、かまどベンチ、ソーラー照明灯及び備蓄倉庫を設置する工事等を実施している。

公園等有効活用事業において、令和2年度に執行された工事の概要は、表32のとおりである。

表32 令和2年度における工事の概要

案件名	受注者	契約金額(千円)	内容
野畑南公園外 防災公園整備工事	(株)鈴木組	66,932	野畑南公園、ふれあい緑地のマンホールトイレ、かまどベンチ、ソーラー照明灯の設置 (土木工事)
野畑南公園外 防災備蓄倉庫新築工事	(株)ギケンテック	20,582	野畑南公園、ふれあい緑地の備蓄倉庫の設置 (建築工事)
二ノ切池公園水景施設 改修工事	西田電気(株)	7,840	温水プール建替えに伴う噴水制御盤移設
清風荘1丁目児童遊園 外 施設撤去工事	(株)山田造園	5,244	高速道路耐震補強工事の施工に伴う撤去工事

野畑南公園に整備されたマンホールトイレ、かまどベンチ、ソーラー照明灯及び備蓄倉庫は、次の写真のとおりである。

防災公園整備の状況(野畑南公園)





また、「大阪国際空港周辺場外用地(移転補償跡地)の具体的な取扱いに関する年次計画」に基づき、市が新関西国際空港株式会社から借り受けている公園用地のうち、今後も継続的に必要と認められる部分について、用地を買い取ることであり、これに係る土地購入費が本事業において執行されている。

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額	21,297	17,924	187,530
決算額	18,494	17,283	147,454

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 2 年度 決算額	主な内容
委託料	12,400	不動産鑑定・設計業務
工事請負費	100,600	防災公園整備工事
公有財産購入費	34,453	大阪国際空港周辺場外用地の買い取り
合計	147,454	

(2) 監査の結果及び意見

① 野畑南公園外防災公園整備工事における変更契約理由の明確化について (監査の意見)

本工事においては、表 33 のとおり変更契約を行っている。

表 33 野畑南公園外防災公園整備工事における変更契約

	契約日	契約金額
当初契約	令和 2 年 11 月 25 日	59,468,200 円
変更契約	令和 3 年 3 月 16 日	66,932,800 円
		(7,464,600 円増額)

そして、変更契約理由書に記載された変更理由は、次の 5 点である。

1. 排水管の敷設にあたり、開削工法を予定していた箇所について推進工法に変更したことによる増額変更。
2. 出入口の復旧にあたり、既設の門扉やフェンスについて不可視部部分の劣化が進行しており、再利用できない状況であったため、材料の手配をしたことによる増額変更。
3. 上記変更内容における影響範囲及び排水管敷設時において既設舗装の劣化が確認された部分について、舗装面積を変更したことによる増額変更。
4. マンホールトイレ設置にあたり、掘削を行ったところ、想定していなかったコンクリート地下埋設物の撤去が必要となったことによる増額変更。
5. 現地実測に伴う数量の増減

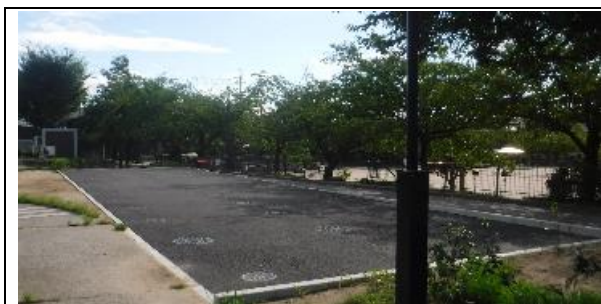
(注) 下線部は監査人が追加。

本工事の対象となった公園は、野畑南公園とふれあい緑地・第 4 街区の 2 ヶ所である。上記変更理由のうち、1. 及び 2. はふれあい緑地・第 4 街区に係る事項であるため、これに続く、3. の冒頭における「上記変更内容」という記載から、舗装面積の変更についても、ふれあい緑地・第 4 街区における変更と読み取ることができる。

しかし、舗装面積の変更は、野畑南公園において既設舗装の劣化が確認された部分に加え、野畑南公園及びふれあい緑地・第 4 街区において当初設計で舗装を予定していなかったマンホールトイレを設置した箇所への舗装を追加したもののことであった。

具体的には、野畑南公園における工事完了後のマンホールトイレを設置した箇所の状況は、次の写真のとおりであり、アスファルト舗装されているが、当初設計では当該箇所の舗装は予定されていなかった。しかし、工事期間中に舗装があった方がよいと判断されたことにより、変更契約時に他の項目と併せて設計変更が盛り込まれたとのことであった。

野畑南公園のマンホールトイレ設置箇所の状況



※写真のようにマンホールトイレ設置箇所はアスファルト舗装されているが、当初設計には当該箇所の舗装は含まれていなかった。

以上のように、変更理由の記載において、対象となる公園に関して誤解を招く表現となっている。さらに、当初設計で予定していなかった事項を追加するのであれば、変更契約理由書にもその旨を明確に記載しておくべきである。

このほか、受注者との「協議書（打合せ簿）」において、上記の舗装面積の変更のほか、野畑南公園における交通誘導警備員の配置人数の変更に係る協議の記録を確認することができなかった。

明らかに軽微と認められるものを除き、設計数量が変更となるような事項については、「協議書（打合せ簿）」に記載し、文書化しておくべきである。

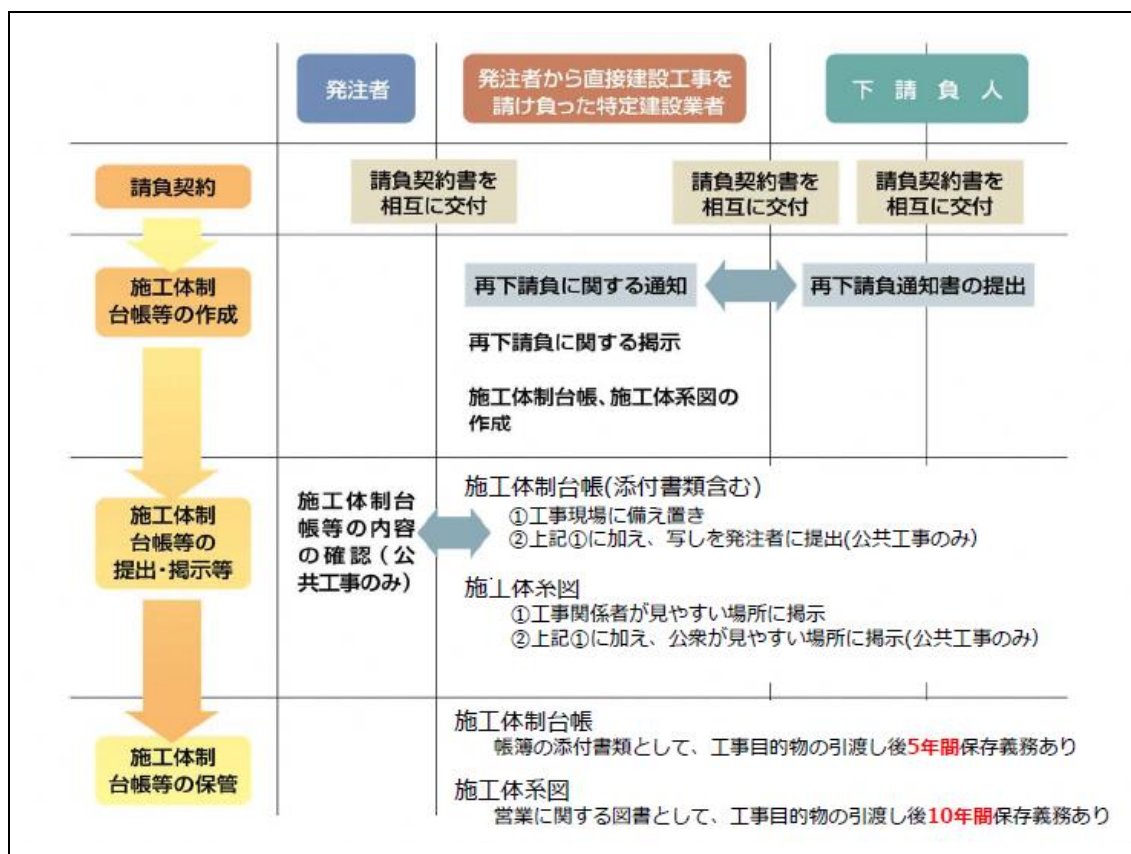
② 野畑南公園外防災備蓄倉庫新築工事における施工体制台帳等の確認の徹底について(監査の結果)

建設業法第 24 条の 8 第 1 項、建設業法施行規則第 14 条の 2 及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「入契法」という。)第 15 条の規定により、元請負人が建設工事を施工するために下請契約を締結したときは、元請負人及び一次下請負人に関する事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置くとともに、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならないこととされている。また、建設業法第 24 条の 8 第 2 項の規定により、下請負人は、請け負った工事をさらに再下請負した場合は、その内容等を記載した再下請通知書を元請負人に提出しなければならないこととされている。さらに、建設業法第 24 条の 8 第 4 項及び入契法第 15 条の規定により、当該建設工事における各下請負人の施工の分

担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならないものとされている。

以上の施工体制台帳及び施工体系図(以下「施工体制台帳等」という。)の作成、提出の流れについて図示すると、図2のとおりである。

図2 施工体制台帳及び施工体系図の作成、提出の流れ



(出所:建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者(最終改訂令和3年3月)(国土交通省近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課))

施工体制台帳に添付すべき書類としては、下請負人との契約書の写し(注文・請書及び基本契約書又は基本契約約款等の写し)等があるが、市では、これに加えて、豊中市暴力団排除条例第7条に規定する下請人等を使用する場合は、これら下請人等(契約金額500万円未満のものは除く。)から誓約書を徴し、元請負人を通じて当該誓約書を市に提出することを求めている。

この点、野畑南公園外防災備蓄倉庫新築工事において、元請負人である(株)ギケンテックから提出された施工体制台帳等及び添付書類の状況は表34のとおりとなっていた。

表 34 野畑南公園外防災備蓄倉庫新築工事の施行体制台帳(提出分)

施工体系図における位置づけ		
元請負人	下請負人(一次)	未記載
(株)ギケンテック 施工体制台帳 誓約書(暴力団)	A 社 施工体制台帳 誓約書(暴力団) 注文書・注文請書	—
	B 社 施工体制台帳 誓約書(暴力団) 注文書・注文請書	—
	C 社 施工体制台帳 誓約書(暴力団)	—
—	—	D 社 注文書・注文請書

表 34 のとおり、元請負人である(株)ギケンテックと施工体制台帳等に記載のない D 社との間の注文書・注文請書が提出されていたため、その理由について、公園みどり推進課を通じて、(株)ギケンテックに確認したところ、監査の期間中に、D 社・C 社間の注文書・注文請書が提出され、本来、下請負人(一次)とすべきであった D 社が C 社に対して再下請していたことが判明した。

以上の状況を踏まえると、野畑南公園外防災備蓄倉庫新築工事の施行体制台帳等及び添付書類は、本来であれば、表 35 のとおりとなるべきであった。

表 35 野畑南公園外防災備蓄倉庫新築工事の施行体制台帳(本来)

施工体系図における位置づけ		
元請負人	下請負人(一次)	下請負人(二次)
(株)ギケンテック 施工体制台帳 誓約書(暴力団)	A 社 施工体制台帳 誓約書(暴力団) 注文書・注文請書	—
	B 社 施工体制台帳 誓約書(暴力団) 注文書・注文請書	—
	D 社 <u>施工体制台帳</u> <u>誓約書(暴力団)</u> 注文書・注文請書	C 社 <u>再下請負通知書</u> 誓約書(暴力団) <u>注文書・注文請書</u>

(注) **太字下線**が当初提出されていなかった書類である。そのうち、D社・C社間の注文書・注文請書については、監査の期間中に提出された。

結果的に、提出を求めるべき書類の一部が提出されていなかったことになることから、公園みどり推進課において、提出を受けた施工体制台帳等と添付書類の内容を十分に確認しておく必要があったといえる。

したがって、今後、提出された施工体制台帳等について、チェックリストを活用する等、その内容の確認を徹底する必要がある。

③ 野畑南公園外防災備蓄倉庫新築工事における施工体制の的確な把握について(監査の意見)

建設業法第22条及び入契法第14条の規定により、公共工事においては、一括再委託が全面的に禁止されており、これは、元請負人と下請負人の間だけでなく、下請負人間でも同様である。

そして、国土交通省の通知によると、一括再委託とは以下のような場合が該当するものとされている。

建設業者は、その請け負った建設工事の完成について誠実に履行することが必要です。したがって、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与することなく、以下の場合に該当するときは、一括下請負に該当します。

- ① 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分について、自らは施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合
- ② 請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の建設工事について、自らは施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合

(出所:平成28年10月14日付 国土建第275号「一括下請負の禁止について」
国土交通省土地・建設産業局長)

この点、「② 野畑南公園外防災備蓄倉庫新築工事における施工体制台帳等の確認の徹底について(監査の結果)」で述べた野畑南公園外防災備蓄倉庫新築工事におけるD社・C社間の再下請負について、注文書・注文請書により、契約金額の状況をまとめると、表36のとおりとなっている。

表 36 野畑南公園外防災備蓄倉庫新築工事における再下請負の状況

元請負人(株ギケンテック)・D 社間の契約金額 (ア)	11,880,000 円
D 社・C 社間の契約金額 (イ)	11,523,600 円
割合 (イ/ア)	97.0%

(注) 契約金額は消費税込みである。

表 36 のとおり、D 社は元請負人((株)ギケンテック)との契約金額の 97.0%に相当する額について、C 社に再下請負しており、少なくとも、金額で判断する限りは、上記の国土交通省の通知における①の「主たる部分」に該当するかのような外観を呈している。

公園みどり推進課によると、実際には、D 社も施工に関与していたことを確認しているとのことであるが、「② 野畑南公園外防災備蓄倉庫新築工事における施工体制台帳等の確認の徹底について(監査の結果)」で述べたとおり、そもそも、D 社は、施工体制台帳等に記載されておらず、施工体制の把握が十分とはいえない状況にあった。また、D 社が施工に関与している事実があったとしても、予め、法令が禁止する一括再委託があったかのような疑念を持たれないようにしておくことが望ましい。

したがって、今後は、施工管理台帳等の内容を十分に確認し、工事の施工体制を的確に把握した上で、受注者への状況確認を行う等、適切な対応を行う必要がある。

④ 請負代金内訳書の未提出について(監査の結果)

豊中市の標準的な建設工事請負契約書においては、請負代金内訳書の提出について、次のように規定されている。

<p>(請負代金内訳書及び工程表)</p> <p>第 3 条 受注者は、この契約締結後 14 日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</p> <p>3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p>
--

しかし、野畑南公園外防災備蓄倉庫新築工事及び二ノ切池公園水景施設改修工事については、受注者から請負代金内訳書が提出されていなかった。

契約書の条項に基づく提出書類については、漏れなく提出を受ける必要があることから、書類の提出状況についての十分なチェック体制を確立する必要がある。

Ⅲ 個別の事業以外の監査の意見

1. 公園活性化に向けた取組みの推進について(監査の意見)

市においては、公園の整備が一定程度進捗したとして、量的な公園整備の推進から公園の維持管理の向上、公園の価値の向上に重点を置いた公園運営を進め、その利用や存在自体の効果が周辺地域の経済やコミュニティ等に良好な影響を与え、まちの環境形成の一翼を担う公園づくりをめざすとしている。

公園の活性化については、市の管理する公園を規模に応じて分類し、民間活力導入や、地域との連携を視野に入れ進めていくこととしている。

表 37 市における公園活性化のイメージ

分類	公園名等	活性化の方針
大規模公園	千里中央公園 ふれあい緑地 羽鷹池公園 千里東町公園	・公募施設の設置 ・大規模イベントの実施 等 ・活性化イベントの実施 等 (地域イベントへの参加、単発イベントの立ち上げ)
小規模公園	その他の公園	・校区ごとに公園のあり方について検討

(出所:市提供資料より監査人作成)

具体的には、平成 29 年 6 月の都市公園法改正に伴い、事業者が設置する施設(設置管理許可期間:最長 10 年)から得られる収益を公園整備に還元することを可能とする公募設置管理制度(Park-PFI)が創設されたこと等を受けて、平成 30 年度に 4 公園(千里中央公園、ふれあい緑地、羽鷹池公園、千里東町公園)を対象としたサウンディング調査を実施し、千里中央公園については、令和 2 年 3 月に「千里中央公園再整備基本計画」を策定し、民間活力を導入し再整備を行う方針を定めている。

その後、令和 2 年度における千里中央公園再整備に関するサウンディング調査を踏まえて、令和 3 年度には、千里中央公園再整備にかかる活性化事業公募型プロポーザルを実施し、事業者の選定を進めている。

表 38 「千里中央公園再整備基本計画」の方向性

	方向性
民間活力の導入	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の整備や公園の管理運営に民間事業者のノウハウや資金を活用します。 ○新しい発想により、さらに柔軟に公園を使いこなすための取組みを進めます。 ○施設の再利用や廃止の検討を進めます。

(出所:「千里中央公園再整備基本計画より監査人作成)

また、ふれあい緑地については、公募型プロポーザルにより事業者を選定し、令和3年2月26日に事業者と「ふれあい緑地の利活用に向けたカフェ等飲食店舗の整備・運営の基本協定書」を締結したが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が見通せないとして、事業者が工事着手を見合わせたまま、令和3年12月7日に事業者からの申し出により協定が解除されている。今回の協定解除は新型コロナウイルス感染症のまん延という事業者側が負担し得ないリスクの発生によるものと言えるが、今後、民間事業者の事業環境等を踏まえ、再公募の適否やその実施時期等も含めて、あらためて事業の方向性等を検討する必要がある。

いずれにしても、公園の運営に民間活力を導入することは、これにより全ての課題を解決するものではないが、市の財政に余力が乏しい中、大規模公園を活性化する方法の一つであることは確かである。今後、関与する事業者に対する十分なモニタリングの実施を前提とした上で、対象とする民間事業者の事業環境やその公園の置かれた状況等を十分に考慮し、取組みを推進されたい。

また、地域の公園においては、小規模公園を対象とした活用に向けて、地域の自治組織と連携した「取組方針(案)」の策定や、その前提となる整備プランの策定に向けた準備を進めているところである。これに関しても、新型コロナウイルス感染症の影響から、予定していたイベントの中止等の影響が生じているが、市民の身近に設置されている小規模公園の活性化は、地域コミュニティの活性化等にもつながる重要なものであり、引き続き、取組みを推進されたい。

第4-3 監査の結果及び意見(減量計画課・美化推進課・家庭ごみ事業課・事業ごみ指導課関連)

I 関連する個別計画の概要等

1. 第4次一般廃棄物処理基本計画等の概要

市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に基づき、平成30年3月に第4次一般廃棄物処理基本計画を策定している。第4次一般廃棄物処理基本計画においては、「協働で取り組む循環型社会の構築」を基本理念として定め、減量目標として令和9年度(2027年度)には、平成28年度(2016年度)実績より焼却処理量を8%削減させ、大阪府内自治体の上位水準を上回ることを掲げている。加えて、これを達成するための具体的な方策を示すものとして、第4次ごみ減量計画を策定しており、ごみ減量のための具体的な取組みを示すとともに、その進捗については、計画の進行管理を行うため、各取組みがどの程度実践されたかを示すモニター指標による進行管理を行っている。なお、第4次一般廃棄物処理基本計画においては、令和4年度を中間目標年度として定め、計画の進捗状況等に応じた見直しを行うこととしている。

また、一般廃棄物処理基本計画を円滑に推進していくために、年度ごとのごみ処理事業の実施方法や処理量等を定めた一般廃棄物処理実施計画を定めるとともに、容器包装リサイクル法に基づき、容器包装廃棄物(プラスチック製容器包装やペットボトル、空き缶等)の排出量の見込みや、発生抑制のための方策等、分別収集に関しての基本事項を定めた第9期豊中市分別収集計画を策定している。

第4次一般廃棄物処理基本計画及び第4次ごみ減量計画に定める減量目標に対する令和2年度の達成状況は表39のとおりである。ごみ焼却施設である豊中市伊丹市クリーンランドにおいて焼却処理されるごみの年度合計量である「ごみの焼却量」は計画値を以上の削減が図られているが、これは新型コロナウイルス感染症拡大防止措置による休業要請等に伴い事業活動が鈍化したことにより、事業系ごみ量が大幅に減少したことが主要因である。一方、家庭内における消費活動の活発化等に伴い家庭系ごみ量自体が増加したことにより、家庭系ごみ1人1日当たり量も計画値を大きく上回っている。また、リサイクル率及び再生資源の量は、いずれも計画値を下回っている状況である。

表 39 減量目標に対する達成状況

項目	令和 2 年度		目標値 (令和 9 年度)
	計画値	実績値	
ごみの焼却量	101,436t	100,928t	95,368t
家庭系ごみ 1 人 1 日当たり量 (再生資源を除く。)	404g	423g	386g
事業系ごみ量(再生資源を除く。)	41,909t	37,432t	38,191t
リサイクル率	17.1%	16.0%	19.3%
[参考] 再生資源の量 ^(注)	(21,370t)	(19,524t)	(23,987t)

(注)再生資源の量自体はリサイクル率の参考として記載したものであり、目標として掲げられているものではない。

(出所:第 4 次一般廃棄物処理基本計画、第 4 次ごみ減量計画、第 4 次ごみ減量計画に係る令和 2 年度事業等報告書速報版より監査人作成)

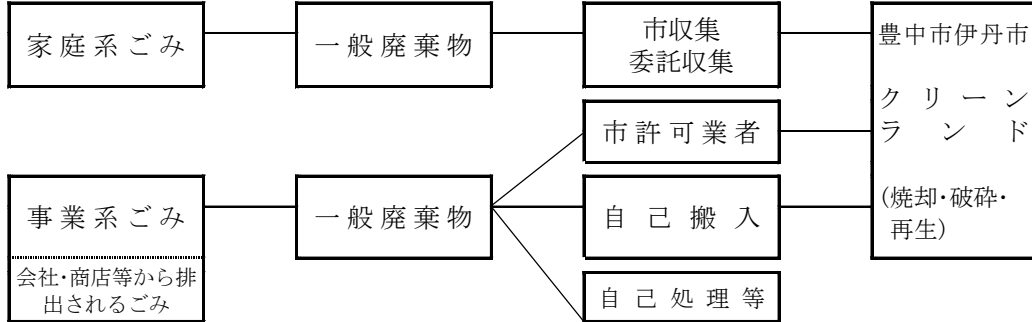
2. 豊中市におけるごみ処理体系

廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物とに分けられ、事業活動に伴って生じる燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同施行令に定める 20 種類の廃棄物は産業廃棄物とされ、事業者処理責任がある。一方、産業廃棄物以外の廃棄物である一般廃棄物は市区町村の区域内での処理を原則とし、市区町村に統括的処理責任があるものとされており、市は市域で発生した一般廃棄物の処理を担っている。

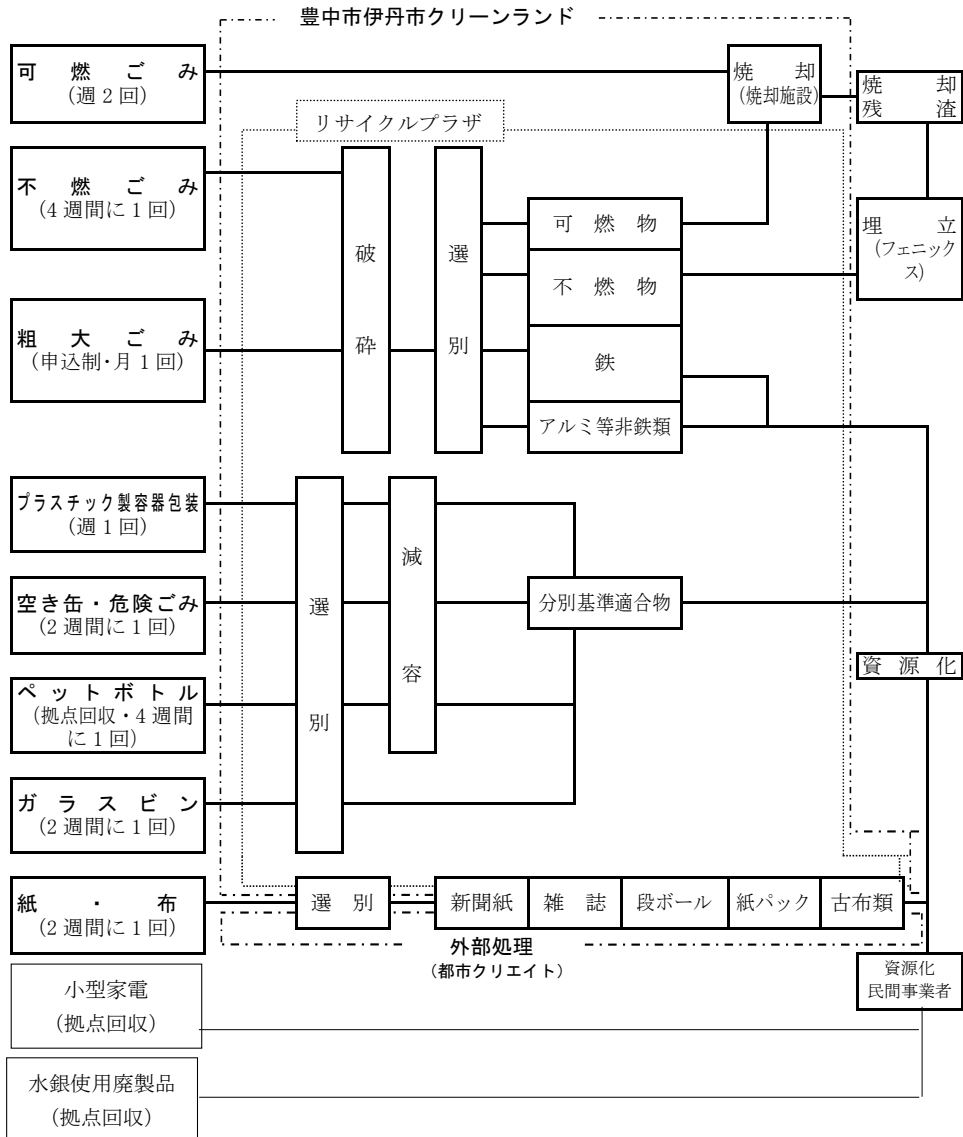
一般廃棄物の処理は、①収集運搬、②中間処理(焼却等)、③最終処分(埋立等)の流れに沿って行われるが、市では、家庭系ごみ(可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ)については収集運搬業務を民間事業者委託し、再生資源については市が直営にて収集運搬を行っている。また、中間処理については、伊丹市とともに設置した一部事務組合である豊中市伊丹市クリーンランドにおいて破砕・選別・焼却等を行うこととし、焼却残渣や不燃物等については、近畿 2 府 4 県及び 168 市町村の地方公共団体と 4 港湾事業者により設立された大阪湾広域臨海環境整備センター(大阪湾フェニックスセンター)が保有する最終処分場に搬入して処理している。また、ペットボトル等の再生資源については、豊中市伊丹市クリーンランド内のリサイクルプラザにおいて選別等が行われ、資源化事業者へ売却している。

図3 豊中市におけるごみ処理の体系図

(1) 基本フロー



(2) 基本フロー



(出所: 令和3年度事業概要)

3. ごみ排出量の実績

過去5ヶ年におけるごみの排出量等の推移は次のとおりである。

表 40 家庭系ごみ(再生資源を除く)排出量の推移

区分	人口(参考)	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	合計
平成 28 年度	396,014 人	57,043t	1,878t	917t	59,838t
平成 29 年度	397,490 人	57,102t	2,114t	975t	60,191t
平成 30 年度	398,295 人	57,302t	2,598t	1,175t	61,075t
令和元年度	400,329 人	57,308t	2,294t	1,270t	60,872t
令和 2 年度	401,679 人	58,012t	2,589t	1,485t	62,086t

(出所:市提供資料より監査人作成)

表 41 家庭系ごみ(再生資源)排出量の推移

区分	古紙・古布	ガラスびん類	プラスチック 製容器包装	ペットボトル	空き缶・ 危険ごみ
平成 28 年度	6,271t	2,257t	3,706t	732t	572t
平成 29 年度	6,154t	2,191t	3,562t	741t	629t
平成 30 年度	6,015t	2,098t	3,487t	767t	632t
令和元年度	6,075t	2,032t	3,490t	788t	664t
令和 2 年度	6,953t	2,163t	3,650t	853t	768t

(出所:市提供資料より監査人作成)

表 42 事業系ごみ、し尿の排出量、資源化量等の推移

区分	事業系ごみ	し尿	資源化量 ^(注)	リサイクル率
平成 28 年度	43,107t	354.1kl	12,941t	15.7%
平成 29 年度	43,469t	375.4kl	12,966t	15.5%
平成 30 年度	42,076t	357.1kl	12,759t	15.1%
令和元年度	40,855t	339.1kl	12,846t	15.2%
令和 2 年度	37,439t	318.5kl	14,051t	16.0%

(注)行政回収による資源化量であり、表 39「減量目標に対する達成状況」の「再生資源の量」とは整合しない。

(出所:市提供資料より監査人作成)

Ⅱ 個別の事業に関する監査の結果及び意見(減量計画課関連)

1. 環境事業所施設管理

(1) 事業の概要

① 第3次環境基本計画における位置付け

区分	内容
環境分野	廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会づくり
環境目標	発生抑制・再使用と質の高いリサイクル(再生利用)の推進により、ごみの焼却処理量を令和9年度(2027年度)までに平成28年度(2016年度)比8%削減し、循環型社会の構築をめざす
施策の方針	<p>4-3-1 廃棄物の減量に向けた発生抑制・再使用と質の高いリサイクルの推進</p> <p>①市民・事業者・行政の協働による循環型社会の構築 [主な施策・事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3Rに関する環境学習・教育の充実 ・環境配慮型販売システムの推進 ・食品ロス・ゼロに向けた取組み ・3Rに取り組む市民活動団体やグループ活動等との連携強化 <p>②家庭系ごみ減量等に関する取組み [主な施策・事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域での3R活動の活性化 ・発生抑制・再使用の推進 ・再生資源集団回収の推進 ・多様な資源回収方法の構築 ・適切な分別排出の浸透 ・家庭系ごみの有料化の検討 <p>③事業系ごみ減量等に関する取組み [主な施策・事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量に向けた情報提供 ・多量排出事業所におけるごみ減量の促進 ・搬入物調査の活用 ・中小規模事業者における分別排出の促進 ・食品廃棄物リサイクル等の推進 ・イベント系ごみの発生抑制および再使用の推進

区分	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理費用負担の適正化 4-3-2 廃棄物の適正処理の推進 ①分別収集およびリサイクル、適正処理の推進 [主な施策・事業] ・時代の要請に応じた分別収集体制の推進 ・中間処理施設である豊中市伊丹市クリーンランドおよび最終処分先である大阪湾環境整備センター埋立処分場の安定した施設運用 4-3-3 災害廃棄物の適正処理 ①災害廃棄物処理対応の推進 [主な施策・事業] ・災害廃棄物処理計画の実効性の確保 ・収集運搬業務等における災害時対応マニュアルの整備 4-3-4 産業廃棄物の適正処理 ①産業廃棄物の減量化・適正処理の推進 [主な施策・事業] ・排出事業者、処理業者に対する産業廃棄物適正処理についての指導・啓発 ・ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正処理 ・不法投棄等の防止対策の推進
関連する指標	特有の指標は設定されていない

② 事業内容

第3次環境基本計画の施策の方針を推進する拠点として、環境事業所施設の点検・補修・修繕等による維持管理を図り、長寿命化と快適環境を整えることを目的としている。

③ 事業実績

環境事業所施設の点検・補修・修繕等による維持管理及び快適な職場環境の形成と、節電対策等の環境事業所における環境マネジメントシステムの構築を図った。

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額	28,554	28,365	27,189
決算額	23,791	26,427	23,635

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 2 年度 決算額	主な内容
需用費	9,869	消耗品、光熱水費、建物等修繕費
役務費	320	手数料及び保険料
委託料	3,678	施設総合管理、保守料
使用料及び賃借料	9,691	照明器具等リース料、土地賃借
原材料費	30	修繕備品
備品購入費	45	芝刈り機
合計	23,635	

(2) 監査の結果

① 不要な変更契約の締結について(監査の結果)

環境事業所では、ごみ収集に使用した車両を敷地内の洗車場で清掃を行っており、洗車場除害施設から排出される産業廃棄物の収集運搬及び処分業務について処分業者と次のとおり委託契約を締結している。

【産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約の概要】

区分	内容
契約名	産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約書
委託先	大東衛生株式会社
委託期間	令和元年 5 月 1 日から令和 3 年 4 月 30 日
委託内容の一部	第 2 条(委託内容) 2(委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価) 種類:汚泥

区分	内容
	単価:45,000 円/m ³ 第 9 条(報酬・消費税・支払い) 3. 委託者の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に 対する報酬についての消費税は、委託者が負担する。

(出所:市提供資料より監査人作成)

当契約の契約期間中に消費税率が8%から10%に改定されたため、市は次の内容の変更契約書を締結している。

【変更契約の概要】

区分	内容
契約名	変更契約書
委託先	大東衛生株式会社
契約日	令和元年 10 月 1 日
変更の内容	契約金額を 51,300 円増額の上変更図書のとおり内容変更する。 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 51,300 円)

(出所:市提供資料より監査人作成)

変更契約に記載の 51,300 円の計算根拠は変更契約理由書に記載されており、その内容は次のとおりである。なお、変更契約理由書は、契約の相手方と締結した契約書類を構成するものではなく、所管課において決裁する際の内部資料である。

【変更契約理由書の概要】

区分	内容
変更契約年月日	令和元年 10 月 1 日
契約業者名	大東衛生株式会社
委託名	洗車場の産業廃棄物収集・運搬及び処分業務
概要 (変更した内容)	契約前 令和元年 5 月～令和 3 年 4 月 $135,000 \times 1.08 \times 24 \text{ ヶ月} = 3,499,200 \text{ 円}$ 変更後 令和元年 5 月～令和元年 9 月 $135,000 \times 1.08 \times 5 \text{ ヶ月} = 729,000 \text{ 円}$

区分	内容
	令和元年10月～令和3年4月 $135,000 \times 1.10 \times 19 \text{ヶ月} = 2,821,500 \text{円}$ 合計 3,550,500 円 差額 51,300 円

(出所:市提供資料より監査人作成)

本契約は単価契約のため、基本契約においては単位当たりの単価である45,000円/m³が定められているが、契約総額等の記載は無い。また、消費税については委託者が負担することが定められており、特段、消費税率についての記載も無い。このため、仮に消費税法等の改正により税率が変更されたとしても、契約書を変更すべき箇所は無いため、変更契約を締結する必要は無い。

また、変更契約に記載された51,300円は、単価契約における想定数量に応じた想定額に関する消費税率変更による影響額であり、当初の契約にも変更契約にも想定額の記載も無い中で、影響額のみが記載されている状態となっている。

確かに、消費税率は令和元年10月1日から10%に引き上げられており、多くの契約について変更契約を締結する必要があるところであるが、本契約は変更契約を締結する必要性の無いものである。このような事務処理を行うことは、契約締結に係る不要な事務コストを発生させるとともに、市の契約事務に対する信頼性を損ねるおそれもある。

いずれにしても、環境部における他の契約においても類似の誤りが生じていないことを確認するとともに、同じことが繰り返されないように、再発防止策を講じる必要がある。

2. 車両管理(ごみ処理費)

(1) 事業の概要

① 第3次環境基本計画における位置付け

区分	内容
環境分野	廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会づくり
環境目標	発生抑制・再使用と質の高いリサイクル(再生利用)の推進により、ごみの焼却処理量を令和9年度(2027年度)までに平成28年度(2016年度)比8%削減し、循環型社会の構築をめざす
施策の方針	<p>4-3-1 廃棄物の減量に向けた発生抑制・再使用と質の高いリサイクルの推進</p> <p>①市民・事業者・行政の協働による循環型社会の構築</p> <p>[主な施策・事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3Rに関する環境学習・教育の充実 ・環境配慮型販売システムの推進 ・食品ロス・ゼロに向けた取組み ・3Rに取り組む市民活動団体やグループ活動等との連携強化 <p>②家庭系ごみ減量等に関する取組み</p> <p>[主な施策・事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域での3R活動の活性化 ・発生抑制・再使用の推進 ・再生資源集団回収の推進 ・多様な資源回収方法の構築 ・適切な分別排出の浸透 ・家庭系ごみの有料化の検討 <p>③事業系ごみ減量等に関する取組み</p> <p>[主な施策・事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量に向けた情報提供 ・多量排出事業所におけるごみ減量の促進 ・搬入物調査の活用 ・中小規模事業者における分別排出の促進 ・食品廃棄物リサイクル等の推進 ・イベント系ごみの発生抑制および再使用の推進 ・ごみ処理費用負担の適正化

区分	内容
	<p>4-3-2 廃棄物の適正処理の推進</p> <p>①分別収集およびリサイクル、適正処理の推進</p> <p>[主な施策・事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時代の要請に応じた分別収集体制の推進 ・中間処理施設である豊中市伊丹市クリーンランドおよび最終処分先である大阪湾環境整備センター埋立処分場の安定した施設運用 <p>4-3-3 災害廃棄物の適正処理</p> <p>①災害廃棄物処理対応の推進</p> <p>[主な施策・事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画の実効性の確保 ・収集運搬業務等における災害時対応マニュアルの整備 <p>4-3-4 産業廃棄物の適正処理</p> <p>①産業廃棄物の減量化・適正処理の推進</p> <p>[主な施策・事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者、処理業者に対する産業廃棄物適正処理についての指導・啓発 ・ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正処理 ・不法投棄等の防止対策の推進
関連する指標	特有の指標は設定されていない

② 事業内容

第3次環境基本計画の施策の方針を推進するにあたり、家庭ごみ事業課が使用する車両(保有車両及びリース車両)を集中管理し、効率的な運用を図ることを目的としている。

③ 事業実績

家庭ごみ事業課で使用する再生資源等収集車両の管理を行い、公用車を一括管理することで、効率化とコストの削減をめざしている。また、収集業務等に支障をきたすことのないよう、午前と午後の2回、車両点検を実施し、不備等に対し事前に整備・修繕を行っている。

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額	77,641	77,749	79,466
決算額	71,094	68,837	69,998

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 2 年度 決算額	主な内容
需用費	23,117	収集車両の燃料費、修繕費
役務費	2,478	収集車両の自動車保険
使用料及び賃借料	43,957	収集車両のリース料
公課費	444	収集車両の重量税
合計	69,998	

(2) 監査の意見

① 運行前点検確認表の運用方法の見直しについて(監査の意見)

環境事業所では作業車両について日常点検と月例点検を実施しており、運転する前には必ず運行前点検として日常点検を実施することになっている。日常点検はタイヤ、ブレーキ、マイク、消火器等の 19 項目について当日の運転手によって行われ、午前と午後のそれぞれ運行前に行われる。点検を実施した結果は『運行前点検表』に記録され、点検者の名前、各点検項目への○印、運行していないときの『休車』等が記載される。加えて、運行前点検が漏れなく行われていることを確認するために『運行前点検確認表』を使って管理している。

また、運行前点検確認表には予め車両番号と運転手名が印刷されているが、この運転手名は実際にその日に運転する運転手では無く、当該車両の管理担当としての運転手である。

運行前点検確認表の様式の一部

車両番号	運転手名	AM	PM
5886	A		
6103	B		

確認者は運行前点検表を閲覧し、該当車両の乗務員名をAM欄とPM欄に記載することとされている。一方、全ての車両が毎日運行される訳ではないことから、作成後の運行前点検確認表においては、AM欄とPM欄の片方又は両方が空欄になっている車両も見受けられる。

空欄が生じる原因としては、①当該日に車両が運行されていない、②車両は運行したが点検が行われていない、③車両の運行及び点検は行われたが転記が正確に行われていないの3パターンが想定される。車両点検の目的が、未然に故障や事故の原因となる不具合を発見し、日々のごみ収集を安全に効率よく実施することであれば、②の状況を適時に発見することが最も重要となるが、現状の様式においては、様々な理由による空欄が混在している。

例えば、運行前点検確認表を運転手のシフト表から連動させ、当日の運行予定車両以外の欄には『-』が転記されるような設定を行い、適切な確認が行われれば空欄が生じないような運用とする等、より実効性の高い方法を検討されたい。

② 運行前点検確認表の記載漏れについて(監査の意見)

確認者は運行前点検表を閲覧した上で、該当車両の乗務員名をAM欄とPM欄に記載することとされているが、今般の監査において、運行前点検表と運行前点検確認表について両者の整合性を確認したところ、3月15日と12月1日において、運行前点検表には点検を実施した記録があるが記載されているものの、運行前点検確認表に乗務員名の記載が漏れていた。

運行前点検確認表は、安全なごみ収集業務を行うためのダブルチェックとして重要であり、運行前点検表の記録に基づいた正確な記載を行うよう、その意義をあらためて職員に周知されたい。

③ リース料の支払い事務について(監査の意見)

環境部環境事業所では、令和3年3月31日現在86台の車両と1台の二輪車を管理しており、車両の車種と用途は表43のとおりである。

表43 環境部環境事業所の車両台数

用途 車種		再生資源・臨時ごみ ・ふれあい等用車両	美化啓発及び パトロール等用車両	事務連絡及び パトロール等用車両	合計	
	プレス	3t	3	0	0	3
	プレス	2t	35	1	0	36
	ダンプ	2t	24	2	0	26
	低床トラック	2t	1	0	0	1
	軽ダンプ	0.35t	3	4	0	7
	小計			66	7	0
その他	ライトバン		0	0	2	2
	軽自動車		0	0	11	11
	小計		0	0	13	13
総計			66	7	13	86

(出所:市提出資料より監査人作成)

このうち減量計画課では71台をリースにより調達しており、リース会社は名鉄協商株式会社関西支店、日立キャピタルオートリース株式会社関西支店、大阪ガスオートサービス株式会社の3社となっている。

リース契約は主に7年間としているが、1契約における車両台数は更新時期等の違いから、1台の時もあれば10台以上になる契約も存在する。リース料の支払いは契約単位で行われることが多く、各リース会社から毎月数十枚の請求書が届き、支払時には、請求書の金額と台数のチェックが行われている。

リース契約通りに漏れなく且つ重複無く支払うためには請求書のチェックは必要な作業ではあるが、毎月70台以上のリース契約車両のチェックを行うには時間も掛かるため、手続の簡略化や効率化も非常に重要と考えられる。

そこで、現状の手続の改善案として、リース会社が発行する複数の請求書を集約化して1枚にまとめ、リース契約番号を記載した車両一覧をその明細表として提出を受け

ることが望ましいものと考えられる。共にリース会社の協力が必要となるが、手続の簡略化の為には協力を求めることが望まれる。

④ 請求書のコピーの保管方法の見直しについて(監査の意見)

現状、支出命令書の決裁時に添付する全ての請求書のコピーを保管している。これは、決裁後の支出命令書が会計課にて保管されるため、今後の事務処理の参考として請求書のコピーを手元に置こうとするためである。

しかし、市においても、不要な印刷等を行わない等、紙資料の削減に取り組んでいるところであり、必要な場合には PDF 化したデータを保存する等の対応を検討されたい。

3. クリーンランド負担金

(1) 事業の概要

① 第3次環境基本計画における位置付け

区分	内容
環境分野	廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会づくり
環境目標	発生抑制・再使用と質の高いリサイクル(再生利用)の推進により、ごみの焼却処理量を令和9年度(2027年度)までに平成28年度(2016年度)比8%削減し、循環型社会の構築をめざす
施策の方針	4-3-2 廃棄物の適正処理の推進 ①分別収集およびリサイクル、適正処理の推進 [主な施策・事業] ・中間処理施設である豊中市伊丹市クリーンランドおよび最終処分先である大阪湾環境整備センター埋立処分場の安定した施設運用
関連する指標	特有の指標は設定されていない。

② 事業内容

ア. 豊中市伊丹市クリーンランド規約における負担金の定め

豊中市域において排出された家庭系のごみや事業系の一般廃棄物(事業系ごみのうち、産業廃棄物をのぞくもの)については、豊中市と伊丹市とが構成団体として設立した一部事務組合である豊中市伊丹市クリーンランドにおいて、焼却・破碎・選別等の中間処理が行われている。また、不燃ごみや粗大ごみの破碎・選別により生じた鉄類・アルミ類とともに、再生資源(ペットボトル、びん類、缶類等)についても、豊中市伊丹市クリーンランドのリサイクルプラザにおいて、再資源化に向けての中間処理が行われている。

豊中市伊丹市クリーンランドの経費については、豊中市伊丹市クリーンランド規約(以下「規約」という。)において、両市からの負担金及びその他の収入(市民や事業者が豊中市伊丹市クリーンランドに持ち込むごみの施設使用料、ごみを燃やした余熱で発電した電気やごみから回収した資源の売却収入等)をもってまかなう旨が定められている。

豊中市伊丹市クリーンランド規約 抜粋

第3条 組合は、大阪府豊中市及び兵庫県伊丹市(以下「組合市」という。)をもって組織する。

第12条 組合の経費は、組合市の負担金及びその他の収入をもって支弁する。

2 前項の負担金は、ごみ処理施設に関する経費については建設費にあつては計画量割、運営費にあつては処理量割により、その他組合の議会及び役所に関する経費等共通の経費はその2分の1を均等割とし、残りの2分の1を人口割によるものとし、それぞれ組合市が負担する。

3 前項の計画量は豊中市伊丹市クリーンランド一般廃棄物処理基本計画に基づき別に定める計画量とし、同項の処理量は前々年度の処理量実績によるものとし、同項の人口は官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口とする。

イ. 負担金に係る豊中市と伊丹市の負担割合等

豊中市と伊丹市の負担金については、豊中市伊丹市クリーンランドにおける毎年度の予算編成時において、歳出予算額のうち、使用料/手数料や資源化物の売却収入等及び前年度からの繰越金といった負担金以外の歳入予算額ではまかなえない不足分を両市が拠出する負担金としている。また、両市は、固有の負担分を除き、規約に定めた負担割合に応じた額を拠出している。また、豊中市伊丹市クリーンランドの経理は、その性質により5つの勘定に分かれており、勘定毎に負担金が算出される。

各勘定における両市の負担割合は表44のとおりである。

表44 各勘定における豊中市と伊丹市の負担割合

勘定	対象経費	両市の負担割合
共通経費勘定	議会や総務に関する経費	1/2を人口割、1/2を均等割
ごみ処理施設勘定	旧ごみ焼却施設に関する経費	1/2を人口割、 1/2を前々年度の処理量割
リサイクル施設勘定	リサイクルプラザに関する経費	建設費:当初の計画量割 運営費:前々年度の処理量割
ごみ焼却施設勘定	新ごみ焼却施設に関する経費	建設費:当初の計画量割 運営費:前々年度の処理量割

勘定	対象経費	両市の負担割合
単独品目勘定	豊中市が搬入している古紙・古布及び缶類の処理に関する経費	豊中市の単独負担

(出所:市提出資料より監査人作成)

③ 事業実績

令和 2 年度における豊中市の負担金総額は 1,248,600 千円であり、勘定ごとの負担金は表 45 のとおりである。

表 45 令和 2 年度における勘定ごとの負担金

区分	豊中市	伊丹市	合計
共通経費勘定	200,994 千円	143,291 千円	344,285 千円
ごみ処理施設勘定	64,618 千円	51,497 千円	116,115 千円
リサイクル施設勘定	499,427 千円	249,290 千円	748,717 千円
ごみ焼却施設勘定	426,010 千円	208,526 千円	634,536 千円
単独品目勘定	57,551 千円	—	57,551 千円
合計	1,248,600 千円	652,604 千円	1,901,204 千円

(出所:市提出資料より監査人が算出し作成)

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額	1,329,159	1,561,258	1,248,600
決算額	1,329,159	1,561,258	1,248,600

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 2 年度 決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	1,248,600	令和 2 年度豊中市伊丹市クリーンランド 豊中市負担金
合計	1,248,600	

(2) 監査の意見

① より実費に近い負担金の交付方法等について(監査の意見)

ア. 負担金算定時における繰越金の取扱い

市が支出する負担金の額は、毎年度、豊中市と豊中市伊丹市グリーンランドとの協議により決定されるが、基本的に、毎年度における歳出予算額のうち、使用料/手数料や資化物の売却収入等及び前年度からの繰越金といった負担金以外の歳入予算額ではまかなえない不足分として算出される。一方、負担金予算の協議時点においては、翌年度への繰越金となる歳入歳出差引額(剰余金)が確定していないことから、当年度の歳入科目である繰越金(前年度からの繰越金)の予算超過額を基礎として、翌年度の繰越金予算額を算定する運用としている。

これを繰り返すことにより、ある年度において発生した歳入歳出差引額(剰余金)は、翌年度及び翌々年度の歳入予算の財源として充当されることとなる。

[繰越金の予算計上(財源充当)スケジュール]

A年度決算において歳入歳出差引額(翌年度への繰越金)が生じた場合、概ね、以下のように翌年度以降の財源に充当される。

- ①A年度決算において発生した歳入歳出差引額は、当該年度(A年度)決算における繰越金(決算額)として計上される。
- ②翌年度(A+1年度)予算の編成時においては、当該年度(A年度)決算確定前であるが、前年度(A-1年度)決算は確定しているため、当該年度(A年度)における繰越金予算超過額(A-1年度の繰越金決算額-A年度の繰越金予算額)は算出されている。このため、当該予算超過額を基礎として、翌年度(A+1年度)の繰越金予算額とし、歳出予算の財源として充当する。
- ③同様に、翌年度(A+1年度)決算において、歳入歳出差引額(翌年度への繰越金)が生じた場合、その予算超過相当額を基礎として、翌々年度(A+2年度)の繰越金予算額とする。

これにより、A年度決算における歳入歳出差引額(剰余金)のうち、歳入である前年度からの繰越金から生じた剰余金相当額は翌年度(A+1年度)における歳入予算の財源となり、それ以外の要因から生じた剰余金相当額については、翌年度(A+1年度)における繰越金の予算超過額として、翌々年度(A+2年度)における歳入予算の財源として充当されることとなる。

イ. 豊中市伊丹市クリーンランド決算における歳入歳出差引額の推移

豊中市伊丹市クリーンランドに関し、決算値が公表されている平成 29 年度から令和元年度における歳入歳出差引額は表 46 のように推移している。各年度における剰余金に相当する歳入歳出差引額は 7～8 億円程度が計上されており、歳入額に対する比率は 14.9～16.6%と高い水準にある。例えば、令和元年度における歳入額に対する比率 16.6%は、豊中市の令和元年度一般会計歳入歳出決算における歳入歳出差引残額 5,317,903 千円の歳入額 152,008,711 千円に対する比率 3.5%の 4.7 倍程度の水準に相当する。

表 46 歳入歳出差引額等の推移

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
共通経費勘定			
歳入	496,687 千円	677,146 千円	693,010 千円
歳出	392,007 千円	626,268 千円	570,062 千円
歳入歳出差引額 (対歳入比率)	104,679 千円 (21.0%)	50,877 千円 (7.5%)	122,948 千円 (17.7%)
ごみ処理施設勘定			
歳入	858,117 千円	141,070 千円	136,610 千円
歳出	817,702 千円	131,240 千円	130,307 千円
歳入歳出差引額 (対歳入比率)	40,415 千円 (4.7%)	9,830 千円 (6.9%)	6,302 千円 (4.6%)
リサイクル施設勘定			
歳入	856,625 千円	924,892 千円	833,666 千円
歳出	784,372 千円	856,635 千円	778,725 千円
歳入歳出差引額 (対歳入比率)	72,252 千円 (8.4%)	68,257 千円 (7.3%)	54,941 千円 (6.5%)
ごみ焼却施設勘定			
歳入	2,273,274 千円	2,825,821 千円	3,063,171 千円
歳出	1,798,238 千円	2,308,982 千円	2,467,191 千円
歳入歳出差引額 (対歳入比率)	475,036 千円 (20.9%)	516,839 千円 (18.2%)	595,979 千円 (19.4%)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
単独品目勘定			
歳入	177,852 千円	185,517 千円	156,575 千円
歳出	120,986 千円	120,980 千円	121,567 千円
歳入歳出差引額 (対歳入比率)	56,865 千円 (31.9%)	64,536 千円 (34.7%)	35,008 千円 (22.3%)
合計			
歳入	4,662,556 千円	4,754,448 千円	4,883,034 千円
歳出	3,913,307 千円	4,044,107 千円	4,067,853 千円
歳入歳出差引額 (対歳入比率)	749,249 千円 (16.0%)	710,341 千円 (14.9%)	815,180 千円 (16.6%)

(出所:ごみ処理事業年報(豊中市伊丹市クリーンランド)より監査人作成)

特に、ごみ焼却施設勘定及び単独品目勘定の歳入歳出差引額の歳入額に対する比率が高い水準にあるが、令和元年度におけるごみ焼却施設勘定の歳入歳出差引額の主な発生要因は繰越金の歳入予算超過額 330 百万円、売電収入の歳入予算超過額 102 百万円及び歳出決算額の不用額 169 百万円であり、単独品目勘定の歳入歳出差引額の主な発生要因は繰越金の歳入予算超過額 23 百万円及び財産収入の歳入予算超過額 11 百万円である。

ウ. より対象年度の実費に近い負担金算定方法等の検討について

本件負担金は、豊中市伊丹市クリーンランドの構成団体である豊中市が、豊中市伊丹市クリーンランドの必要経費に充てるために支出するものであり、本来、支出先において多額の剰余金(歳入歳出差引額)が生じることは想定されないものである。

一方、平成 29 年度～令和元年度における豊中市伊丹市クリーンランドの決算においては、結果的に、比較的高い水準での歳入歳出差引額が生じている。歳入歳出差引額が生じる主な要因としては、委託料や工事請負費等に関する入札差金、需用費等に関する不用額、使用料/手数料や資源化物の売却収入等に関する予算額との差異等によることが考えられ、これらは予算が見積もりである以上、一定程度は生じざるを得ないものであるが、発生した歳入歳出差引額を負担金の額に反映し終わるのが翌々年度となることもあり、結果的に、比較的高い水準での歳入歳出差引額が生じているものといえる。

確かに、発生した歳入歳出差引額は、最終的には負担金の減額要素として反映されることとなるが、それまでの 1 年弱の期間は、豊中市伊丹市クリーンランドに対

する資金融通と同等の効果を与えることとなる。財政的に厳しい状況にある中、例えば、現在、4月から3月までの各月に分けて交付金を支出しているが、年度末に近い2月頃の決算見込額を基礎とした交付金の額を算定し、3月の支出時に調整する等、より対象年度の実費に近い負担金となるよう算定方法等を検討されたい。

Ⅲ 個別の事業以外の監査の意見(減量計画課関連)

1. 第4次ごみ減量計画の中間見直しにおけるより実効性のある減量策の提示等について(監査の意見)

平成30年3月に策定された第4次ごみ減量計画においては、以下の数値目標を掲げている。

《減量目標》
 ごみの焼却処理量を令和9年度(2027年度)には平成28年度(2016年度)実績より8%削減します

■■■焼却処理量※Aの削減■■■

【現状(平成28年度(2016年度))】
 ごみ焼却処理施設に、余力を持って処理できる量を上回るごみが搬入されている
 約104千t(実績)

【中間目標年度(令和4年度(2022年度))】
 まずは、ごみ焼却処理施設で余力を持って処理できる量に削減する
 約99千t(4%削減)

【最終目標年度(令和9年度(2027年度))】
 さらに、大阪府内自治体の上位水準をめざして焼却処理量を削減する
 約95千t(8%削減)

内容		令和9年度 (2027年度) 目標値	平成28年度 (2016年度) 実績	令和9年度 における削減量・率 (平成28年度比)
個別 の 目 標	家庭系ごみ1人1日当たり 量(再生資源除く。)※B	約386g/人/日	約414g/人/日	約28g削減
	事業系ごみ量 (再生資源を除く。)※C	約38千t/年	約43千t/年	約5千t削減
	リサイクル率※D	約19.3%	約15.7%	約3.6%増加

※A 豊中市伊丹市クリーンランドにおいて焼却処理されるごみの年度合計量

※B 豊中市伊丹市クリーンランドへの家庭系ごみ搬入量(再生資源除く)の1人1日当たり量

※C 豊中市伊丹市クリーンランドへの事業系ごみ搬入量(再生資源除く)の年度合計量

※D ごみの総量(排出量(再生資源含む)(年度)に対する家庭系及び事業系ごみのうち資源化されるごみの合計量(年度)の割合(民間の自主的回収量を除く)

これに対し、平成 28 年度以降の市の減量目標達成状況は次のとおりである。

表 47 減量目標の達成状況

区分		H28	H29	H30	R1	R2	R9(最終)
ごみの焼却 処理量	実績	103,584t	103,967t	104,700t	103,041t	100,928t	—
	進捗目標	—	—	103,102t	102,573t	101,436t	95,368t
家庭系ごみ 1人1日当 たり量	実績	414g	415g	420g	415g	423g	—
	進捗目標	—	—	411g	407g	404g	386g
事業系ごみ 量	実績	43,099t	43,462t	42,068t	40,848t	37,432t	—
	進捗目標	—	—	42,755t	42,469t	41,909t	38,191t

- ・ ごみの焼却処理量・・・豊中市伊丹市クリーンランドにおいて焼却処理されるごみの年度合計量
- ・ 家庭系ごみ 1 人 1 日当たり量・・・豊中市伊丹市クリーンランドへの家庭系ごみ(可燃・不燃・粗大ごみ)搬入量(再生資源除く)の 1 人 1 日当たり量
- ・ 事業系ごみ量・・・豊中市伊丹市クリーンランドへの事業系ごみ搬入量(再生資源除く)の年度合計量

第 4 次ごみ減量計画において指標として掲げるごみの焼却処理量は平成 30 年度以降減少しており、令和 2 年度においては進捗目標を達成している。ただし、個別指標である事業系ごみ量が新型コロナウイルス感染症拡大防止措置による休業要請等に伴う事業活動の鈍化等から大幅に減少したのに対して、家庭系ごみ 1 人 1 日当たり量は、外出自粛やリモートワークに伴う自炊による調理くずや宅配・テイクアウト等が増えたこと等から増加している。

所管課によれば、令和 2 年度における家庭系ごみの増加は新型コロナウイルス感染症の影響による臨時的な要因であり、ごみの焼却量自体は減少していることから、令和 9 年度における減量目標の達成は可能と判断しているとのことである。特に、第 4 次一般廃棄物処理基本計画策定時における市の想定人口よりも、実際の人口は上回っているが、可燃ごみの 12%程度を占めている雑紙等の紙類の再資源化促進や生ごみに含まれる食品ロスの削減等を含むごみの排出抑制と適切な分別・排出の徹底等により、今後も十分にごみの焼却量の削減余地があるとしている。

確かに、ごみの焼却量自体は進捗目標よりも減少しているものの、今般の新型コロナウイルス感染症への対応は市民の意識や生活様式にも大きな影響を与えており、必ずしも家庭系ごみの増加が一過性のものではない可能性が高い。また、市外に勤務する市民が多いことから、必ずしも市内の家庭系ごみの排出量と市内事業者の事

業系ごみの排出量が完全なトレード・オフの関係にあるとは限らず、今後、事業活動の活発化に伴い市内事業者の事業系ごみが増加に転じた際に、家庭系ごみが相応に減少するかどうかは見通せない面もある。

また、雑紙等の紙類の再資源化や食品ロスについては、従前から全国的に課題とされてきたものであり、実際の人口が計画策定時よりも増加していることも踏まえると、目標とする水準までごみの焼却処理量を減少させるためには、これまで以上により実効性のある発生抑制及び適正な分別排出等を行う必要がある。

いずれにしても、第4次ごみ減量計画においては、令和4年度を中間目標年度に設定しており、その実績等を踏まえて中間見直しを行うことを予定しているとのことである。その際には、令和4年度までの家庭系ごみや事業系ごみの排出動向や直近の人口動向等も踏まえて、令和9年度の目標達成の可能性を改めて検討するとともに、その手段として、より実効性のある発生抑制及び適切な分別の促進策を具体的に示されたい。

なお、第4次ごみ減量計画においては、「ごみ減量目標の達成状況等を見極めながら、家庭系ごみ(粗大ごみを除く。)の有料化について、慎重に検討」する旨を記載しているが、豊中市においては、既に市指定ごみ袋制が実施されており、有料化による排出抑制等の効果がどの程度あるのかは慎重な検討が必要である。

中間見直しに際して、他の手段等によるごみの発生抑制量等が不足する場合には、第4次ごみ減量計画に沿って、家庭ごみの有料化を検討の俎上に上げることになると思われるが、政策手段の一つとして、市における家庭ごみ有料化の効果等がどの程度見込めるのかあらかじめ整理されたい。

IV 個別の事業に関する監査の結果及び意見(美化推進課関連)

1. 路上喫煙対策推進事業

(1) 事業の概要

① 第3次環境基本計画における位置付け

第3次環境基本計画において特段の位置付けはされていない。

② 事業内容

路上において迷惑となる喫煙の防止を推進するため、総合的な視点から啓発活動を行うとともに、路上喫煙禁止区域については、巡回指導等による路上喫煙の防止を推進している。

③ 事業実績

過去5年間の路上喫煙禁止区域についての啓発活動の状況は次のとおりである。

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
啓発活動	78	107	82	79	76
指導人数	81	190	98	114	167

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	5,450	4,609	6,416
決算額	5,228	4,574	4,540

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
需用費	474	消耗品費
役務費	8	筆耕翻訳料、保険料

節	令和2年度 決算額	主な内容
委託料	4,019	豊中駅周辺屋外分煙所、千里中央駅周辺屋外分煙所及び庄内駅周辺屋外分煙所清掃業務
使用料及び賃借料	37	自動車借上料
合計	4,540	

(2) 監査の結果及び意見

① 届出様式への日付欄の設定について(監査の意見)

市は、豊中市路上喫煙の防止に関する条例に基づき、豊中駅周辺、千里中央駅周辺、及び庄内駅周辺の3区域を路上喫煙禁止区域に指定しており、3区域内には1か所又は2か所の屋外分煙所を設けている。分煙所については週6回清掃が行われ、清掃業務はシルバー人材センターに委託している。

令和2年度の豊中駅周辺屋外分煙所、千里中央駅周辺屋外分煙所及び庄内駅周辺屋外分煙所清掃業務委託契約においては、事前に、「管理者届出書及び業務従事者名簿」を市に届け出る旨が仕様書に規定されており、「管理者届出書及び業務従事者名簿」には、管理者の氏名、業務従事者の氏名・年齢・会員番号を記載することが求められている。

しかし、現在の様式には提出日を記載する欄が無く、届け出た時期が明確でないことから、日付欄を設けられたい。

② 業務従事者の届出の確認について(監査の結果)

清掃業務の実施状況については、毎月1回、各作業箇所の作業報告書及び作業写真(週単位:カラー判60枚程度[作業前後のもの]、内容記入の上で工事写真帳に貼付)を提出するとともに、事前に「管理者届出書及び業務従事者名簿」を提出する旨が仕様書で規定されている。

しかし、令和3年3月分作業報告書に記載されている作業員について、業務従事者としての届出がなされているか「管理者届出書及び業務従事者名簿」を確認したところ、2名の者の届出がなされていない。所管課によれば、当該2名は令和2年10月1日付けにて追加・交代した者であり、シルバー人材センターには、変更後の「管理者届出書及び業務従事者名簿」を届け出るよう求めていたものの、提出されなかったとのことである。

今般の監査を受けて、改めてシルバー人材センターに提出を求めた結果、令和 3 年 11 月 30 日付けにて、変更後の「管理者届出書及び業務従事者名簿」が提出されたところであるが、今後、作業従事者の届出が漏れなく行われていることを継続的に確認するとともに、提出が無い場合の対応についても事前に検討しておく必要がある。また、度重なる督促にも関わらずシルバー人材センターから提出が行われないようであれば、市としてシルバー人材センターに適正な事務処理体制の構築を申し入れる等の対応についても検討する必要がある。

2. 地域美化活動事業

(1) 事業の概要

① 第3次環境基本計画における位置付け

区分	内容
環境分野	都市における自然との共生をめざした社会づくり
環境目標	みどり率 27%で心豊かな豊中らしいまちをめざす
施策の方針	4-4-5 都市景観・歴史環境、快適環境の保全・創出 ②環境美化活動の促進 [主な施策・事業] ・まちを美しくする運動 ・アダプト制度の推進
関連する指標	特有の指標は設定されていない。

② 事業内容

公共の場所を個人・団体が自主的に清掃する「地域清掃活動」や、市と団体が清掃に関する役割について覚書を締結する「アダプト活動団体」、また、公共の場所に掲出された違法簡易広告物を除却する「とよなか美はり番」に対して市がゴミ袋の提供や清掃用具等の貸出し、ごみの収集等の支援を行う。

③ 事業実績

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
地域清掃活動団体 (個人も含む)数	463	463	463	402	402
アダプトシステム事業活動参加団体数	25	24	24	24	24
ごみ処理量(t)	64	78	72	59	36
啓発行事参加人数 (人) ^(注)	15,512	13,763	10,205	12,067	0

(注) 令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、豊中市まちを美しくする運動連絡会議や美化啓発行事は中止とされている。

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額	4,461	4,833	5,008
決算額	4,383	4,564	4,829

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 2 年度 決算額	主な内容
需用費	848	消耗品費
委託料	3,980	地域清掃ごみ搬送業務
合計	4,829	

(2) 監査の結果及び意見

① 届出様式への日付欄の設定について(監査の意見)

市では、道路や公園等、身近な公共の場所をボランティアで清掃する活動が多く地域で行われており、こうした地域清掃活動に必要な用具の貸出し、ごみ袋の配布、清掃後のごみの無料収集等の支援を行っている。令和 2 年度においては、402 の地域清掃活動団体(個人も含む)が清掃活動を実施し、散乱ごみや雑草等、この活動で収集されたごみは約 36.24 トンにのぼる。

清掃後のごみの無料収集は、特定非営利活動法人豊中市障害者就労雇用支援センター(以下「(特非)雇用支援センター」という。)に委託しており、令和 2 年度における地域清掃ごみ搬送業務委託仕様書では、搬送業務の従事者について次のように規定している。

地域清掃ごみ搬送業務委託仕様書 抜粋

5.提出書類及び報告書

(1)搬送業務に従事する受託者の使用人の氏名及び必要な免許証の写し並びに搬送業務に使用する収集運搬車両などについて記載した書面を本市に提出し、本市の承認を得なければならない。また、記載した事項に変更があるときも同様とする。(様式 1-1)(様式 1-2)(様式 1-3)

様式 1-2「搬送業務従事者名簿」と様式 1-3「搬送車両報告書」には日付の記載欄が無いので、提出された書類がいつの時点の情報であるかは書類からは判断できない。仕様書にも規定されているとおり、従事者や車両については市の承認が必要であり、変更の場合にも同様であることから、提出日が必ず記載されるように、様式に日付欄を設けられたい。更に、他の事業の報告様式も同様にチェックし、必要な見直しを講じられたい。

② 搬送業務従事者名簿の確認について(監査の意見)

地域清掃ごみ搬送業務においては、搬送業務に従事する事業者の使用人の氏名を「搬送業務従事者名簿」にて届け出るとともに、免許証の写しを提出する旨が仕様書に規定されている。

令和 2 年度の搬送業務従事者名簿(様式 1-2)が漏れなく正確に記載されているか免許証の写しと照合したところ、1 名の使用人の生年月日が誤っていた。本人確認用の資料として搬送業務従事者の免許証の写しの提出を求めるのであれば、免許証の記載内容と届出内容とが一致していることを確認する必要がある。

また、そもそも受注者が搬送業務全般の管理責任を負うことを踏まえ、免許証の写しの提出を求めることで何を担保するのか、その必要性を改めて整理するとともに、意義に乏しい場合には、免許証の写しの提出を廃止することも含めて、受注者及び市の手続を簡略化する余地が無いか継続的に検討されたい。

③ 人権啓発研修の受講状況の報告について(監査の結果)

地域清掃ごみ搬送業務では、その仕様書において、人権啓発研修を行い、その内容を市に報告する旨を受注者(受託者)に求めている。

地域清掃ごみ搬送業務委託仕様書 抜粋

6. 搬送業務従事者の行為に対する受託者の責任など

(3) 受託者は基本的人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権啓発にかかる研修を行うものとし、その内容を受注者に報告しなければならない。(様式 10)

受注者は仕様書のとおり研修実施報告書を提出しているが、当該報告書においては、①令和 2 年度秋期安全運転講習と②人権研修(障害者虐待防止)についての実施内容は記載されているものの、②については「2021 年 3 月の実施予定」と記載されている。報告書はあくまでも実施した内容の記載を求めるものであるため、研修を実施した後に提出するよう指導する必要がある。

V 個別の事業に関する監査の結果及び意見(家庭ごみ事業課関連)

1. ペットボトル分別収集事業

(1) 事業の概要

① 第3次環境基本計画における位置付け

区分	内容		
環境分野	廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会づくり		
環境目標	発生抑制・再使用と質の高いリサイクル(再生利用)の推進により、ごみの焼却処理量を令和9年度(2027年度)までに平成28年度(2016年度)比8%削減し、循環型社会の構築をめざす		
施策の方針	<p>4-3-1 廃棄物の減量に向けた発生抑制・再使用と質の高いリサイクルの推進</p> <p>②家庭系ごみ減量等に関する取組み</p> <p>[主な施策・事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域での3R活動の活性化 ・発生抑制・再使用の推進 ・再生資源集団回収の推進 ・多様な資源回収方法の構築 ・適切な分別排出の浸透 ・家庭系ごみの有料化の検討 <p>4-3-2 廃棄物の適正処理の推進</p> <p>①分別収集およびリサイクル、適正処理の推進</p> <p>[主な施策・事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時代の要請に応じた分別収集体制の推進 ・中間処理施設である豊中市伊丹市クリーンランドおよび最終処分先である大阪湾環境整備センター埋立処分場の安定した施設運用 		
関連する指標	項目	目標	令和2年度実績
	家庭系ごみ1人1日あたり排出量(g)(再生資源を除く)	約387g (H28年度(2016年度)実績: 約414g)	約423g
	資源化率(%)	約19% (H28年度(2016年度)実績: 約16%)	16%

② 事業内容

分別収集と並行して拠点回収を行うことで、市民の利便性を高め、分別行動の実践を通して市民の意識向上を図り、ペットボトルのリサイクルを推進する。

③ 事業実績

平成 4 年 10 月から大阪府廃棄物減量化・リサイクルモデル事業として事業を開始した。平成 5 年 4 月からは市の事業として継続実施している。

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額	24,878	25,240	25,735
決算額	24,346	24,208	25,283

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 2 年度 決算額	主な内容
需用費	1,555	消耗品(回収容器)
役務費	10	通信運搬費
委託料	23,717	ペットボトル搬送業務
合計	25,283	

(2) 監査の結果及び意見

① 運行車両の届出について(監査の意見)

ペットボトル搬送業務においては、2 者と委託契約を締結しており、その内 1 者との契約は次のとおりである。

【ペットボトル搬送業務契約の概要】

区分	内容
契約名	業務委託契約書
委託業務名	ペットボトル搬送業務

区分	内容
委託先	(特非)雇用支援センター
委託期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日
委託料	金16,140,972円(消費税及び地方消費税を含む)

(出所:市提供資料より監査人作成)

【ペットボトル搬送業務委託仕様書の概要】

区分	内容
2. 業務内容 (3) 車両の届け出	受託者は、車両についてあらかじめ届出をしなければならない。 また変更する必要がある場合も同様とする。

(出所:市提供資料より監査人作成)

ペットボトル搬送業務委託仕様書には、車両についてはあらかじめ届出をすることとされているが、受注者(受託者)に提出を求めたものは車検証の写し3枚のみである。車検証の写しだけでは、いつ誰が、何の目的で誰に対して提出したか等が明確ではない。

届出の様式を整え、その添付書類として車検証等の証明書類を提出する運用方法への変更を検討されたい。

② 人権啓発研修の受講状況の報告について(監査の結果)

ペットボトル搬送業務では、その仕様書において、人権啓発研修を行い、その内容を市に報告する旨を受注者に求めている。

受注者は仕様書のとおり研修実施報告書を提出しているが、研修の実施日について、「2020年10月」と記載されており、日にちの記載はない。更に、人権研修(障害者虐待防止)については、「障害者虐待防止、合理的配慮等の理解を深めるためテキスト形式により研修を行う。」ことを予定する旨の記載となっている。

報告書には、研修の実施日を明記することを求めるとともに、あくまでも実施した内容の記載を求めるものであるため、研修を実施した後に提出するよう指導する必要がある。

ペットボトル搬送業務委託仕様書 抜粋

6. 人権啓発研修の実施

受託者は従事者が基本的人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権啓発研修を行い、研修実施日、研修内容、研修受講者名などを報告(豊中市ごみ収集運搬業務委託(共通・特記)仕様書 様式-5)すること。

③ ペットボトル回収バッグ管理表の記載漏れについて(監査の意見)

ペットボトルの拠点回収を行うにあたっては、各拠点に回収用のボックスやバッグを貸し出しており、回収バッグについては、ペットボトル回収バッグ管理表(以下「バッグ管理表」という)で在庫数等を管理している。バッグ管理表には、日付、設置場所名、所在地、担当者、連絡先、回収業者、設置数、交換数、回収数、在庫数、納品数を記載されており、前回在庫数に納品数を加え、交換数を差し引くと今回の在庫数と一致することとなる。

バッグ管理表を閲覧したところ、令和3年6月9日に6個の交換が行われており、設置場所名の欄に「在庫確認」と記載されていた。正しくは、設置場所名の欄には設置先のマンション名を記載した上で、所在地等のその他の情報も記載しなければならないものであったが、その記載も行われていなかった。

バッグ管理表は、後日においても、その内容が分かるよう、漏れなく正確に記載することを徹底されたい。

2. 分別周知事業

(1) 事業の概要

① 第3次環境基本計画における位置付け

区分	内容		
環境分野	廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会づくり		
環境目標	発生抑制・再使用と質の高いリサイクル(再生利用)の推進により、ごみの焼却処理量を令和9年度(2027年度)までに平成28年度(2016年度)比8%削減し、循環型社会の構築をめざす		
施策の方針	4-3-1 廃棄物の減量に向けた発生抑制・再使用と質の高いリサイクルの推進 ②家庭系ごみ減量等に関する取組み [主な施策・事業] <ul style="list-style-type: none"> ・地域での3R活動の活性化 ・発生抑制・再使用の推進 ・再生資源集団回収の推進 ・多様な資源回収方法の構築 ・適切な分別排出の浸透 ・家庭系ごみの有料化の検討 		
関連する指標	項目	目標	令和2年度実績
	焼却処理量(t)	約95千t/年 H28年度(2016年度)比 約9千t(約8%)削減 H28年度(2016年度)実績: 約104千t	100,928t/年
	家庭系ごみ1人1日あたり排出量(g)(再生資源を除く)	約387g (H28年度(2016年度)実績: 約414g)	約423g
	資源化率(%)	約19% (H28年度(2016年度)実績: 約16%)	16%

② 事業内容

市民から、ごみの分別を通じた3R 推進の取組みへの理解と協力を得るため、出前講座、収集現場での市民との直接対話等、効果的な市民周知を通じて、ごみ減量や環境配慮意識の向上を図り、また、広報活動の充実化として、ごみカレンダーの作成・全戸配布等の取組みにより、市民サービスの質的向上を図る。

③ 事業実績

過去5年間の印刷物等発行状況は次のとおりである。また、平成28年4月からは、ごみと再生資源の出し方や収集日を手軽に検索できる分別アプリ「さんあーる」の配信も行っている。

〈回収量の推移〉

(単位:部)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度
2020(フレフ)ごみ減量(げん)通信	195,000	197,000	—	—	—
ハッピーごみ減量(げん)通信	—	—	197,600	200,000	200,000
わが家のごみカレンダー	218,820	217,150	220,570	220,810	225,300
ごみの日程表(全体版)	20,000	20,000	13,000	13,000	20,000
ごみと再生資源の分け方・出し方 ガイドブック	230,000	—	—	—	—
ごみと再生資源の分け方・出し方 ガイドブック(増刷分)	17,000	—	—	14,200	10,000
水銀使用廃製品等の出し方周知チラシ	—	195,000	—	—	—
特別収集チラシ	85,000	—	—	—	—
ひと声ふれあい収集リーフレット	5,000	—	—	—	—
集団回収 PR リーフレット	6,000	3,000	8,000	1,800	—
雑がみ回収袋	—	—	1,500	4,000	—
カラス対策ガイド	—	—	—	—	30,000
ごみと再生資源の分け方・出し方 早わかりガイド	—	—	—	—	6,500

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額	12,400	12,399	13,654
決算額	11,970	12,191	12,491

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 2 年度 決算額	主な内容
報酬	2,187	会計年度任用職員
職員手当等	154	職員手当
旅費	50	費用弁償
需用費	5,745	消耗品費、印刷製本費
役務費	505	筆耕翻訳料
委託料	3,824	わが家のごみカレンダー等宅配業務
使用料及び賃借料	24	自動車借上料
合計	12,491	

(2) 監査の意見

① 分別冊子の在庫確認表について(監査の意見)

本件周知事業を行うにあたり、わが家のごみカレンダーや各種のガイドブック等といった印刷物を市民に配布しており、各印刷物の在庫数や入出庫数は、在庫管理表に記録して管理している。

サンプルとして、「ごみと再生資源の分け方・出し方ガイドブック」に係る在庫管理表を閲覧したところ、在庫部数に誤りがあった。在庫管理表においては、前回の在庫部数に新たな納品数を加え、配達部数を差し引くことにより、その時点における在庫部数が計算されるが、令和 3 年 4 月 27 日に 15,000 部を納品した際、前回の在庫部数 83 部を足し忘れ、本来、15,083 部とすべき在庫部数を 15,000 部と記録していたものである。

現状の在庫管理表は手計算により在庫部数を算出しているが、今後、在庫部数を自動で算出できるような設定にするとともに、月末や納品時等においては、定期的に、

実際の在庫部数と管理表の在庫部数とが一致していることを確認する等、適切な在庫管理に努められたい。

② 複数事業者からの参考見積書の徴取について(監査の意見)

「2021 年度版わが家のごみカレンダー」に係る印刷製本業務の入札に際しては、5 者による指名競争入札が行われ、第 1 回目の入札で落札者が決定されている。

入札の結果は次のとおりであり、落札率は 100%であった。

〈入札結果の概要〉

予定価格(円)	3,064,080		
最低制限価格	設定なし		
No.	業者名	入札金額(円)	結果(落札率)
1	菊田印刷(株)	3,064,080	落札(100%)
2	A	3,379,500	
3	B	3,604,800	
4	C	3,717,450	
5	D	3,785,040	

(注)落札率は、予定価格に対する落札額の割合。

(出所:市提供資料より監査人作成)

本件印刷製本業務に係る予定価格は、予算書の金額をそのまま使用しているが、予算書の金額は、前年度の落札業者である菊田印刷(株)から参考見積書を徴取し、当該見積額を予算額としている。

令和 2 年度における入札においては、前年度の落札事業者である菊田印刷(株)が、提出した参考見積書と同額で応札し、それが最も低い金額であったため、結果として落札率が 100%となっている。

入札の手続きとして特に不適切な点は無いものの、予定価格の算定に際しては、前年度の落札業者以外の者からも広く見積書を徴取して検討を行う等、より競争性が発揮される余地の有無を継続的に検討されたい。

③ 競争入札の適用の継続的な検討について(監査の意見)

2021 年度版わが家のごみカレンダー等宅配業務委託契約の概要は次のとおりである。

【2021 年度版わが家のごみカレンダー等宅配業務委託契約の概要】

区分	内容
契約名	宅配業務委託契約
委託先	株式会社リビングプロシード 大阪支社
委託期間	令和 3 年 3 月 1 日から令和 3 年 3 月 19 日まで
随意契約理由	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当) 本業務の履行に当たっては、配布員の適正配置がなされていること、配布員との円滑な連絡体制が構築されていること、各種トラブル発生時に迅速な対応処理が可能であること等、高度に組織化された盤石な配布体制等の保有が必要である。これらの条件は、広報とよなか等宅配業務と同等であるため、当該業務の受託者による配布体制等を活用することで、本業務の実施が確実に保証されることから、当該業者と随意契約により契約を締結するものである。
委託料	2 点宅配 1 部当たり 17.8 円(消費税及び地方消費税を除く)

(出所:市提供資料より監査人作成)

事業者の選定は随意契約により行われており、その根拠として、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するものとしている。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 抜粋

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

第 2 号を適用する場合には、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であるかどうかによって随意契約の適否が判断される。

所管課においては、わが家のごみカレンダーは、他の広告物と比較しても、より確実に市内全域の各家庭に配布されることが望ましい中、現在の受注者(受託者)である株式会社リビングプロシードは広報とよなか等宅配業務を請け負っており、その実績等から当該事業者の信頼度は高く、他に当該業務を同程度の品質及び費用で実施できる業者が見受けられないとして第 2 号を適用している。

しかし、委託業務の内容としては配達業務であり、例えば、宅配業者が参入する等すれば、現在の受注者のみに特定される業務とは言えない。今後、本業務において

は随意契約を前提とすることなく情報収集を継続し、競争入札の採用による効率化の余地を継続的に検討されたい。

④ 市民からの再配布依頼時における要因確認等のルール化について (監査の意見)

2021年度版わが家のごみカレンダー等宅配業務は、令和3年3月1日から令和3年3月19日までの期間において、市内195,343世帯に配布を行っているが、カレンダーの配布後、市民からの問い合わせに応じて、受注者は43件の再配送を行っており、契約期間終了後においても、市職員によって492件の再配送が行われている。

一方、2021年度版わが家のごみカレンダー等宅配業務仕様書においては、受注者による配布確認を行うことが定められている。

2021年度版わが家のごみカレンダー等宅配業務仕様書 抜粋

8. 配布確認

受注者は配布のつど、概ね2,000世帯に1件の割合で無作為抽出し、配布完了を確認し報告すること。

令和3年3月23日付けにて市に提出された配布確認に係る報告書によれば、配布確認対象世帯として、無作為で100件を抽出し、結果として、配布漏れは無かったとのことである。

所管課によれば、再配送の要因を確実に把握することは困難であるが、多くは追加の配布や誤廃棄等により配布が無かったものと誤認した上での配布依頼等であり、配布漏れの可能性は低いものと想定しているとのことであるが、実際に配布漏れが含まれている可能性もある。

受注者自身に配布確認を実施させることは、受注者に対する牽制の効果等もあり、一定の意義を有するが、あくまで受注者による確認であり、その正確性までは担保できるものではない。確かに、再配送の全てが配布漏れによるものであったとしても、配布世帯数195,343世帯の0.25%程度にとどまっているものの、一定数の再配送が生じていることも事実である。

例えば、市民から、配送漏れによる再配送の依頼等があった場合においては、事情等を聴取した上で、必要な場合には近隣の住宅や同一の集合住宅内の配布状況をサンプルで確認し、再配送の原因を一定程度把握・分類する等の対応方法をルール化することを検討されたい。

3. 分別収集事業

(1) 事業の概要

① 第3次環境基本計画における位置付け

区分	内容		
環境分野	廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会づくり		
環境目標	発生抑制・再使用と質の高いリサイクル(再生利用)の推進により、ごみの焼却処理量を令和9年度(2027年度)までに平成28年度(2016年度)比8%削減し、循環型社会の構築をめざす		
施策の方針	<p>4-3-1 廃棄物の減量に向けた発生抑制・再使用と質の高いリサイクルの推進</p> <p>②家庭系ごみ減量等に関する取組み</p> <p>[主な施策・事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域での3R活動の活性化 ・発生抑制・再使用の推進 ・再生資源集団回収の推進 ・多様な資源回収方法の構築 ・適切な分別排出の浸透 ・家庭系ごみの有料化の検討 <p>4-3-2 廃棄物の適正処理の推進</p> <p>①分別収集およびリサイクル、適正処理の推進</p> <p>[主な施策・事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時代の要請に応じた分別収集体制の推進 ・中間処理施設である豊中市伊丹市クリーンランドおよび最終処分先である大阪湾環境整備センター埋立処分場の安定した施設運用 		
関連する指標	項目	目標	令和2年度実績
	焼却処理量(t)	約95千t/年 H28年度(2016年度)比 約9千t(約8%)削減 H28年度(2016年度)実績: 約104千t	100,928t/年

区分	内容		
	家庭系ごみ1人1日あたり排出量 (g) (再生資源を除く)	約 387g (H28 年度(2016 年度)実績: 約 414g)	約 423g
	資源化率 (%)	約 19% (H28 年度(2016 年度)実績: 約 16%)	16%

② 事業内容

3R の推進とセーフティネットの観点から、市内全域をごみ種別に公民が分担して効率的なごみ収集運搬業務を行う。委託事業者は、可燃ごみと不燃ごみ及び粗大ごみの収集運搬、市は、再生資源(プラスチック製容器包装、ペットボトル、空き缶・危険ごみ、ガラスビン、紙・布)の収集運搬を担っている。

③ 事業実績

循環型社会の構築として、ごみの減量、資源化率の向上をめざし、分別収集業務を行っている。直近 5 年間における資源化率の推移は次のとおりである。

〈資源化率の推移〉

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
資源化率	15.7%	15.5%	15.1%	15.2%	16.0%

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額	14,597	13,656	15,488
決算額	14,862	21,007	22,287

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 2 年度 決算額	主な内容
報酬	10,642	会計年度任用職員
職員手当等	724	職員手当

節	令和 2 年度 決算額	主な内容
旅費	662	費用弁償
需用費	5,273	消耗品費
役務費	2,650	通信運搬費
使用料及び賃借料	1,885	システム使用料
備品購入費	448	器具備品
合計	22,287	

(2) 監査の意見

① ごみ散乱防止ネットの在庫確認表について(監査の意見)

市では、カラス等によるごみの散乱を防止するため、ごみ散乱防止ネット(以下「防止ネット」という。)の貸出を行っている。防止ネットは「大(3m×4m)」と「小(2m×3m)」の2種類が準備され、大小防止ネットの在庫数や入出庫数は令和2年度「ごみ散乱防止ネット管理表」に記録することとしている。

当該管理表を閲覧したところ、6月に「大200枚」の入荷と記録されていたが、納品を受けて発行される請求書における納品確認印の日付は8月21日であった。

ごみ散乱防止ネット管理表の作成にあたっては、実際の入荷日を正確に記録するとともに、管理表の在庫数量と現物の数量が一致していることを定期的に確認する等し、正確な在庫管理を図られたい。

4. 再生古紙布売払収入(歳入)

① 第3次環境基本計画における位置付け

第3次環境基本計画において特段の位置付けはされていない。

② 契約の概要

市は古紙布に関しては、豊中市古紙布売却契約に基づき事業者に売却しており、売却金額については、種別及び品目ごとの単価契約としている。

【豊中市古紙布売却契約の概要】

契約名	古紙布売却(単価契約)
事業者	都市クリエイト株式会社
売却単価	(1)古紙 ・新聞紙 0.1円 ・段ボール 1.5円 ・雑誌等 0.1円 ・紙パック 1.0円 (古布) ・古布 1.5円 (消費税及び地方消費税を除く。)
売却料総額(見込)	1,359,710円(消費税及び地方消費税を含む。)
契約期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

③ 関連する歳入項目

(単位:千円)

項	細々節	令和2年度 決算額	主な内容
財産収入	再生古紙売払収入	1,804	古紙布売却収入

(2) 監査の意見

① より市場相場を反映した予定価格の算定について(監査の意見)

古紙布売却については、売買契約業者を競争入札によって決定している。令和2年度の業者選定に際しては、令和2年1月21日に一般競争入札が行われたが、予

定価格を満たす事業者がおらず、不調となったため、令和2年2月12日に第2回目の入札が指名競争入札により行われ、落札業者が決定した。

第1回目と第2回目の入札における予定価格は表48のとおりであり、第1回目の入札が不調になった原因は、予定価格の設定が市場相場よりも高すぎたことによるものと考えられる。

表48 古紙布売却時における予定価格

品目	予定数量 (kg)	予定価格(税抜、円)			
		第1回 (令和2年1月21日)		第2回 (令和2年2月12日)	
		単価(円)	推定総価 (千円)	単価(円)	推定総価 (千円)
新聞紙	56,000	5.0	280	0.5	28
段ボール	359,000	4.0	1,436	1.1	394
雑誌等	3,355,000	3.5	11,742	0.1	335
紙パック	13,000	3.0	39	1.0	13
古布	229,000	3.0	687	1.1	251
合計		—	14,184	—	1,023

(出所:市提出資料より監査人が作成)

第1回目と第2回目の入札の間は3週間程度であるが、9割以上も予定価格を引き下げた品目もある。このような変動が生じた要因として、予算編成後における市場相場の変動を、予定価格の算定に取り込まなかったことが挙げられる。

第1回目の入札に使用した予定価格は令和2年度の予算編成時の金額を用いているが、当該予算編成のために用いた参考見積書は、令和元年9月27日に入手したものである。その後、新型コロナウイルス感染症の影響等により古紙布の引き取り相場は大きく下落しており、所管課としても把握していたものの、下落がどの程度継続するのか見通せない等として、予定価格へは反映していない。

なお、「古紙布売却に係る一般競争入札の結果について」の決裁文書には、「予定価格算定基礎」が添付されており、「今年度の取引実績と市場相場を勘案し、予定価格とした。」と記載している。

確かに、新型コロナウイルス感染症の影響による古紙布の引き取り価格の下落は急激なものであり、その見通しを立てるには不確実な要素も大きかったことも事実である。しかし、第1回目の入札を行う時点において、引き取り価格が大幅に下落していること

は認識しており、本来、財政課と協議の上で予定価格を市場相場に沿ったものとする
ことが望ましかったものといえる。

今後、古紙布の売払いのように市場相場の変動が想定される取引については、相
場変動の状況を勘案し、より直近の相場動向を反映した予定価格を算定されたい。

② 契約書における単価の記載について(監査の意見)

豊中市古紙布売却契約書には単価の記載があり、新聞紙については「0.1 円」と記
載されている。単価は、単位当たりの価格で記載する必要があるため、正しくは「0.1 円
(1 kg 当たり)」と記載すべきである。

5. ごみ収集業務委託事業

(1) 事業の概要

① 第3次環境基本計画における位置付け

区分	内容		
環境分野	廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会づくり		
環境目標	発生抑制・再使用と質の高いリサイクル(再生利用)の推進により、ごみの焼却処理量を令和9年度(2027年度)までに平成28年度(2016年度)比8%削減し、循環型社会の構築をめざす		
施策の方針	4-3-1 廃棄物の減量に向けた発生抑制・再使用と質の高いリサイクルの推進 ②家庭系ごみ減量等に関する取組み [主な施策・事業] ・地域での3R活動の活性化 ・発生抑制・再使用の推進 ・再生資源集団回収の推進 ・多様な資源回収方法の構築 ・適切な分別排出の浸透 ・家庭系ごみの有料化の検討 4-3-2 廃棄物の適正処理の推進 ①分別収集およびリサイクル、適正処理の推進 [主な施策・事業] ・時代の要請に応じた分別収集体制の推進 ・中間処理施設である豊中市伊丹市クリーンランドおよび最終処分先である大阪湾環境整備センター埋立処分場の安定した施設運用		
関連する指標	項目	目標	令和2年度実績
	焼却処理量(t)	約95千t/年 H28年度(2016年度)比 約9千t(約8%)削減 H28年度(2016年度)実績:約104千t	100,928t/年 2.6%削減

② 事業内容

本事業は、「令和2年度 一般廃棄物処理実施計画」(以下「一般廃棄物処理計画」という。)に基づいて実施されている。ここでは、一般廃棄物処理計画の中で、収集運搬業務に関する項目についてその概略を記載する。

1) 一般廃棄物の収集・運搬及び処理等の主体

一般廃棄物の収集・運搬及び処理等の主体は下表のとおりである。収集運搬は公民役割分担の観点からごみ種別で行っている。可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみは民間事業者へ委託し、再生資源については市が直営で収集している。

表 49 一般廃棄物の収集・運搬及び処理等の主体

種類	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	紙・布 ※1	空き缶 ※2
収集・運搬	豊中市(委託業者7者)	豊中市(委託業者7者)	豊中市(委託業者1者)	豊中市(直営)	豊中市(直営)
中間処理	クリーンランド	クリーンランド	クリーンランド	クリーンランド 民間事業者	クリーンランド
最終処分	大阪湾広域 臨海環境整備センター	大阪湾広域 臨海環境整備センター	大阪湾広域 臨海環境整備センター	資源化	資源化
種類	ガラスビン	ペットボトル	プラスチック製容器包装	使用済小型家電	水銀使用廃製品
収集・運搬	豊中市(直営)	豊中市(直営・委託業者2者)	豊中市(直営)	豊中市(直営)	豊中市(直営)
中間処理	クリーンランド	クリーンランド	クリーンランド	民間事業者	民間事業者
最終処分	資源化	資源化	資源化	資源化	民間事業者
種類	特定家庭用機器一般廃棄物	臨時ごみ	事業系ごみ	実験動物	魚腸骨
収集・運搬	豊中市(直営)、許可業者10者	豊中市(直営)、許可業者10者	許可業者10者	許可業者1者	許可業者4者
中間処理	民間事業者	クリーンランド	クリーンランド	民間事業者	民間事業者
種類	特定家庭用機器一般廃棄物	臨時ごみ	事業系ごみ	実験動物	魚腸骨
最終処分	資源化	大阪湾広域 臨海整備センター	大阪湾広域 臨海整備センター	大阪湾広域 臨海整備センター	飼料化

(注1) 上表中の「クリーンランド」は、豊中市伊丹市クリーンランド。

(注2) 紙・布は、豊中市伊丹市クリーンランドと民間事業者とへ振分搬入し、それぞれで中間処理を行う。

(注3) 危険ごみを含む。以下の表でも同じ。

(出所: 市提出資料より監査人が作成)

2) 一般廃棄物の収集方法

一般廃棄物の収集は以下の要領で実施している。

表 50 一般廃棄物の収集の方法及び収集回数

種類	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	紙・布	空き缶
方法	ステーション 各戸収集	ステーション 各戸収集	各戸収集 (有料)	ステーション 各戸回収	ステーション 各戸回収
収集回数	2回/週	1回/4週	1回/月 戸別申込制	1回/2週	1回/2週
種類	ガラスビン	ペットボトル	プラスチック 製容器包装	使用済 小型家電 ※3	水銀使用 廃製品
方法	ステーション	ステーション 各戸回収 拠点回収	ステーション 各戸回収	拠点回収	拠点回収
収集回数	1回/2週	ステーション 各戸回収1回/4週 拠点回収1・2回/月	1回/週	拠点回収 1回/週	拠点回収 1回/週
種類	特定家庭用 機器一般廃 棄物	臨時ごみ	事業系ごみ	実験動物	魚腸骨
方法	各戸回収 (有料)	各戸収集 (有料)	各戸収集 (有料)	各戸収集 (有料)	各戸収集 (有料)
収集回数	随時 戸別申込制	随時 戸別申込制	定期	随時	定期

(出所: 市提出資料より監査人が作成)

3) 家庭系一般廃棄物の収集体制

家庭系一般廃棄物の収集体制は次のとおりである。

① 市収集(定期収集)

〈収集体制〉

作業係、正規職員 125 名、会計年度 3 名の 3 係 15 班体制

〈収集品目及び処分の流れ〉

・プラスチック製容器包装(週1回)	⇒	クリーンランドで選別	⇒	リサイクル
・空き缶・危険ごみ(2週間に1回)	⇒	クリーンランドで選別	⇒	リサイクル
・ペットボトル(4週間に1回)	⇒	クリーンランドで選別	⇒	リサイクル
・ガラスビン(2週間に1回)	⇒	クリーンランドで選別	⇒	リサイクル
・紙・布(2週間に1回)	⇒	クリーンランドで選別	⇒	リサイクル
	⇒	都市クリエイトで選別	⇒	リサイクル

・使用済小型家電(拠点回収)	⇒	認定業者に引渡し選別	⇒	リサイクル
・水銀使用廃製品(拠点回収)	⇒	クリーンランド	⇒	認定業者に引渡し選別 ⇒リサイクル

② 委託収集(定期収集)				
〈収集体制〉				
・可燃ごみ・不燃ごみ 10 区域、粗大区を含む 11 区域を 7 業者で回収				
・ペットボトル(拠点回収) 2 業者((特非)雇用センター・シルバー人材センター)で回収				
〈収集品目及び処分の流れ〉				
・可燃ごみ(週 2 回)	⇒	クリーンランドで焼却	⇒	焼却残滓埋立 (フェニックス)
・不燃ごみ(4 週間に1回)	⇒	クリーンランドで破碎・選別	⇒	焼却・埋立・リサイクル
・粗大ごみ(申込制・月1回)	⇒	クリーンランドで破碎・選別	⇒	焼却・埋立・リサイクル
・ペットボトル(拠点回収)	⇒	クリーンランドで選別	⇒	リサイクル

③ 事業実績

過去 5 年間における家庭系一般廃棄物の排出量実績は次のとおりである。

(単位:人、トン)

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
人口	396,014	397,490	398,295	400,329	401,679	
家庭系	可燃ごみ	57,043	57,102	57,302	57,308	58,012
	不燃ごみ	1,878	2,114	2,598	2,294	2,589
	粗大ごみ	917	975	1,175	1,270	1,485
	紙・布	6,271	6,154	6,015	6,075	6,953
	ガラスびん	2,257	2,191	2,098	2,032	2,163
	プラ製容器 包装	3,706	3,563	3,487	3,490	3,650
	ペットボト ル	732	741	767	788	853
	空き缶・危 険ごみ	572	629	632	664	768

(出所:市提出資料より監査人が作成)

上表より人口の増加に伴いごみの量も微増していることがわかる。最近 5 年間は、市民 1 人あたりのごみ排出量もほぼ横ばい状態が続いている。一方、令和 2 年度は

新型コロナウイルス感染症対策等で自宅にいる時間が増えた市民が多く、市民 1 人あたりのごみ排出量は大きく増加している。

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額	715,527	726,032	739,202
決算額	703,196	712,920	726,386

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 2 年度 決算額	主な内容
報酬	8,621	会計年度任用職員
職員手当等	777	職員手当
旅費	336	費用弁償
委託料	716,651	ごみ収集運搬業務
合計	726,386	

(2) 監査の結果及び意見

① 過積載への対応について(監査の結果)

トラック等の車両には最大積載量が定められている。この最大積載量を超えた量の荷物を積載して走行することは過積載とされ、道路交通法や貨物自動車運送事業法等の法律に基づき罰則の対象となる。

ここで、ごみ収集運搬業務を委託している 7 事業者から市に提出された直近の事故報告(令和 3 年 4 月分から 7 月分途中)を閲覧したところ、以下のような報告がなされていた。

なお、家庭系ごみの収集体制については、『② 事業内容 3) 家庭系一般廃棄物の収集体制』に記載したとおり、可燃ごみ及び不燃ごみについては 10 区、また、粗大ごみについては粗大区(市内全域)と区割し、これを 7 業者で回収にあたっている。

表 51 過積載に係る報告回数

区分	R3 年 4 月	R3 年 5 月	R3 年 6 月	R3 年 7 月
過積載に係る 各区の報告回 数	3 区:1 回 7 区:1 回 粗大区:1 回	3 区:1 回 4 区:1 回 5 区:1 回 7 区:3 回	1 区:6 回 2 区:1 回 7 区:2 回	2 区:1 回 4 区:1 回 10 区:1 回

(出所:市提出資料より監査人が作成)

過積載は、クリーンランドにごみを搬入する際、ごみの重量を量るため必ず判明するものである。上記の報告内容を見ると、同じ事業者が繰り返し過積載をしているケースも散見される。

過積載については、季節、曜日、天候等によって、ごみの重量(主に水分による。)が増すことで推測できるはずであり、そのような場合だけでも収集車両の台数を増やす等の対応は可能である。事実、多くの事業者がそのような場合には台数を増やして対応している。特に、市としては、繰り返し過積載をする事業者に対しては厳格に指導していく必要がある。

また、上記の報告内容には、繰り返し過積載をする事業者が車両の調達を近々に行うため、それにより過積載は解消する、という主張を記載しているものがあつた。これは、新しい車両が調達できるまでの間は違法状態を黙認するように要請しているとも受け取れ、また市もそれに応じていると見られる。このような状況は認められず、予備の車両の用意は事業者の責任で行うよう指導し、即時に是正措置を講じるように徹底すべきである。

② 委託業務従事者に対する研修について(監査の結果)

本事業では、委託業者に対し、業務上必要と判断される心得や知識にかかる研修を実施するよう豊中市ごみ収集運搬業務委託共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)で定めている。

共通仕様書 抜粋

(委託業務従事者の行為に対する受託者の責任など)

第 12 条 受託者は、委託業務従事者の行為について、全ての責任を負わなければならない。

(2~6 省略)

7 受託者は、委託業務従事者に対し、次に掲げる研修を毎年実施し、その結果を委託者に研修実施報告書(様式5)で報告するとともに、指導監督に努めなければならない。

- | |
|--|
| (1) 人権を傷つけることがないようにするための人権研修
(2) 交通事故防止のための交通安全研修
(3) 災害防止のための安全衛生研修
(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)その他関連法令の遵守に係る研修
(5) その他委託業務の従事に関し必要と思われる研修
(8~12 省略) |
|--|

これらの研修について、最近 4 年間における実施状況を確認したところ、次のような状況であった。

表 52 仕様書に定める研修の実施状況

区分	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
(1) 人権啓発研修を実施した委託業者数	7	3	2	2
(2) 交通安全研修を実施した委託業者数	7	3	3	2
(3) 安全衛生研修を実施した委託業者数	7	1	2	1

※ (1)から(3)は、共通仕様書第 12 条第 7 項の号番号を指す。

※ 委託業者の総数は全ての年度において 7 者である。

(出所:市提出資料より監査人が作成)

表 51 のとおり、平成 29 年度においては、全ての事業者が上記 3 つの研修を実施していたが、平成 30 年度以降は研修を実施する事業者が減少している。理由としては、経営者が毎年度同じ内容の研修を実施する意義を見出せないと考えたか、あるいは、経営上の理由から従業員に間接業務をさせたくないと判断した等が考えられる。

いずれにせよ、どの研修も業務に従事する者が習得すべき技能にかかるものであることから、少なくとも年 1 回は必ず実施すべき内容である。以後、市は、事業者に対し研修の実施を促し、これについての実施報告を提出するように指導する必要がある。

③ 車両点検表の確認について(監査の意見)

ごみ収集運搬業務を委託している事業者から、市に対して収集日報等が提出される。この収集日報等には、業務に用いる車両の点検表が添付されている。

共通仕様書 抜粋 (機材の調達及び点検)

- 第 10 条 受託者は、受託業務の処理に必要な収集運搬車両などの機材は、自己の責任で調達しなければならない。
- 2 収集運搬車両は、大気汚染の防止等を勘案し、より環境への負荷の少ない車両にするよう努めること。
 - 3 収集運搬車両などの機材は、善良なる管理者の注意を持って法令による点検整備のほか十分な日常点検及び整備を実施し、適切かつ清潔な状態を常に保持すること。
 - 4 委託者は、受託者が委託業務の処理に使用する収集運搬車両などの機材について随時点検し、必要あるときは、取換え又は補修を命じることができる。

車両の点検表は、上記の共通仕様書の記載に基づき、全ての事業者から提出されているが、その確認欄のチェック状況は次のようであった。なお、点検表は令和 3 年 6 月度のものである。

表 53 車両の点検表に係る確認状況

区割	確認の状況
1 区	運行管理者、係長、主任欄、全て記載なし。
2 区	月締確認者、課長補佐、環境業務課長、安全運転管理者、車輛担当、主査欄、全て記載なし。
3 区	運行管理者、係長、主任欄、全て記載なし。
4 区	点検者印欄に署名があるが、確認者欄の記載はなし。
5 区	点検者欄に署名あり、現場管理責任者、事務所欄に押印がある。
6 区	月締確認者、課長補佐、環境業務課長、安全運転管理者、車輛担当、主査欄、全て記載なし。
7 区	点検実施者欄、専務確認印、社長確認印欄、全て記載なし。
8 区	点検者印欄に署名があるが、確認者欄の記載はなし。
9 区	点検実施者、責任者確認欄、いずれにもサイン、押印がある。
10 区	点検者欄に記名がある。運行管理者欄には押印がある。
粗大区	運行管理者欄に押印がある。

(出所: 市提出資料より監査人が作成)

車両点検表には、点検を実施した者及びその確認者の欄があるが、ここにサインがなく、誰が点検したのか、誰がそれを確認したのかが不明なものが少なからずあった。

仮にも共通仕様書に沿って実施した点検業務を市に報告することを目的として車両点検表を提出しているのであるから、事業者は車両の点検者及びその確認者についても明確に報告すべきであるし、また、市はそのように指導する必要がある。

6. 粗大ごみ関連

(1) 事業の概要

① 第3次環境基本計画における位置付け

区分	内容		
環境分野	廃棄物の減量および適正処理を通じた循環型社会づくり		
環境目標	発生抑制・再使用と質の高いリサイクル(再生利用)の推進により、ごみの焼却処理量を令和9年度(2027年度)までに平成28年度(2016年度)比8%削減し、循環型社会の構築をめざす		
施策の方針	4-3-1 廃棄物の減量に向けた発生抑制・再使用と質の高いリサイクルの推進 ②家庭系ごみ減量等に関する取組み [主な施策・事業] ・地域での3R活動の活性化 ・発生抑制・再使用の推進 ・再生資源集団回収の推進 ・多様な資源回収方法の構築 ・適切な分別排出の浸透 ・家庭系ごみの有料化の検討 4-3-2 廃棄物の適正処理の推進 ①分別収集およびリサイクル、適正処理の推進 [主な施策・事業] ・時代の要請に応じた分別収集体制の推進 ・中間処理施設である豊中市伊丹市クリーンランドおよび最終処分先である大阪湾環境整備センター埋立処分場の安定した施設運用		
関連する指標	項目	目標	令和2年度実績
	焼却処理量(t)	約95千t/年 H28年度(2016年度)比 約9千t(約8%)削減 H28年度(2016年度)実績:約104千t	100,928t/年 2.6%削減

② 事業内容

本事業は、粗大ごみ受付センターによる粗大ごみ等の受付や粗大ごみ処理券の作成、粗大ごみ処理手数料収納事務にかかる受注者との調整等を行うものである。なお、

粗大ごみの収集運搬については、前述した『1. ごみ収集業務委託事業』に含まれる業務である。

以下、本事業における主な事業の内容について説明する。

1) 粗大ごみ処理券販売手数料

粗大ごみ処理券の販売手数料である。市では、粗大ごみ処理券の販売を、日本郵便株式会社、コンビニエンスストア各社、生活協同組合、スーパーマーケット等に委託している。

粗大ごみ処理券は 300 円券と 600 円券の 2 種類があり、販売代金の 10%が手数料として各販売委託先に支払われている。令和 2 年度における決算額は 7,662 千円であった。

2) 豊中市粗大ごみ等受付業務委託

本業務の主な業務内容は、粗大ごみ受付センターの運営管理業務、粗大ごみ等処理申込受付業務、問合せ等対応業務、インターネット申込み仮受付から本受付への登録業務、等である。株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクトとの間で、5 年間（平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日）の長期継続契約を締結しており、令和 2 年度の契約金額は 20,512 千円である。

本業務の委託事業者選定にあつては、平成 29 年度において 4 事業者参加によるプロポーザル方式により選定が行われた経緯がある。

3) 豊中市粗大ごみ等受付システム運用保守業務

市の粗大ごみ等受付システムの運用保守業務である。内容は、使用料のライセンス料金や運用支援サービスの対価である。株式会社オーイーシーとの間で、5 年間（平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日）の長期継続契約を締結しており、令和 2 年度の契約金額は 4,276 千円である。

株式会社オーイーシーは本システムの開発業者であり、本業務については随意契約によっている。なお、本システムは平成 30 年 4 月より運用しているが、この開発業者の選定にあつては 4 事業者参加によるプロポーザル方式により選定が行われた経緯がある。

③ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額	53,732	39,596	39,924
決算額	37,450	37,733	39,966

④ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和 2 年度 決算額	主な内容
報酬	1,814	会計年度任用職員
職員手当等	127	職員手当
旅費	50	費用弁償
需用費	3,208	粗大ごみ処理券印刷製作費用
役務費	8,836	粗大ごみ処理券販売手数料
委託料	24,789	豊中市粗大ごみ等受付システム運用保守業務、豊中市粗大ごみ等受付業務
使用料及び賃借料	1,138	
合計	39,966	

⑤ 関連する歳入項目

(単位:千円)

項	細々節	令和 2 年度 決算額	主な内容
使用料及び手数料	ごみ処理手数料 (粗大ごみ)	69,836	

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
現年度分	53,826	58,166	69,836
過年度分	—	—	—

(2) 監査の意見

① 受益者負担水準の見直しについて(監査の意見)

粗大ごみの収集は、『1. ごみ収集業務委託事業』の事業概要に記載したとおり、有料で行われており、市はこれにかかる手数料収入を得ている。表 54 に示すのは、最近 4 年間における粗大ごみの収集にかかる手数料収入とこれにかかる費用の関係である。

表 54 粗大ごみの収集にかかる手数料収入とこれにかかる費用の推移

(単位:円)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
手数料収入 A	45,192,600	53,826,000	58,166,700	69,836,700
委託料 ^{※1}	73,531,979	73,707,039	74,681,781	75,620,136
関連支出 ^{※2}	34,739,404	37,450,869	37,733,159	39,966,407
費用合計 B	108,271,383	111,157,908	112,414,940	115,586,543
A/B	41.7%	48.4%	51.7%	60.4%
年間処理件数	111,924 件	132,899 件	145,074 件	174,726 件

※1:前記した『1. ごみ収集業務委託事業』における粗大区の委託料である。

※2:本事業の支出額である。

(出所:市提出資料より監査人が作成)

このように粗大ごみ収集にかかる手数料収入は最近 4 年間で大きく増加している。これは台風等の災害により家電や家具の廃棄が増えたことも原因であるが、年々の変化を見ると特定の原因によらず増加傾向にあるといえる。

一方で、表中の「A/B」で示した値は、収集にかかる費用のうちどれくらいが手数料収入で賄われているかというものである。この値、すなわち受益者負担割合は、年々増加しており、令和 2 年度においてはついに 60%を超えている。これは、手数料収入が増えているにもかかわらず、それに伴う費用の増加がないことに起因している。

市は、「歳入確保に係る基本方針(平成 24 年 7 月)」において、原則として 100%が受益者負担割合の望ましい水準であるとしている。粗大ごみの収集手数料については平成 19 年度の有料化開始当初より一度も価格改定を行っていない。ここで妥当な手数料の金額、すなわち適正な負担のあり方について検討することも必要であると考える。

VI 個別の事業に関する監査の結果及び意見(事業ごみ指導課関連)

1. し尿処理・運搬業務

(1) 事業の概要

① 第3次環境基本計画における位置付け

第3次環境基本計画において特段の位置付けはされていない。

② 事業内容

本事業は、「令和2年度 一般廃棄物処理実施計画」(以下「一般廃棄物処理計画」という。)に基づいて実施されている。一般廃棄物処理計画における、し尿処理・運搬業務に関する項目の概要は以下のとおりである。

1) 一般廃棄物の処理主体

一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥(以下「し尿等」という。))の収集・運搬及び処理等の主体は下表のとおりである。

種類	し尿	浄化槽汚泥
収集・運搬	豊中市 委託先業者1者	許可業者8者
処理	伊丹市に委託	伊丹市に委託

2) し尿等の収集・運搬方法

収集区域は市内に点在している。その他収集・運搬方法については、次のとおりである。

種類	し尿(定期)	し尿(臨時)	浄化槽汚泥
対象	一般家庭 28世帯56人	工場現場、事業者	浄化槽使用者
収集回数	概ね月2回	臨時申込制	申込制
手数料	4人まで月660円 1人増すごとに1人につき月150円	100リットルまで5,620円 100リットルを超える部分につき100リットルまでごとに1,120円	1キロリットルまでごとに1,500円

3) し尿処理施設について

豊中市・伊丹市のし尿処理事業として、昭和 39 年度に竣工した豊中市伊丹市清掃施設組合第 2 清掃工場(日量 300kℓ/日)により、豊中市・伊丹市のし尿等の受入れを開始した。その後、同工場は老朽化に伴い平成 3 年度に廃止され、平成 3 年度以降は、豊中市・伊丹市それぞれで施設を建設し、処理を開始した。

さらに、その後、豊中市では、豊中市伊丹市クリーンランドのごみ焼却施設建替えにより、豊中市サンテーション(し尿中継施設)を解体する必要が生じたが、次期サンテーションの用地確保が困難なことから、伊丹市と協定を締結し、平成 20 年度から伊丹市し尿公共下水道放流施設にて豊中市のし尿等の受入れを開始した。

なお、豊中市は、伊丹市に対し、し尿等の受入れ対価として委託料 30,132,800 円(令和 2 年度実績)を支払っている。

③ 事業実績

過去 5 年間におけるし尿の収集量実績は次のとおりである。

区分		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元年度	R2 年度	
し尿	世帯数	40	38	31	29	28	
	人口(人)	76	73	62	58	56	
	収集量(kℓ)	一般家庭	92.3	89.1	83.6	61.1	60.6
		大口臨時	261.8	286.3	273.5	278.0	257.9
浄化槽汚泥収集量(kℓ)		204.4	207.9	173.9	198.5	186.7	

一般家庭を対象とするし尿収集量は減少傾向である。一方、表中の大口臨時とあるのは仮設トイレ等のし尿収集であり、対象は事業者の場合が多い。これについてはやや減少しているものの一定の需要がある。

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額	47,686	46,735	54,521
決算額	41,836	41,045	47,198

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
需用費	42	
役務費	51	
委託料	47,103	収集運搬、し尿処理
使用料及び賃借料	1	
合計	47,198	

⑥ 関連する歳入項目

(単位:千円)

項	細々節	令和2年度 決算額	主な内容
手数料	し尿処理手数料	8,332	
	し尿処理手数料 (過年度分)	7	

(単位:千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
し尿処理手数料 (現年度分)	8,020	9,140	8,332
し尿処理手数料 (過年度分)	22	7	7

(2) 監査の意見

① 手数料の過年度滞納分について(監査の意見)

概要に記載したとおり、し尿の収集に際しては対象となる家庭等から手数料を徴収しているが、この手数料収入について過年度からの支払が滞っている事案が見られる。

そのような事案の中には対象となる家庭等と連絡がついているものもあり、その場合は市がわずかでも支払ってもらうよう交渉し、できる限り不納欠損処理にならないようにしている。一方、そのような対応にもかかわらず、支払ってもらう金額が現年度の新規発生分と同額のため、現在のところ過年度滞納分の残高は減少していない。

今後も現在行っている対応を継続することが穏当と考えるが、同時に滞納者の意識としては、毎年度繰り返し行われる市の対応を見透かしている可能性があることも想定すべきである。そこで、滞納者への対応の効果も考えて、支払督促等の手法も検討しておく必要がある。

② し尿処理における受益者負担について(監査の意見)

令和2年度における決算額を用いてし尿処理費用の受益者負担割合を計算すると以下ようになる。

1. 処理業務委託費(伊丹市し尿公共下水道放流施設)		
1kℓあたり処理費	59,200 円	
※ 1ℓあたり処理費	59.2 円	①
2. し尿処理量		
定期(家庭)①	臨時(仮設トイレ)②	合計
60,630ℓ	257,860 ℓ	318,490 ℓ
3. 収集運搬委託料(豊中環境整備株式会社)		
	16,970,580 円	②
4. し尿処理件数		
定期(家庭)③	臨時(仮設トイレ)④	合計 ③
663 件	1,085 件	1,748 件
これより、1 件あたりの収集運搬料 ②/③ 9,708.5 円 ④		
5. 徴収額・受益者負担割合		
○定期 28 世帯 56 人 令和2年度徴収額: (※過年度分含む)	197,340 円	○臨時(仮設トイレ等) 令和2年度徴収額:
処理委託料 ①×①	3,589,296 円	処理委託料 ①×②
収集運搬委託料 ③×④	6,436,736 円	収集運搬委託料 ④× ④
	10,026,032 円	25,799,035 円
受益者負担割合	2.0%	受益者負担割合
		30.3%

このように一般家庭が対象となる「定期」の受益者負担割合は 2.0%であり、他方、主に事業者を対象としている「臨時」の受益者負担割合は 30.3%となっている。

一方で、事業ごみ指導課が所管する他の手数料の受益者負担割合は表 55 のようになっている。

表 55 事業ごみ指導課が所管する他の手数料の受益者負担割合

手数料名称	根拠条文	申請者負担割合 (令和元年度決算額)
引取業者登録申請手数料	手数料条例別表第 28 の 1 の項、 2 の項	74.9%
収集運搬許可申請手数料	廃棄物の減量及び適正処理等に 関する条例第 64 条	64.1%
処分業許可申請手数料	廃棄物の減量及び適正処理等に 関する条例第 64 条	81.4%
一般廃棄物許可申請手数料	廃棄物の減量及び適正処理等に 関する条例 26 条	136.9%

(出所: 主な手数料の状況(令和元年度決算)より監査人作成)

上表より、事業者を対象にした手数料の受益者負担割合は基本的に高く設定されており、また、市の「歳入確保に係る基本方針(平成 24 年 7 月)」によれば、原則として、受益者負担割合は 100%が望ましい水準とされている。しかし、現状のし尿処理費用は、事業者を対象にしたものでも 30%ほどであり、明らかに低い水準となっている。し尿処理手数料については、平成 29 年 7 月に料金改定がなされ既に数年が経過している。事業者が負担するものについては、他の手数料との整合性等を考慮し一定程度の負担増を検討する必要があると考える。

2. し尿処理施設基本構想策定業務

(1) 事業の概要

① 第3次環境基本計画における位置付け

第3次環境基本計画において特段の位置付けはされていない。

② 事業内容

豊中市で収集されたし尿及び浄化槽汚泥については、平成20年度から伊丹市に処理を委託しており、伊丹市し尿公共下水道放流施設で中間処理された上で下水管に放流されている。しかし、当該施設は平成3年度に稼働を開始した施設であり、設備の老朽化が著しくなり、更新等の対応が必要になってきたことから、今後の両市におけるし尿処理のあり方について、施設規模や候補地等の比較検討等を行い、両市共同で基本的な方針を定める基本構想を策定することとしている。

本事業は、し尿処理を継続的かつ安定的に実施することを目的に、し尿処理施設の整備(更新)に向けた基本構想を策定する業務であり、し尿公共下水道放流施設整備(更新)基本構想策定業務として、業務委託する形態により実施している。

表 56 し尿公共下水道放流施設整備(更新)基本構想策定業務委託契約の概要

区分	内容
契約名	し尿公共下水道放流施設整備(更新)基本構想策定業務委託契約
委託先	日本水工設計株式会社大阪支社
委託期間	令和2年5月28日から令和3年3月15日
契約の方法	指名競争入札
委託金額	2,717,000円
業務の目的	本業務は、豊中市・伊丹市のし尿公共下水道放流施設の整備(更新)に向けて、今後、用地確保や適正処理・環境保全が推進されるような総合的な視点に立って基本構想および候補地比較等の実施を目的とする。
主な業務内容	1. し尿・浄化槽汚泥処理の現状把握 (1)し尿・浄化槽汚泥の処理状況把握 (2)現有施設の概要把握 2. 施設フレーム等の設定 (1)処理対象物設定 (2)計画目標年次設定

区分	内容
	(3) 関係法令、許認可等整理 3. 施設規模の設定 (1) し尿・浄化槽汚泥の排出量推計 (2) 施設規模設定 4. 施設計画の検討 (1) 前提条件設定 (2) 処理フローシート検討 (3) 処理方式(主要設備)検討 (4) 現有施設の長寿命化可能性検討 (5) 概算事業費検討 5. 候補地の比較検討 (1) 立地条件設定 (2) 候補地抽出 (3) 比較検討項目設定 (4) 候補地比較検討 6. 建設工事の発注方式等検討 (1) 工事発注区分(分離・一括)検討 (2) 工事発注方式(図面発注・性能発注)検討 (3) 落札者決定方式検討

(出所:市提供資料より監査人作成)

③ 事業実績

本事業は令和 2 年度における新規事業であり、令和 3 年 3 月に、受注者から基本構想報告書(3 部)及びその電磁媒体一式の提出を受けている。

④ 事業費の推移

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
当初予算額	—	—	5,984
決算額	—	—	2,717

⑤ 事業費の主な内訳

(単位:千円)

節	令和2年度 決算額	主な内容
委託料	2,717	し尿公共下水道放流施設整備(更新)基本構想策定業務
合計	2,717	

⑥ 関連する歳入項目

(単位:千円)

項	細々節	令和2年度 決算額	主な内容
分担金及び負担金	し尿処理費負担金	1,358	し尿処理施設基本構想作成費用負担金

(注)伊丹市と締結した「し尿処理施設建設等に向けた基本構想策定に係る費用の分担に関する協定書」(令和2年4月1日)に基づき、「し尿公共下水道放流施設整備(更新)基本構想策定業務委託」の委託料総額に2分の1を乗じて得た額(1,358千円)を、伊丹市から分担金として収受している。

(2) 監査の結果及び意見

① 人権啓発研修の受講状況の報告について(監査の結果)

委託契約書第13条において、受注者は基本的人権について正しい認識をもって委託業務を遂行できるよう、人権啓発にかかる研修を行うものとし、その内容を発注者に報告しなければならないとされているが、当該報告を受けていない。

本件委託業務は基本構想の策定業務であり、特に市民と接する機会があるものではないが、発注者として、人権啓発研修を本業務に必要なものとして契約条項に定めたのであれば、当該報告を受ける必要がある。

② 契約書と仕様書の一体化について(監査の結果)

委託契約書第1条において、「発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ)に基づき、設計図書(別添の仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、この契約を履行しなければならない。」とされているが、別添の仕様書については、契約書と袋綴じされていない。契約書には委

託料の支払、履行延滞等の取扱い、一括再委託の禁止等の他の委託契約とも共通的な条項が定められており、業務の目的、業務スケジュール、提出書類及び成果品、配置技術者の要件、資料の貸与方法等といった本業務に重要な具体的な項目については仕様書に記載されている。

確かに、本業務に係る仕様書は指名競争入札を行う際に指名業者に示されており、その後に仕様の根幹が変更されることは想定されないものの、契約時点において確定した仕様は契約を構成する重要な構成要素として袋綴じにより契約書等と一体化しておく必要がある。特に、本業務に係る仕様書は表紙を含めても7ページ程度の分量であり、物理的に困難なものではないことから、契約書等との一体化を図るべきである。

③ 新たなし尿処理施設に係る具体的な施設整備方針の策定について (監査の意見)

現在は、伊丹市し尿公共下水道放流施設にて処理を委託しているが、平成3年度に稼働した施設であり、供用期間が約30年となったことから老朽化が課題となっている。このため、令和2年度に委託を行い、「し尿公共下水道放流施設整備基本構想」(以下「施設整備基本構想」という。)を策定している。施設整備基本構想は、意見公募手続(パブリックコメント)等は経ていないものの、豊中市と伊丹市の担当部署間における協議等も踏まえたものであり、今後の施設整備に対する所管課の基本的な考え方を示しているものといえる。

施設整備基本構想においては、現有施設へのし尿等搬入量を踏まえ、3つのケースを想定し施設整備案を検討している。このうち、ケース1は現有施設の長寿命化による継続使用を想定しており、工事費の規模は相対的に小さいが、毎年度の維持管理費が高額となる可能性がある。一方、ケース2からケース3は施設の新設を想定するものであり、ケース2では処理設備を1系列(うち、脱臭設備等を簡略した場合を別ケース2-2として試算)設置するものとし、ケース3では2系列の設置を想定している。

結果、今後の施設のあり方としては、複数系列による安定的な運転継続が可能であり、設備構成を柔軟に変更できる「ケース3」が望ましいとはするものの、概算工事費が高額となることが想定されることから、さらに安価な処理方法を見つけることが重要であるとし、より簡易な施設の可能性や新たな処理方式の導入等について、引き続き検討が必要なものとしている。

表 57 施設整備基本構想におけるケース別施設整備案

項目	ケース 1	ケース 2-1	ケース 2-2	ケース 3
事業概要	現有施設を補修することで長寿命化	既存処理方式で新設		
		1 系列	1 系列 (簡略化)	2 系列
施設規模	70.0kL/日	5.0kL/日	5.0kL/日	5.0kL/日
希釈水の確保先	工業用水	下水道高度処理水等		
工事費①	464,000 千円	1,061,000 千円	945,000 千円	1,138,000 千円
維持管理費 (20 年分)②	671,000 千円	207,800 千円	204,200 千円	214,800 千円
合計:①+②	1,135,000 千円	1,268,800 千円	1,149,200 千円	1,352,800 千円

(注 1)「工事費」及び「維持管理費」は、いずれも一定の仮定に基づく概算である。

(注 2)ケース 1 以外の「工事費」には、別途、付帯工事費が必要となる可能性がある。

「維持管理費」は薬品費、光熱水費及び補修費としている。

(出所:市提供資料より監査人作成)

令和 2 年度における豊中市のし尿等搬入量は 1 日平均で 1.38kL 程度であり、時期等による変動を踏まえても、現有の施設規模(70.0kL/日)は過大であり、ケース 2 及びケース 3 の施設規模(5.0kL/日)とすることは理解できるところである。また、その規模(5.0kL/日)の施設であっても、新設には、10 億円前後の概算工事費が想定されることから、より簡易な施設や新たな処理方式の採用の可否等を検討することにより、工事費及び維持管理費総額の縮減を指向することは、所管課として必要なものとする。

一方、現有施設を長寿命化した場合であっても、施設整備の先延ばしに過ぎず、一定期間が経過した後には新施設での処理が必要となる。新施設の建設には、実際の工事期間のみならず、①処理方法/施設規模等の検討、②建設候補地の検討、③事業主体の検討等が必要となることから、新施設の整備方針を具体的に決定するまでの時間的な余裕は少ないものと考えられる。

現在、所管課において、他の地方公共団体の事例等も含めて、より簡易な施設や新たな処理方式の導入可能性等も検討しているところであるが、速やかに、その適否等の検討を進め、伊丹市と協議の上で、具体的な施設整備方針を策定されたい。